

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準化委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	11 産業機械	改正	A8330-5	土工機械－運転室内環境－第5部:前面窓ガラスデフロスタ試験方法	Earth-moving machinery – Operator enclosure environment – Part 5: Windscreen defrosting system test method	この規格は、土工機械の前面窓ガラスデフロスタの試験方法及び基準について、ISO 10263-5:1994を基に2006年に制定されたもので、運転室に装着されるデフロスタを適正に設計・評価することによって、土工機械の運転員の冬季の視野を適正化し、機械の安全性を高めるのに寄与することを意図して作成された。その後、ISO 10263-5は技術的な面での見直しに基づき2009年に改訂(以下、対応国際規格という。)され、試験装置、試験条件、試験方法及び試験報告書の規定の一部が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術及び市場の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、要求される品質が明確化され、国際市場の要求に合った製品の開発・製造が可能になり、国際市場での取引における相互理解が促進され、取引の単純公正化及び国際貿易の円滑化が期待される。その結果、さらに、市場規模の拡大も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験装置において、エンジン回転計及び全面窓ガラス上への供給水測定装置の精度の規定を追加し、また、風速計の測定精度を±10%から0.5m/sに変更する。 ・試験条件において、ブロウモータの端子電圧の規定を変更し、精度を高める。 ・試験方法において、機械を冷却する方法及び前面窓ガラス上に氷被膜を作る方法の規定を簡略化する。 ・試験報告書において、報告書の記載項目に、試験対象機械のモデル・製品識別番号、試験環境(温度、湿度、風速など)、霜取り状態を明確に区別するための写真の追加などの規定を追加する。		ISO 10263-5:2009	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 土工機械	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本建設機械施工協会のWG	2025年7月	53.100	3
JSA	11 産業機械	改正	A8339	土工機械－クイックヒッチ(クイックカブラ)－安全性(追補1)	Earth-moving machinery–Quick couplers–Safety (Amendment 1)	この規格は、土工機械で使用するクイックヒッチ(クイックカブラ)の安全要求事項について、ISO 13031:2016を基として2022年に制定されたもので、クイックヒッチを使用するときにアタッチメントが脱落しないよう確実に装着するための要求事項を規定し、クイックヒッチの使用に対する安全性及び作業効率の向上を確保することを意図して作成された。その後、油圧ショベル及びバックホウローダのアーム端部にクイックヒッチを装着する際にクイックヒッチが不意に落下する不具合を解消するため、ISO 13031は2025年にAmd.1が発行(以下、対応国際規格という。)され、その対応策の規定を追加し、機械の安全性を更に高めた性能規定となった。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術及び市場の事態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、要求される品質が改善され、国際市場の要求に合った製品の開発・製造が可能になり、国際市場での取引における互換性が確保され、国際貿易の円滑化が期待される。その結果、さらに、市場規模の拡大も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・安全要求事項及び保護方策の係合機構の規定において、新たに、規定の附属書として油圧ショベル及びバックホウローダのアーム端部に装着されている動力式クイックヒッチに対する要求事項を追加し、本体からこの附属書を引用するように変更する。		ISO 13031:2016/Amd 1:2025	MOD	第2条の該当号: 1(安全度) 対象事項: 土工機械のクイックヒッチ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本建設機械施工協会のWG	2025年7月	53.100	3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B0172	フライス用語	Milling cutter – Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主として金属切削用として一般に用いるフライスに関する用語及び定義について規定したもので、1975年に制定され、1982年に、さらに1993年に改正が行われた。今回の改正では、前回の改正から32年が経過していることから、それ以降の最新技術に対応した用語の追加及び見直しを行い、また、改正された他の規格の用語の定義との整合性をとるために、改正を行う必要がある。 なお、現行規格ではISO 3855 (Milling cutters – Nomenclature)を対応国際規格としているが、この規格は各種のフライスなどの図に対して、それを何と呼ぶのかといった規格であり、用語に対する定義はなく、用語規格ではないため、対応国際規格はなしとした。	【期待効果】 今回の改正で最新技術に対応した用語の定義になることによって、生産者だけでなく使用者の製品に対する理解度及び利便性の向上が期待される。 また、他の規格との整合性が取れ、取引の円滑化、産業の合理化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最近の国内市場動向に合わせ、CAD/CAMの普及により使われ始めた「パレル工具」の用語などを追加する。 ・現行規格では「溶着」「構成刃先」の定義が明確ではなかったため、新たに「凝着」を追加し、これらの定義を明確にする。 ・「合金鋼フライス」「クランプフライス」などは、市場では見られなくなったため削除する。 ・時代に応じて使用される言葉が変わるため、「溝削り」を「溝切削」へ変更するなど、用語の見直しを行う。 ・JIS B 0170[切削工具用語(基本)]の改正に伴い、この規格の用語及び定義と整合性を図る。			無	第2条の該当号：5(用語) 対象事項： フライス工具	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		生産者及び使用者の利便性の向上が図られる	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2025年1月	01.040.25; 25.100.20	3
JSA	08 機械要素	改正	B2704-1	コイルばね－第1部:基本計算方法	Coil springs-Part 1: Basic calculation methods	この規格は、一般に使用するばねのうち、円形断面の金属材料を用いた、圧縮コイルばね、引張コイルばね及びねじりコイルばねの基本計算方法について規定している。この規格で引用しているJIS G 4801 (ばね鋼鋼材)が2021年に改正され、あらたに鋼種SUP14が追加された。SUP14は高強度で入手性が優れるため、ばねへの利用が始まっており、SUP14をコイルばねに用いる場合の用途や許容応力を規定する必要が生じている。また、この規格及びJIS B 2704-2は、2018年に他の三つのコイルばねの規格を統合して整備をしたが、構成上の理由から規格利用者にとってわかりにくい箇所がある。さらに、ねじりコイルばねについては、耐久性を向上したばねの設計を可能とするために規定内容を修正する必要が生じている。これらの修正を行うため、この規格を改正する必要がある。	材料の追加によって、調達の選択肢が増え、材料の入手性と設計の成立性が向上するため、設計開発業務における生産性の向上が期待される。また、規格の構成を見直すことによって、規格利用者の誤解の防止の他、製品の品質、性能向上などに寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・材料において、JIS G 4801:2021で追加された鋼種SUP14を追加する。 ・設計応力において、鋼種SUP14の許容せん断応力を新たに規定する。 ・設計応力において、繰返し力を受けるねじりばねに対して、ショットピーニング適用による耐久性向上の効果を、圧縮ばね及び引張ばねと同様に応力係数として記載し、明確にする。 ・応力の説明と、それに基づく計算式や許容応力の決め方が別々の箇条に記載されており、規格利用者が理解しにくい構成となっているので、構成を見直す。			第2条の該当号：2(設計方法) 対象事項： コイルばね	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2025年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B2704-2	コイルばね－第2部：製品仕様及び測定・試験方法	Coil springs－Part 2: Product specifications and method of testing	この規格は、JIS B 2704-1 の基本計算に基づく圧縮コイルばね、引張コイルばね及びねじりコイルばねの材料、形状、ばね特性及び寸法の仕様の表し方について規定している。この規格で引用しているJIS B 2704-1 (コイルばね－第1部：基本計算方法)にて、新たな鋼種SUP14を追加する改正を予定している。これに合わせ、第2部についても、鋼種SUP14を追加し、SUP14をコイルばねに用いる場合の最大試験力での応力値を規定する必要があり、改正を行う必要がある。また、規格名称及び適用範囲が規定している内容に合致していないため、変更する予定である。	新たな材料の仕様及び試験方法が明確になることで、品質が保証されるとともに、効率的な産業活動に寄与し、国際競争力の強化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・規定内容に合わせ、規格名称を“コイルばね－第2部：製品仕様及び測定・試験方法”に改める。 ・適用範囲において、規定する内容を“材料、形状、ばね特性及び寸法の仕様の表し方”から、“製品仕様及び測定・試験方法”に改める。 ・各コイルばねの試験において、新たな鋼種SUP14のばね特性の試験条件を定めるため、最大試験力のときの応力を規定する。				第2条の該当号：1 (形状・等級) 対象事項：コイルばね	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、オ 欠点：いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2025年7月		2
JSA	08 機械要素	改正	B2711	ばねのショットピーニング	Springs-Shot peening	この規格は、ばねの表面に主として圧縮残留応力を与え、疲労、応力腐食割れ、遅れ破壊などに対する抵抗力の向上を図ることを目的として行うショットピーニングについて規定したもので、2009年に発行されたISO 23910-1 (Springs－Shot peening－Part 1: General procedures)を基に、2013年に改正された規格である。この規格の引用規格JIS G 5904 (鋳造ショット及びグリットの粒度試験方法)が2018年に廃止され、JIS G 5903 (鋳鉄製又は鋳鋼製のショット及びグリット)に統合されているため、この引用規格をJIS G 5903に変更する必要がある。同じく、引用規格JIS Z 2244 (ピッカース硬さ試験－試験方法)が2020年に第1部(試験方法)と第2部(硬さ値表)とに分割されているため、この引用規格を、JIS Z 2244-1 (ピッカース硬さ試験－第1部：試験方法)に変更する必要がある。さらに、引用規格JIS Z 8401 (数値の丸め方)の注記に記載があるISO 31-0 (Quantities and units－Part 0: General principles)はすでに廃止となっており、この注記を削除する必要がある。これらはいずれも技術的な影響がないため、追補改正(形式改正)を行う必要がある。なお、対応国際規格に対して2017年に追補が出されているが、追補で修正された誤記はこの規格では対応済である。さらに、2023年に改訂されているが、この規格では引用していない規格の更新と英語表現の修正といった内容であり、この規格への影響はないため、対応国際規格の改訂に伴うこの規格の改正は不要である。	引用規格の整合化を図ることで、この規格の規定に関して誤った解釈がなされることを防止し、円滑なばねの商取引が行われることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・ショット(簡条5)の表1(ショットの種類及び主な性状)及びショットの品質及び試験方法(附属書JA)の硬さ試験(JA.3.6)において引用しているJIS Z 2244を、JIS Z 2244-1に置き換える。 ・ショットの品質及び試験方法(附属書JA)の粒度分布試験(JA.3.5)において引用しているJIS G 5904を、JIS G 5903に置き換える。 ・引用規格において、JIS Z 8401に対する注記を削除するとともに、上記の置換えに対応して、引用規格を置き換える。		ISO 26910-1	MOD	第2条の該当号：2 (生産に関する作業方法) 対象事項：ばね	法律の目的に適合している。	利点：イ、ウ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2025年7月	21.160	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	11 産業機械	改正	B6228-2	工作機械－ブラミラーの試験条件－精度試験－第2部:ブリッジ移動形(ガントリー形)	Machine tools – Test conditions for bridge-type milling machines – Testing of the accuracy Part2:Travelling bridge (gantry-type) machines	この規格は、JIS B 6190-2、JIS B 6190-7及びJIS B 6191に基づき、汎用目的で使用する普通精度のブリッジ移動形(ガントリー形)ブラミラーの静的精度、工作精度及び数値制御軸の位置決め精度の検査条件について規定したものである。対応国際規格であるISO8636-2は、近年、作業効率向上のために回転テーブルを付加したブラミラーが増えていること、また、より高精度な部品の製造が求められていることなどの市場背景に対応するために2024年に改訂され、検査項目の見直しが行われた。ブリッジ移動形(ガントリー形)ブラミラーは、大型のワーク(工作物)の加工に使われ、海外への輸出台数も多い。そのため、我が国においても対応国際規格との乖離を解消するとともに、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品同士の比較、受渡し、保守等の目的で行う精度検査の公正性が担保され、活発かつ公正な商取引を促進することができると期待される。また、最新のISOと整合することによりJISが輸出入の障壁となることを防ぐことで、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①一般事項において、安全性の向上や新技術の導入のため、機械のレベリング、ソフトウェア補正、測定方法図に関する規定を追加する。 ②静的精度検査の運動軸に関する検査事項において、次の修正を行う。 ・立てフライスヘッドの運動の幾何精度を詳細に試験するために、新たに垂直方向運動(Z軸)に関する試験事項を規定する。 ・移動形クロスレールのW軸の運動の幾何精度を詳細に試験するため、クロスレール運動(R軸)とコラム運動(X軸)及び立てフライスヘッドサドル運動(Y軸)との直角度の検査事項に代えて、新たに真直度試験及び平行度試験を規定する。 ・移動形クロスレールのW軸の傾きを詳細に試験するため、クロスレール運動(R軸)の傾き変動の検査事項に代えて、新たに角度誤差試験を規定する。 ③静的精度検査のテーブルに関する検査事項において、回転テーブルの幾何精度を試験するため、新たに回転テーブルの振れの試験及び回転テーブルの回転軸に対するZ軸運動の平行度試験を規定する。 ④旋回フライスヘッドをもつ機械が少ないため、静的精度検査において、旋回フライスヘッドに関する試験項目を削除する。また、数値制御による位置決め精度検査の旋回軸に関する検査事項を削除し、新たに回転テーブルの位置決め精度試験を規定する。 ⑤JIS B 6190-12:2024として工作精度試験を規定する規格が発行されたため、この規格から工作精度検査を削除する。		ISO 8636-2:2024	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 工作機械	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本工作機械工業会のWG	2025年7月			2
JSA	08 機械要素	改正	B7072-1	光学及びフォトニクスー光学ガラスにおける屈折率の温度係数の測定方法－第1部: 最小偏角法	Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glasses – Part 1: Minimum deviation method	この規格は、最小偏角法を用いて光学ガラスの温度変化に伴って変化する屈折率を測定し、屈折率の温度係数を算出する測定方法について規定したもので、2020年に制定された。 光学ガラスの屈折率は JIS B 7071-1(光学ガラスの屈折率測定方法－第1部:最小偏角法)(ISO 21395-1)などの規格が制定されているが、高い解像度が要求されるような光学機器の設計には、その使用環境における光学ガラスの屈折率の温度変化を考慮する必要がある。この屈折率の温度係数の測定方法は国際標準化されていなかったためこの規格を基礎としたISO規格を提案し、2024年にISO 6760-1(Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glasses – Part 1: Minimum deviation method)として制定された。ISO規格を制定した中では、ハーフプリズムを用いた測定方法、温度係数の相関式などが附属書として追加されたが、normativeであったこれらの附属書がinformativeとして発行されてしまった。このため、これらをnormativeとした改訂版が近々発行される予定となっている。このような状況から、この改訂版を対応国際規格として、ハーフプリズム法などの追加を行うため、このJISを改正する必要がある。 なお、対応国際規格の規格名称に合わせて、規格名称を変更する予定である。	我が国が提案した国際規格に整合し、国際的な取引での相互理解の促進を確保することが可能となり、取引の公正化を図ることが期待されるとともに、国際競争力のさらなる向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を、対応国際規格に整合させて、主題として“光学及びフォトニクス”を追加する。 ・測定手順において、測定試料の温度として六つの温度を規定していたが、任意の温度で測定することが妥当であるため、2つ以上の任意の温度での測定に改める。 ・ハーフプリズム法が、本体に規定の方法と同様に重要な方法であるため、規定として追加する。 ・Δn/ΔTの補間式について、測定品質に関わる重要な事項であるため、規定として追加する。		ISO 6760-1:2025 Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glasses – Part 1: Minimum deviation method	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光学ガラス	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本光学硝子工業会のWG	2025年10月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B7072-2	光学及びフォトニクスー光学ガラスにおける屈折率の温度係数の測定方法ー第2部:干渉法	Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glasses – Part 2: Interferometric method	この規格は、干渉法を用いて光学ガラスの温度変化に伴う光路長の変化を干渉しま(縞)の明暗変化の周期数で読み取り、その光路長の変化から屈折率の温度係数を算出する測定方法について規定したもので、2020年に制定された。高い解像度が要求されるような光学機器の設計には、その使用環境における光学ガラスの屈折率の温度変化を考慮する必要がある。この屈折率の温度係数を測定する方法は国際規格になかったため、B7072-1(光学ガラスにおける屈折率の温度係数の測定方法ー第1部:最小偏角法)とともに、これらの規格を基礎としたISO規格を提案し、2024年にISO 6760-2(Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glassesd, Part 2:Interferometric method)が制定された。ISO規格の制定に際しては、市場ニーズに合わせ、測定上限温度の拡張を行う、測定精度確保のため、キーデバイスである平面板について詳細に規定する、同じく加熱速度と測定対象試料内の温度分布との関係についても規定するなどの見直しが行われた。このような状況から、対応する国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した内容とするため、このJISを改正する必要がある。なお、対応国際規格の規格名称に合わせて、規格名称を変更する予定である。	我が国が提案した国際規格に整合し、国際的な取引での相互理解の促進を確保することが可能となり、取引の公正化を図ることが期待されるとともに、国際競争力のさらなる向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を、対応国際規格に整合させて、主題として“光学及びフォトニクス”を追加する。 ・適用範囲において、その範囲を明確にするために、対象温度幅、測定波長範囲、測定精度を追加する。 ・屈折率の温度係数を用いた任意の温度における測定試料の絶対屈折率の計算において、測定上限温度の拡張に伴い、60℃以上かつ80℃未満の場合の計算式を追加する。 ・平面板について、測定精度に関わる重要な部品であるため、詳細な規定を追加する。 ・加熱速度と温度分布との関係について、測定試料加熱時に測定誤差の原因となる試料内の温度むらを無くすために、規定として追加する。		ISO 6760-2:2024 Optics and photonics – Test method for temperature coefficient of refractive index of optical glasses – Part 2: Interferometric method	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光学ガラス	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本光学硝子工業会のWG	2025年10月		2
JSA	02 計測計量	改正	B7610	重錘形圧力天びん	Pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、単純型構造又は内包型構造のピストン・シリンダを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力の計測に対して用いる重錘形圧力天びんの性能を確保するために必要な計量・技術上の要求事項及び試験方法について規定し、1994年に発行されたOIML R110を基に2012年に改正されたものである。その後、2013年にJIS B 7616(重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法)が制定されたことから、有効断面積の決定に関する規定で重複している事項は、B 7616を引用し重複規定を避ける必要がある。また、不確かさの規定についてもJIS B 7616の規定が適用できる事項については、B 7616を引用することとし、重複を避ける必要がある。このほか、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定されたのに伴い、これへの整合を図る必要がある。このような状況から、関連するJISとの調整を図るとともに実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、圧力計関係規格との整合が図られるとともに、重錘形圧力天びんの信頼性が向上し、継続的に計量性能が担保された製品が市場に供給されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・5.11(不確かさ)の記述について、JIS B 7616の(11 発生圧力値の不確かさ)においてより詳細に規定されていることから、これを引用して、製造上必要な規定に絞り記載する。 ・附属書A(A.4.3有効断面積の決定)については、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)と非常に近い規定内容となっているため、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)を引用して、規定の整合性を図り簡素化する。		OIML R110:1994	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 重錘形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月	17.060	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	02 計測計量	改正	B7616	重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法	Operation and calibration procedures of pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、単純型構造及びそれに準じるピストン・シリンダを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力計測に対して用いる重錘形圧力天びんの性能を確保するための使用方法及び校正方法について規定し、2013年に改正されているが、その後、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定され、主としてJIS B 7610及びJIS B 7616で定められた重錘形圧力天びんを標準器としてデジタル圧力計を校正する方法が定められている。しかし、圧力計測に関わる用語の使い方などに一部不整合があるため、この規格においてもこれらの圧力計測に関連するJISに整合する必要がある。また、同時に改正を行うJIS B 7610(重錘形圧力天びんの製造と精度等級のJIS)で規定している有効断面積の決定に関する規定や不確かさの規定において、相互の規定内容に重複がないような規定とすべきとの指摘があり、規定の振り分けを行う必要がある。さらに、与えられた発生圧力値を補正して計算する場合の式を改める必要がある。このような状況から、近年の技術の実態に即し、より適正な校正が可能となるJISに改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、圧力計関係規格との整合が図られるとともに、重錘形圧力天びんの校正及び不確かさ評価方法の統一、高度化が進み圧力の計量トレーサビリティの確保と各種圧力計の製品評価精度の向上に資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・重錘形圧力天びんの校正方法において、類似の校正方法規格の技術規定及び用語などに一部不整合があるため、これらの整合を図る。 ・有効断面積の決定や不確かさにおいて、重錘形圧力天びんの製品規格との重複規定を避け、それぞれに振り分けて規定する。 ・重錘形圧力天びんの圧力基準高さの発生圧力高さを補正する式を実態に即した式に改める。 ・参考文献に、旧JIS B7547の記載があるが、本文中で参照している箇所がないことから、12.7.1(参照標準器による不確かさ)などの箇条でJIS B7547-1の該当箇所を参照することを検討する。			無	第2条の該当号：2(使用方法) 対象事項： 重錘形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点： ア、オ、カ 欠点： いずれも該当しない。		JCSS(計量法校正事業者登録制度)などの適合性認定において活用される。	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月	17.060	5
JSA	01 基本	改正	B7726	ロックウェル硬さ試験機及び圧子の検証及び校正	Rockwell hardness test-Verification and calibration of testing machines and indenters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の直接検証方法及び間接検証方法について規定するものである。試験機の重要な構成要素である試験力発生機構には、従来の錘を用いた機械的制御方式ではなく、電気的フィードバック制御を実装したものが増加している。電気的フィードバック制御を採用した試験機では、試験力及び押し込み深さの検証時において、機械的制御の試験機とは異なる留意点が存在するため、電気的フィードバック制御の試験機が必要となる検証要件を規定する必要がある。このため、対応国際規格と整合させ、必要となる検証方法を規定することが必要である。 また、球圧子の材質について、現行のJISでは鋼材と超硬合金の2種類が定義されているが、対応国際規格では超硬合金が標準とされている。前回の改正時に、次回改正において超硬合金を標準とし、対応国際規格に整合させることを記載しており、今回の改正でこれを実施することが必要である。	【期待効果】 既に市場に一定数出回っている電気的フィードバック制御を実装した試験機に対する検証方法を規定することは、使用者及び製造者にとって合理的でありコスト削減につながる。また、球圧子の材料を超硬合金に標準とすることで、基準品の供給者が提供すべきスケールが統廃合され、コスト削減が実現できる。また、スケールの削減により、取引当事者間の取引条件が単純化されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験力の検証及び校正(箇条6)では、錘を用いた試験機の構造上、圧子軸の移動範囲により試験力が変化するため3か所の位置で試験力を校正することと規定しているが、閉ループ制御を備えた試験力制御システムの場合は、発生している試験力をモニタしながら目的の試験力を発生するため移動範囲による試験力の変化がないため、1か所の位置で校正することに減ずることを可能とする規定を追加する。 ・押し込み深さ測定装置の校正及び検証(箇条6)では、全領域に対して均等な4区間以上を測定することと規定しているので、各区間に対し一回の測定で評価可能と理解できるが、測定の系統誤差、偶然誤差、過失誤差の影響を小さくするため、測定回数要件を追加して、各区間に対し3回測定して評価する規定に変更する。 ・間接検証(箇条7)において、鋼球を使用したスケールを廃止し、超硬合金球のスケールだけに変更する。		ISO 6508-2	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 鉦工業品(ロックウェル硬さ試験機)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	01 基本	改正	B7730	ロックウェル硬さ試験－基準片の校正	Rockwell hardness test－Calibration of reference blocks	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の間接検証、試験機の日常の精度管理などに使用する硬さ基準片の校正方法について規定したものである。今回、対応国際規格であるISO 6508-3が2023年に改訂され、校正用試験機に対する要求事項が細分化され、事業者間比較試験要求も追加された。この規格も国際間取引の円滑化及び事業者間比較試験による事業者間のばらつき改善を主目的として改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に整合させることによって、硬さ基準片の事業者間差の縮小に繋が ^り 、校正の信頼性の向上が期待される。また、国内市場で利用される硬さ試験機の精度管理の利便性、信頼性向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・校正用試験機(箇条5)の内容をJIS B 7726(ロックウェル硬さ試験機の校正)に倣い、より細分化する。 ・事業者間のばらつきを改善する目的で新たに技能試験のような事業者間試験についての項目を追加する。 ・対応国際規格に追加された校正用試験機の附属書Dを現行JISの附属書JAと統合して規定する。		ISO 6508-3	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 鋳工業品(ロックウェル硬さ試験片)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月		2
JSA	05 電気	改正	B8103	水車及びポンプ水車の模型試験方法(追補)	Methods for model tests of hydraulic turbine and reversible pump-turbine	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、実物の水車及びポンプ水車の受渡試験に適用する模型水車及び模型ポンプ水車で行う模型試験方法について規定したものである。この規格は、IEC 60193及びIEC62097との差異が大きくなってきたこと、関連団体規格(JSME S008:2018)から物理現象に立脚した損失評価に基づいた水車性能換算法が改訂された背景を踏まえて、IEC 60193:2019を基礎としてJSME S008の換算理論をJIS独自に取り入れて2022年に全面的に改正した。その後、反動水車効率換算法のIEC 62097との比較(附属書E)において、半渦巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、IEC 60193の換算法ではなく、この規格に取り入れた物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)にすべきといったことが指摘されるなど、より明確化を図るために追補改正が必要である。	【期待効果】 本改正によって、受渡試験に適用する模型試験方法がより明確なものとなり、規格利用時に適切な理解が得られるとともに、取引の円滑化も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・比エネルギーに関する用語において、キャピテーション係数0の定義をより適切な表記とするため、“キャピテーション係数”の後に“0”を明記する。 ・圧力測定の測定孔及び接続配管の圧力配管において、より適切な内容とするため、“6 mm以下”を“ 6 mm以上”に改める。 ・IEC 62097換算法との比較において、半渦巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、より適切なものとするため、物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)に改める。		IEC 60193:2019	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 水力発電設備	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月	23.080;27.140	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B8386	油圧－バルブ－流量に対する差圧特性の決定方法	Hydraulic fluid power－Valves－Determination of pressure differential/flow characteristics	この規格は定常状態における油圧制御弁の流路を通る流量によって発生する差圧特性を決定する方法について規定するものであり、対応国際規格ISO4411:1986を基に2000年に制定された。そして、対応国際規格が2008年10月に改訂されたため、これを基に“標準測定用プレートの追加”，“結果の表示方法変更”を主目的として、2011年に改正された。その後、2019年にも対応国際規格が改訂され、この規格においても、実際の作業においての課題・問題点に対応し、対応国際規格との整合を図り油圧バルブの国際的互換性を確保するため、改正する必要がある。	この改正によって、国際的な互換性を確保することが可能となり、取引の単純公正化、相互理解の促進を図ることが期待できる。また、国際競争力の向上に関して貢献が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・流量記号“q _v ”を“q”に変更し、対応国際規格に整合させる。 ・リリーフ弁の図記号を引用規格JIS B 0125－1 (油圧・空気圧システム及び機器－図記号及び回路図－第1部:図記号)の修正に合わせ、ばね部分の表現を変更する。なお、JIS B 0125－1は対応国際規格に整合させるため改正された。 ・“流量”及び“差圧”の定義について、引用規格JIS B 0142 (油圧・空気圧システム及び機器－用語)で規定されている定義の方が適切であるため、引用規格に整合させる。		ISO 4411:2019	MOD	第2条の該当号: 4 (試験方法) 対象事項: 油圧機器	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年7月		2
JSA	08 機械要素	改正	B8390-2	空気圧－圧縮性流体用機器の流量特性試験方法－第2部:代替試験方法	Pneumatic fluid power－Determination of flow-rate characteristics of components using compressible fluids－Part 2: Alternative test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、圧縮性流体、すなわち、気体を使用する空気圧機器の流量特性を決定するための代替試験方法として充填試験及び放出試験について規定したもので、空気圧機器の能力をカタログに表示するために必要な試験方法である。この規格で規定する試験方法は、等温化タンクという金属繊維を充填した特殊なタンクを用いることによって、JIS B 8390-1 (空気圧－圧縮性流体用機器の流量特性試験方法－第1部:通則及び定常流れ試験方法)の試験方法に比べ、試験時間の短縮と使用する圧縮空気量の低減ができる。 この規格は、対応国際規格ISO 6358-2 (Pneumatic fluid power－Determination of flow-rate characteristics of components using compressible fluids－Part 2: Alternative test methods)を基に2018年に制定されたが、空気圧機器の製造業者によってこの規格の規定通りに実際に試験を実施すると、試験装置及び試験手順に不明確なところが現れた。試験装置では、圧力データの個数が1000個以上必要であるが、規定通りにサンプリング時間を設定しても1000個を満たさない場合があった。また、試験手順では、コンダクタンス特性グラフでコンダクタンスに飽和領域が現れない場合があった。対応国際規格は2019年に改正され、試験装置及び試験手順のこれらの問題に対する対処方法が追加された。対応国際規格に整合し、これらの問題への対処方法を追加するため、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって、国際的な互換性を確保することが可能となり、試験方法が適切かつ明確になることから、取引の公正化、相互理解の促進ならびに、国際競争力の向上に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験装置において、圧力データの個数が1000個に満たない場合、サンプリング間隔を短くし、圧力データの個数が1000個以上になるようにするという対処方法を追加する。 ・試験手順において、コンダクタンスの飽和領域が現れなかった場合、放出試験では、等温化タンク内の充填圧力を高く設定し、充填試験では、等温化タンク内の初期真空圧力を低く設定し、飽和領域が現れるようするという対処方法を追加する。		ISO 6358-2:2019	MOD	第2条の該当号: 4 (試験方法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年1月	23.100.01	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B8403-1	空気圧シリンダの附属金具寸法―第1部:スフェリカルロッドアイー1MPaシリーズ	Pneumatic fluid power―Mounting dimensions for accessories – Part 1: Rod end spherical eyes, 1 MPa series	この規格は、JIS B 8368-1～JIS B 8368-3 に規定する 1 MPa シリーズ用空気圧シリンダに使用する附属金具の中のめねじスフェリカルロッドアイの寸法について規定したもので、2009年に改訂されたISO 8139[Pneumatic fluid power – Cylinders, 1 000 kPa (10 bar) series – Mounting dimensions of rod-end spherical eyes]を基に、2013年に改正された。しかし、引用規格であり、適用範囲にも記載のあるJIS B8368-1[空気圧シリンダ取付寸法―第1部:片ロッド―1MPaシリーズ―角カバー形―タイロッド締付(取付金具固定)式(内径32mm～250mm)]が廃止されており、これらを修正する必要があるため、追補改正を行う必要がある。なお、対応国際規格は、2018年に改訂されており、JIS B 8368-1の対応国際規格であるISO 6430は、このときに引用しないよう改められている。また、それ以外の改訂内容については、既に対応国際規格の改訂内容に対応していたため、これに合わせたJISの改正を行う必要はないと考えている。また、今回の改正の結果、適用範囲は対応国際規格の2018年版と整合することになる。	改正によって、2018年に改正された対応国際規格の適合範囲と整合することになり、相互理解の促進、国際貿易の円滑化などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、“JIS B 8368-1～JIS B 8368-3”を、“JIS B 8368-2及びJIS B 8368-3”に置き換える。		ISO 8139:2018	MOD	第2条の該当号: 1(寸法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年7月		2
JSA	08 機械要素	改正	B8403-2	空気圧シリンダの附属金具寸法―第2部:ロッドクレビスー1MPaシリーズ	Pneumatic fluid power – Mounting dimensions for accessories – Part 2: Rod end clevis, 1MPa series	この規格は、JIS B 8368-1～JIS B 8368-3 に規定する 1 MPa シリーズ用空気圧シリンダに使用する附属金具の中のめねじロッドクレビスの寸法について規定したもので、2009年に改訂されたISO 8140 (Pneumatic fluid power – Cylinders, 1 000 kPa (10 bar) series – Mounting dimensions of rod-end clevises)を基に、2013年に改正された。しかし、引用規格であり、適用範囲にも記載のあるJIS B8368-1[空気圧シリンダ取付寸法―第1部:片ロッド―1MPaシリーズ―角カバー形―タイロッド締付(取付金具固定)式(内径32mm～250mm)]が廃止されており、これらを修正する必要があるため、追補改正を行う必要がある。なお、対応国際規格は、2018年に改訂されており、JIS B 8368-1の対応国際規格であるISO 6430は、このときに引用しないよう改められている。また、それ以外の改訂内容については、既に対応国際規格の改訂内容に対応していたため、これに合わせたJISの改正を行う必要はないと考えている。また、今回の改正の結果、適用範囲は対応国際規格の2018年版と整合することになる。	改正によって、2018年に改正された対応国際規格の適合範囲と整合することになり、相互理解の促進、国際貿易の円滑化などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、“JIS B 8368-1～JIS B 8368-3”を、“JIS B 8368-2及びJIS B 8368-3”に置き換える。		ISO 8140:2018	MOD	第2条の該当号: 1(寸法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B8419	空気圧－方向制御弁－切換時間及び応答時間の測定	Pneumatic fluid power－Directional control valves－Measurement of shifting time and response time	この規格は、電気又は空気圧で操作する方向制御弁及び可動流体素子の、切換時間及び応答時間の測定における試験手順について規定したもので、2001年に発行されたISO 12238を基に、2010に制定したものである。対応国際規格は、2023年に改訂され、これまで規定されていなかった無排気バルブ位置に弁がシフトする制御弁及び可動流体素子の測定方法が追加され、内容が大きく変更となった。方向制御弁及び可動流体素子の切換時間の測定方法は圧力変化を検出するため、圧力が排気されない無排気バルブでは圧力変化が検出できず、これまで切換時間の測定ができなかった。今回の改訂では測定条件である出力側の配管条件を新たに規定することで、無排気バルブでも圧力変化を検出できるようになった。これらの規定を追加するとともに、国際規格に整合し、性能測定と製品性能である切替時間の互換性を確保するため、このJISを改正する必要がある。	この規格の改正によって、国際的な互換性を確保することが可能となる。これにより適正な性能把握により取引の公正化を図ることが期待でき、国際競争力の向上が期待できる。	主な改正内容は、次のとおりである。 ・無排気バルブ位置に弁がシフトする制御弁及び可動流体素子の切替時間測定方法の規定を追加する。 ・試験装置において、切替時間測定方法の追加に伴い、無排気バルブに対応するため供試弁の出力ポート側に絞り弁と流量計とを設けた試験回路に見直す。 ・試験精度において、測定機器の精度向上に伴い、規定する圧力、温度及び時間のシステムの許容誤差を厳しくする方向で見直す。		ISO 12238:2023 Pneumatic fluid power – Directional control valves – Measurement of shifting time	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ 欠点：いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年10月		1
JSA	11 産業機械	改正	B8613	ウォータチリングユニット	Water chilling units	この規格は、容積形電動圧縮機、蒸発器、凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニットについて規定したものであり、1981年に制定されてから、2回の改正を経て、2019年に改正された。 その後、2019年改正後に、この規格の表5の見出し欄及びその条件値の内容が実態にそぐわないような状況にあり、適切な内容に改める必要があるので、市場の混乱を避けるため、その点について早急に修正を行う必要があると判断し、今回、改正を行うこととした。	この改正によって市場の混乱を回避でき、当該製品の適正な試験をより円滑に実施できることが期待できる。さらに、この改正によって、製造業者及び使用者間の相互理解や効率的な産業活動が促進され、これらの製品の環境保全対応を加速する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・水冷式ユニット試験条件(表5)において、表の列見出しを当該製品機種の熱交換方式に見合った項目「冷却水又は熱源水(熱源側)」に変更し、空冷式の条件値を水冷式の条件値に変更する。		無	第2条の該当号：1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項：ウォータチリングユニット	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ 欠点：いずれも該当しない。	－	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人日本冷凍空調工業会のWG	2025年10月	27.200	3	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	11 産業機械	改正	B8628	全熱交換器	Air to air heat and energy exchanger and ventilators	この規格は、居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱(霜取りを除く。)、冷却、加湿又は除湿部を除いた空気対空気の全熱交換器について規定したもので、全熱交換器が空調分野の省エネ機器として広く採用されるようになったため、2000年に日本冷凍空調工業会規格JRA4038(全熱交換器)を基に制定された。その後、全熱交換器のうち送風機部分を搭載する構成(全熱交換・換気ユニット)の性能試験に関する国際規格ISO 16494が2014年に制定されたことに呼応し、また、その他法規や社会情勢の変化による必要な変更を盛り込み、2017年に基本の製品規格として、この規格を改正し、同時に参照規格としてISO16494と整合するJIS B 8639の制定が行われた。 その後、全熱交換器のうち送風機部分を搭載しない熱交換器部分だけの構成(全熱交換器単体)の性能試験に関する試験規格(ISO 21773)が2021年に制定された。JISでは全熱交換器単体の試験方法は、この規格に定められているが、ISO21773とは整合していない。国内でも全熱交換器単体での販売が行われており、輸出もあることから、関係者から全熱交換器単体に関する標準化が望まれている。そのため、全熱交換器単体に関する静圧損失、熱交換効率、有効換気量などのこの規格の試験規定をISO 21773に対応する新規制定JISから引用し、国際整合に対応した内容及び規格構成に見直す必要がある。また、前回改正後に建築物省エネ法において、全熱交換器の計算が入力可能となり必要な記載が追加されているなど、法規や社会情勢の変化に対応する変更などもあり、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この規格を改正することによって、建築物省エネ法の入力において必要な項目の表示などの規定が網羅され、全熱交換器の適正な省エネ計算への盛り込みが促進され、それにより空調エネルギーの省エネルギー化に寄与することができるだけでなく、全熱交換器単体の試験方法を国際規格との整合化することができ、貿易の障壁が排除され、市場の拡大を促進することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、試験方法が異なる蓄熱形ダクトレス換気装置を対象外とする。 ・用語定義において、仕様書表示に追加した用語及び定義を追加する。 ・仕様書表示において、建築物省エネ法に対応した表示項目(例:ダクトの呼び径など)を追加する。				第2条の該当号: 1(種類、型式、構造、品質、性能、耐久性、安全度) 対象事項: 全熱交換器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人日本冷凍空調工業会のWG	2025年4月		2
JSA	11 産業機械	改正	B8639	全熱交換器－風量、有効換気量、及び熱交換効率の測定方法	Heat and energy recovery ventilators-Method of test for performance of flowrate, net supply airflow and gross effectiveness	この規格は、JIS B 8628 で規定する全熱交換器のうち、全熱交換・換気ユニットの換気関連及びエネルギー関連の性能である風量、有効換気量、及び熱交換効率の測定方法について規定したもので、全熱交換器が空調分野の省エネ機器として広く採用されるようになったため、2014年に性能試験方法の国際規格ISO 16494が制定され、我が国においては、製品規格であるJIS B 8628の改正と同時に、ISO 16494を対応国際規格として制定された。 その後、ISO16494は同規格に関する不確かさのTRが制定されるのに合わせてシリーズ化しISO 16494-1が制定され、その際に欧州規格(EN)とISOの整合性を取るための空気条件の追加(T8)やその他詳細の見直しが行われた。また、2023年にISO 16494-1における表1の条件追加、図A.1、図B.1及び図C.1の記号修正などのため、AMD1が発行された。この製品の昨今の技術の状況から、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことによって、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待できる。また、国際規格と整合化することによって、市場の拡大が促進することが期待される。	主な改正点は次の通り。 ・熱交換効率測定において、欧州規格(EN)とISOの整合性を取るため追加された空気条件(T8)を追加する。 ・試験方法としてISO規格の改訂時に追加された試験の一般事項に関する箇条5を追加する。 ・適用範囲に対象とする全熱交換器の熱交換器の形式として、ISO規格の改訂時に追加された、静止形熱交換器、回転形熱交換器、ヒートパイプ形熱交換器を追加する。 ・ISO規格の改訂時に変更された数式の記号類を変更する。		ISO 16494-1:2022+Amendment 1:2023	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 全熱交換器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの)	一般社団法人日本冷凍空調工業会のWG	2025年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B8661	電気及び電子制御式油圧ポンプ試験方法	Hydraulic fluid power—Test method for electrically controlled oil hydraulic pumps	この規格は、電気及び電子制御の容積式油圧ポンプの静特性と動特性を確かめるための試験方法について規定したものであり、1989年に制定され2002年に改正された。2002年改正の際、ISO17559が開発途中であったため、ISO_DIS17559を基に改正された。その後2003年にISO17559(以下、ISO17559:2003を対応国際規格という。)が制定されていたが、DISに沿って改正されたという事実が確認されたのが2022年であった。そこで、対応国際規格との差異を確認したところ、動特性試験の圧力補償時の応答特性における圧力上昇率が、対応国際規格では680～920 MPa/sとしているのに対し、690～2 060 MPa/sのため、圧力上昇率が速過ぎ、試験者に対して危険となる可能性がある、測定精度等級Bの回転速度の許容系統誤差が±1ではなく±1.5と大きくなっており、流量の計測値にも悪影響を及ぼすなど、いくつか改正すべき点があった。今回、これらに対応し、ISOと整合させるため、このJISを改正する必要がある。	この改正によって、品質を明確化し、また国際的な互換性を確保することが可能となり、取引の単純公正化、相互理解の促進を図ることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・動特性試験の圧力補償時の応答特性において、圧力上昇率が早すぎるため、対応国際規格に合わせ690～2 060 MPa/sを680～920 MPa/sに改める。 ・動特性試験の流量のステップ応答特性において、ポンプの流量入力信号値について、試験結果に違いが出ないように対応国際規格に合わせ、最大流量の10%から90%、75%、50%、25%にそれぞれステップ状に変化させるよう改める。 ・測定精度の等級において、測定器の許容系統誤差のうち、測定精度等級Bの回転速度の許容系統誤差を±1.5から±1に改める。		ISO 17559:2003	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 油圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: い、いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年7月		2
JSA	05 電気	改正	C1302	絶縁抵抗計	Insulation resistance testers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 61557-1:2007及びIEC 61557-2:2007を基に、電池を内蔵する定格測定電圧1000V以下の絶縁抵抗計について規定した規格である。 IEC 61557-1及びIEC 61557-2は、低電圧配電システムのさらなる安全性の向上、測定不確かさの他規格との整合、測定カテゴリに関する要求事項の追加などを取り込み、2019年に改正された。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、使用者の安全性が向上し、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格の改正に伴い“測定不確かさ”及び“定格表示値”を追加する。 ・要求事項において、対応国際規格の改正に伴い動作不確かさの算出式を変更する。また、使用者の安全性向上のため製品へ定格対地電圧及び測定カテゴリの表記要求を追加する。 ・環境の影響として、使用者の安全性向上のためハザード指示器並びに残留電圧放電時の要求事項及び試験方法の記載を追加する。		IEC 61557-1:2019、IEC 61557-2:2019	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、性能、耐久度、) 対象事項: 絶縁抵抗計	法律の目的に適合している。	利点: イ、エ、カ 欠点: い、いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2024年4月	17.220.20; 29.080.01; 29.240.01	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C1910-1	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第1部：測定器に対する要求事項	Measurement of DC magnetic, AC magnetic and AC electric fields from 1 Hz to 100 kHz with regard to exposure of human beings – Part 1: Requirements for measuring instruments	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、直流磁界並びに 1 Hz～100 kHz の周波数帯域の準静的磁界及び電界への人体へのばく露レベルを評価するために、磁界及び電界の強度測定に用いる測定器について規定したもので、IEC 61786-1を基に、2013年に制定された。IEC 61786-1は、その後、2024年に、電磁両立性(EMC)に関する引用規格の改訂の反映を目的として、Amendment 1が発行された。この変更によって、特にイミューニティ要求事項が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、誤動作などが起きづらい電磁界測定が可能となり性能の改善に寄与する。また、国際的に共通の要求事項の下で方法を規定することによって、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定器の仕様について以下の修正を行う。 －機器のイミューニティ・エミッション要求に関する引用規格をアップデートする。 －対応国際規格の”should”→”shall”への変更に伴う修正を行う。 －3軸の磁界測定器を使用することを推奨するとともにアナログメータに関する記載を削除する。 －電界計の支持棒の例として木製の指示棒を追加する。 ・校正に関する文書の記載事項について、「校正対象測定器の記述、状態及び明確な識別」を「校正対象測定器名、シリアルナンバーおよび状態の記述」とする。		IEC 61786-1	IDT	第2条の該当号：4(性能) 対象事項：電磁界強度測定器	法律の目的に適合している。	利点： ア、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月	17.220.20	4
JSA	05 電気	改正	C2812	機器取付け用レール	Mounting rails for devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 60715:1981を基に、交流1 000 V以下又は直流1 500 V以下で使用する継電器、接触器、開閉器、工業用端子台などの電気機器を取り付ける機器取付け用レールの種類、形状、性能及び試験方法について規定したものである。対応国際規格は、2017年の第2版の改訂で、保護導体として使用するレールの電気的機能について、保護導体端子台への接続は、IEC 60947-7-2 (Low-voltage switchgear and controlgear – Part 7-2: Ancillary equipment – Protective conductor terminal blocks for copper conductors) (JIS C 8201-7-2が対応)に従うことが追加され、端子台による不安全の対策が強化された。また現行JISは、1998年の改正であり規格構成が現在の対応国際規格とは大きく異なり、利便性が損なわれている。このような状況から、対応国際規格との規定のかい(乖)離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 保護導体として使用されるレールの電気的機能の明確化に伴い性能の向上及び円滑な流通が期待できる。また、対応国際規格との整合によって国際市場への事業の拡大、輸入製品の品質確保などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 “適用範囲”において、従来は明記されていなかったが、保護接地用として使用される取付けレールの電気的機能がJIS C 8201-7-2に規定されていることを追加する。		IEC 60715:2017	MOD	第2条の該当号：1(種類、形状、寸法、性能) 対象事項：機器取付け用レール	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2024年4月	29.130.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3215-0-1	巻線共通規格－第0－1部：一般特性－エナメル銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-1: General requirements－Enamelled round copper wire	この規格は、エナメル銅線の一般特性について規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-1(ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、対応国際規格は、2013年にED.4及び2019年にAMD1が発行され、製品の品質向上のため、中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧の追加、また、市場の実態を踏まえ、導体抵抗について、公称導体径の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧を追加することによって、品質が向上する。 ・導体抵抗において、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体径の範囲を拡大すること、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最小両側被膜厚さ(4.3)に“中間公称導体径”についての規定を追加する。 ・市場の実態に合わせ、導体抵抗(表3)において、公称導体径の範囲を拡大する(0.018mm～0.063mm → 0.018mm～0.280mm)。 ・最近の技術の進歩に合わせ、伸びにおいて、最小伸びの規定値を改める。 ・品質向上のため、中間公称導体径について、絶縁破壊電圧の規定値を追加する。 ・試験結果の再現性を向上するため、参考として附属書に記載している導体抵抗の算出方法を規定として明確にする。		IEC 60317-0-1:2013(ED4.0)+AMD1:2019	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	29.060.10	4
JSA	05 電気	改正	C3215-0-2	巻線共通規格－第0－2部：一般特性－エナメル平角銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-2: General requirements－Enamelled rectangular copper wire	この規格は、エナメル平角銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-2:1997(ED.3)+AMD1(1999)+AMD2(2005)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、製品の品質向上のため、伸びの試験に耐力及び抵抗値を追加、融着層をもつものに対して絶縁破壊電圧を追加、また、市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・伸びの試験に耐力及び抵抗値の規定を追加するなどによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大することによって、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を次のように変更する。 －幅：2.00 mm 以上、16.00 mm 以下 → 2.00mm以上、31.50mm以下 －厚さ：0.80 mm 以上、5.60 mm 以下 → 0.80mm以上、10.00mm以下 ・導体寸法の範囲の拡大に伴って、面取半径、伸びなどの規定値を改める。 ・絶縁破壊電圧において、融着層をもつものに対する規格値を追加する。		IEC 60317-0-2:2020(ED.4.0)	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	29.060.10	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3215-0-3	巻線共通規格－第0－3部：一般特性－エナメルアルミニウム線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-3: General requirements－Enamelled round aluminium wire	この規格は、エナメルアルミニウム線の一般特性について規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-3 (ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、対応国際規格は、2013年にAmd1及び2019年にAmd2が発行され、製品の品質向上及び試験の再現性向上のため、導体抵抗算出方法の変更、温度指数に用いる試験片を明確化するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・導体抵抗の算出方法などを改めることによって、品質が向上する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・温度指数において、試験片は、関連規格によることとして、試験片の条件を明確にする。 ・導体抵抗の算出方法を、抵抗率の最小値及び最大値から算出する計算式から、標準値から算出する計算式に変更する。		IEC 60317-0-3:2008 (ED3.0)+AMD1(2013)+AMD2(2019)	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	29.060.10	4
JSA	05 電気	改正	C3215-0-4	巻線共通規格－第0－4部：一般特性－ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-4: General requirements－Glass-fibre wound bare or enamelled rectangular copper wire	この規格は、ガラス巻平角銅線及びにエナメルガラス巻平角銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-4:1997(ED2.0)+AMD1(1999)+AMD2(2005)に基づいて改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体厚の範囲を拡大、また、品質向上のため、絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容の改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容を改めることによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、公称導体厚さの範囲拡大することで、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場の実態に合わせ、公称導体厚さについて、5.6mmを超え10.0mm以下の範囲を追加して拡大する。これに併せ、面取半径、伸びなどの規定値を追加する。 ・昨今の技術進歩を踏まえ、グレード2のエナメルガラス巻平角銅線について、最小絶縁破壊電圧を厳しくする(1500,2000→2350,2560V)。 ・市場の実態に合わせ、グレード1のエナメルガラス巻平角銅線について、両側絶縁厚さ及び絶縁破壊電圧の規定値を新たに追加する。 ・軟らかさにおいて、昨今の技術進歩を踏まえ、ガラス巻平角銅線とエナメルガラス巻平角銅線に分け、個々に規定するとともに、ガラス巻平角銅線については、最大戻り角度の基準を、5.5→5.0°を超えてはならないとして厳しくする。 ・市場の実態に合わせ、ガラス巻平角銅線について、密着試験を新たに規定する。		IEC 60317-0-4:2020 (ED4.0)	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	29.060.10	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C3215-2	巻線個別規格―第2部：クラス130の融着層付きはんだ付け可能ポリウレタン銅線	Specifications for particular types of winding wires―Part 2: Solderable polyurethane enamelled round copper wire, class 130, with a bonding layer	この規格は、クラス130のポリウレタン樹脂を主体としたエナメル銅線の上に融着皮膜をもつ二重皮膜のエナメル銅線について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60317-2:2012(ED.4)を基として、2016年に制定された。その後、対応国際規格は、2019年にED.5、2024年にAMD.1が発行され、それまで検討中であったピンホール試験に関する要求事項が追加された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場実態に即し、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・ピンホール試験に関する要求事項が追加され、品質の改善に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際取引の円滑化に寄与し、ひいては市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・ピンホール試験において、対応国際規格との整合を図り、要求事項を新たに規定する。		IEC 60317-2:2019, AMD1:2024	MOD	第2条の該当号：1(寸法、性能、品質) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、カ、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月		2
JSA	05 電気	改正	C3215-17	巻線個別規格―第17部：クラス105のポリビニルアセタール平角銅線	Specifications for particular types of winding wires―Part 17: Polyvinyl acetal enamelled rectangular copper wire, class 105	この規格は、クラス105のポリビニルアセタール樹脂を主体とした単一被覆層のエナメル平角銅線について規定するもので、2010年の発行されたIEC 60317-17(ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、製品の品質向上のため、密着性の伸長条件を追加する。また、市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・密着性の伸長条件を追加することによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大することで、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、取引及び国際貿易の円滑化によって、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場の実態を踏まえ、次のように導体寸法の範囲を拡大する。 幅：2.00 mm 以上、16.00 mm 以下→2.00mm以上、31.50mm以下 厚さ：0.80 mm 以上、5.60 mm 以下→0.80mm以上、10.00mm以下 ・製品の品質向上のため、密着性の試験条件(伸長条件)を追加する。		IEC 60317-17:2020 (ED4.0)	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	29.060.10	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3216-1	巻線試験方法―第1部: 全般事項	Winding wires-Test methods-Part 1:General	この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の試験方法の全般事項について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-1:1996(Ed.2)+AMD1:2003+AMD2:2009を基として、2011年に制定された。その後、対応国際規格は、2021年にED.3、2025年にAMD1が発行され、寸法、機械的特性、化学的特性、電気的特性などの試験方法が規定されている各引用国際規格(IEC 60851-2、-3、-4、-5など)の最新版を適用するための改訂が行われた。また、これらの引用国際規格に対しては、対応するJIS C 3216規格群があり、国際規格の動向に合わせて改正されてきている。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場実態に即し、JIS C 3216規格群の最新版の個別試験規格を適用するために、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際取引の円滑化に寄与し、ひいては市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格との整合を図り、JIS C 3216規格群(個別試験規格)の目次一覧の記載を削除する。 (対応国際規格ではメンテナンス性向上のために削除された。)		IEC 60851-1:2021, Amd1:2025	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 巻線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月		2
JSA	05 電気	改正	C3216-3	巻線試験方法―第3部: 機械的特性	Winding wires-Test methods-Part 3: Mechanical properties	この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線機械的特性の試験方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-3:2009(ED.3)を基として、2011年に制定された。その後、対応国際規格は2013年にAMD1、2019年にAMD2、2023年にED4.0が発行され、市場の実態に合わせ、“ワニス含浸繊維巻丸線及び平角線”などの密着試験方法の変更、融着性試験のエナメル平角線への適用などについて改訂された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場実態に即し、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・密着試験方法がより明確化され、市場の製品品質の向上に寄与する。 ・融着性試験をエナメル丸線に加え、エナメル平角線にも適用されることから、製品品質の向上に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際取引の円滑化に寄与し、ひいては市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・密着試験において、対応国際規格との整合を図り、“ワニス含浸繊維巻丸線及び平角線”、“繊維巻エナメル丸線及び平角線”、及び“テープ巻丸線及び平角線”について、皮膜浮きの測定方法を明確化(切れ目から線の長手方向に皮膜が浮いている部分の長さを測定)する。 ・融着性試験において、対応国際規格との整合を図り、エナメル平角線にも適用するよう改める。		IEC 60851-3 Ed. 4.0:2023	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 巻線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C4402	浮動充電用サイリスタ整流装置	Thyristor rectifiers for floating charge	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、据置アルカリ蓄電池及び据置鉛蓄電池の浮動充電用サイリスタ整流装置で、公称直流電圧200 V以下で、定格直流電流600 A以下のものについて規定したものである。 近年、産業用リチウム二次電池と組み合わされたサイリスタ整流装置が増加してきたため、市場実態に合わせてサイリスタ整流装置の規定を追加する必要がある。 また、整流装置を収納する箱体(筐体)に関して、現行規格では標準的な箱体の寸法と対応する箱体番号の一覧表とを規定しているが、設置場所、条件などに応じて製造業者が対応するため、現在、箱体番号は実務上及び商務上取り扱われておらず、市場実態とかけ離れた規定は、混乱を避けるため削除する必要がある。 このような状況から、この規格を、市場の実態に即して改正する必要がある。	【期待効果】 浮動充電用サイリスタ整流装置の規定の追加によって、性能・品質の明確化、市場での相互理解の促進などに寄与することが期待される。また、市場実態に即した箱体番号・箱体寸法の規定の削除によって、蓄電池の種類・数量に応じた箱体寸法の自由度が上がり、開発による小型化、省スペース化などが促進され、利便性の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・産業用リチウム二次電池と組み合わされたサイリスタ整流装置を適用範囲に追加し、引用規格を追加する。 ・産業用リチウム二次電池の浮動充電用サイリスタ整流装置に対応する規定を追加する。 (7. 1 電圧電流特性 7. 1. 2 直流電流電圧特性 a) 低電圧特性 及び c) 垂下特性 に規定を追加) ・箱体番号及び箱体寸法の規定を削除し、寸法公差だけを規定する。 (9. 2箱体寸法を9. 2箱体寸法の公差に修正し、箱体番号・箱体寸法を規定する表12～表17を削除)			無	第2条の該当号：1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項：浮動充電用サイリスタ整流装置	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、オ 欠点：いずれも該当しない。	公共調達基準等に引用される規格	—	一般社団法人電池工業会のWG	2025年10月			1
JSA	06 電子	改正	C5101-8	電子機器用固定コンデンサー 第8部：品種別通則：固定磁器コンデンサ種類1	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 8: Sectional specification: Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 1	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用固定磁器コンデンサ種類1(温度補償用)について規定したもので、適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-8が2024年8月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定に大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。今回IEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な見直しを行ったことから、対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。 ブランク個別規格であるJIS C 5101-8-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行するため、JIS C 5101-8-1を廃止する。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・温度特性の公称温度係数及び温度係数の許容差を表す記号として、EIA規格のカテゴリの“C0G”と“U2J”を、誘電正接、温度サイクルによる静電容量、はんだ耐熱性試験など各種試験後の最終検査における要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-8-1で規定している評価水準EZの表“ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画”を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行する。これによってJIS C 5101-8-1を廃止する。	C5101-8-1	IEC 60384-8:2024	IDT	第2条の該当号：1(品質) 対象事項：電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点：イ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5101-9	電子機器用固定コンデンサー第9部:品種別通則:固定磁器コンデンサ 種類2	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 9: Sectional specification :Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 2	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用固定コンデンサーに属する固定磁器コンデンサ種類2(高誘電率用)について適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する品種別通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-9が2024年8月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定に大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。今回IEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な見直しを行ったことから、対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。ブランク個別規格であるJIS C 5101-9-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書"品質適合検査"へ移行するため、JIS C 5101-9-1を廃止する。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の單純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・静電容量の温度特性について、EIA規格の基準温度25℃の要求事項を、はんだ耐熱性試験及び繰返しのない衝撃試験の最大静電容量変化、並びに一連耐候性試験、高温高湿試験及び耐久性試験の最終測定及び要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-9-1で規定している評価水準EZの表"ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画"を、“品質適合検査”として新たに追加する附属書へ移行する。これによってJIS C 5101-9-1を同時に廃止する。	C5101-9-1	IEC 60384-9:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月		2
JSA	06 電子	改正	C5101-11	電子機器用固定コンデンサー第11部:品種別通則:固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 11: Sectional specification - Fixed polyethylene-terephthalate film dielectric metal foil DC capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、品目別規格JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサー第1部:品目別通則)を親規格とする固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサの品種別規格で、IEC 60384-11を基にしており、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されている。このコンデンサに用いる誘電体ポリエチレンテレフタレートフィルムの薄膜化開発、進歩が目覚ましいため、対応国際規格の改訂(2019年08月)に合わせて、定格電圧などを見直し変更した。JISにおいても、対応国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。 また、この規格で引用する親規格のJIS C 5101-1(IEC 60384-1:2021)で規格構成見直しによる簡条番号、細分簡条番号なども変更されているが、対応国際規格IEC 60384-11:2019)には変更が反映されていないため、それらの反映も行うためこの規格はMODとする。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・定格電圧を市場の高耐圧化の要求により、“40V,50V,63V,100V,160V,200V及び250V”から“40V,63V,100V,160V,250V,400V,630V,1000V,1600V及び2500V”へ変更する。 ・この規格で引用する親規格のJIS C 5101-1(品目別通則)で規格構成見直しによる簡条番号、細分簡条番号などが変更されており、この規格でも親規格の変更を反映するため修正を行う。		IEC 60384-11:2019	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	31.060.30	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-20	電子機器用固定コンデンサー第20部:品種別通則:表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment-Part 20: Sectional specification- Fixed metallized polyphenylene sulfide film dielectric surface mount d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサについて規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC 60384-20が2023年2月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、実装規定で初期測定、最終測定及び実装方法が追加された。さらに、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	対応国際規格の変更された箇条構成、最新版の引用規格などを反映することによって、この規格の利用者が対応国際規格とこの規格との併用を容易にすることができる。受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・実装規定で、初期測定、最終測定及び実装方法を追加する。 ・「試験及び測定方法」の箇条構成を全面的に見直し変更する。	C5101-20-1	IEC 60384-20:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	31.060.10	4
JSA	06 電子	改正	C5101-21	電子機器用固定コンデンサー第21部:品種別通則:表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類1	Fixed capacitors for use in electronic equipment-Part 21: Sectional specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 1	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類1(温度補償用)について規定したもので、適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-21が2024年6月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定などに大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。このため、今回、対応するIEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な改定を行ったものである。このような状況から、JISにおいても対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。ブランク個別規格であるJIS C 5101-21-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行するため、JIS C 5101-21-1を廃止する。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の單純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・温度特性の公称温度係数及び温度係数の許容差を表す記号として、EIA規格のカテゴリの“C0G”と“U2J”を、誘電正接、温度サイクルによる静電容量、はんだ耐熱性試験など各種試験後の最終検査における要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・“試験及び測定方法”の“外観検査”において、極小コンデンサの検査に関する規定を追加し、各試験[耐プリント板曲げ性、はんだ耐熱性、はんだ付け性、一連耐候性、高温高湿(定常)、耐久性]の試験手順に、この追加する規定を適用する旨を追加規定する。 ・耐プリント板曲げ性試験において、超堅牢性設計されたコンデンサに対する曲げ深さDの規定を追加する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-21-1で規定している評価水準EZの表“ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画”を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行する。これによってJIS C 5101-21-1を廃止する。	C5101-21-1	IEC 60384-21:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-22	電子機器用固定コンデンサー第22部:品種別通則:表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類2	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 22: Sectional specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 2	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5101-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類2(高誘電率用)について規定するもので、適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-22が2024年6月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定に大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。このため、今回、対応するIEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な改定を行ったものである。このような状況から、JISにおいても対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。 ブランク個別規格であるJIS C 5101-22-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書"品質適合検査"へ移行するため、JIS C 5101-22-1を廃止する。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・静電容量の温度特性について、EIA規格の基準温度25℃の要求事項を、誘電正接、はんだ耐熱性試験、温度急変試験など各種試験後の最終検査における要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・「試験及び測定方法」の“外観検査”において、極小コンデンサの検査に関する規定を追加し、各試験[耐プリント板曲げ性、はんだ耐熱性、はんだ付け性、一連耐候性、高温高湿(定常)、耐久性]の試験手順に、この追加する規定を適用する旨を追加規定する。 ・耐プリント板曲げ性試験において、超堅牢性設計されたコンデンサに対する曲げ深さDの規定を追加する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-22-1で規定している評価水準EZの表"ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画"を、新設する附属書"品質適合検査"へ移行する。これによってJIS C 5101-22-1を廃止する。	C5101-22-1	IEC 60384-22:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月		2
JSA	06 電子	改正	C5101-23	電子機器用固定コンデンサー第23部:品種別通則:表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 23: Sectional specification- Fixed metallized polyethylene naphthalate film dielectric surface mount d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサについて規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC60384-23が2023年2月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、初期測定、最終測定及び実装方法が追加された。さらに、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	対応国際規格の変更された箇条構成、最新版の引用規格などを反映することによって、この規格の利用者が対応国際規格とこの規格との併用を容易にすることができ、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・実装規定で、初期測定、最終測定及び実装方法を追加する。 ・「試験及び測定方法」の箇条構成を全面的に見直し変更する。	C5101-23-1	IEC 60384-23:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	31.060.10	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5160-2	電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサー第2部:品種別通則ーパワー用電気二重層コンデンサ	Fixed electric double-layer capacitors for use in electric and electronic equipment - Part 2: Sectional specification - Electric double layer capacitors for power application	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 5160-1を品目別通則とする品種別通則で、パワー用電気二重層コンデンサについて規定した通則である。 この規格の対応国際規格 IEC 62391-2:2006の改訂作業が行われ、2024年11月にFDIS、2025年にISが発行された。対応国際規格の改訂の内容は、推奨耐候性カテゴリのカテゴリ上限温度を実態に即した内容とするほか、親規格であるJIS C 5160-1が改正され、ISO/IEC Directives Part 2に従った箇条構成に改められた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・推奨耐候性カテゴリにおいて、試験のカテゴリ上限温度規定を、高耐熱化による定格温度上限値を拡充するため、“+60℃又は+70℃”から“受け渡し当事者間の協定がない限り+60℃又は+70℃”へ改める。 ・規格全般において、親規格であるJIS C 5160-1の箇条構成に合わせ、箇条構成を変更する。 ・規格名称を、品目別通則 JIS C 5160-1の変更に合わせて“電子機器用”から“電気及び電子機器用”に変更する。		IEC 62391-2:2025	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電気二重層コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月			2
JSA	06 電子	改正	C5201-8	電子機器用固定抵抗器ー第8部:品種別通則:表面実装用固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment - Part 8: Sectional specification- Fixed surface mount resistors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用固定抵抗器に属する表面実装用固定抵抗器に関する品種別通則である。対応国際規格 IEC 60115-8が2023年に改訂され抵抗器の定格電力を定める基準温度が見直され、70℃における耐久性試験の際の抵抗器本体の温度と印加電力の関係が明確になるように、推奨試験基板へリファレンス電力を加えた場合に端子部温度が原則125℃になる様に再設計された。これにより、抵抗器使用者は、端子部温度を抵抗器製造業者との共通の温度管理部位として利用して、抵抗器製造業者の試験条件と相関が取れる形での熱設計を行う事が可能となる。なお、今回の改訂において、近年、市場に導入された比較的高定格電力の長辺電極品と、巻線モールド抵抗器も対象とした。JISにおいても、国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。	【期待効果】 この規格は、日本の裾野の広い電気・電子機器業界の機器メーカーで基礎部品の規格である。対応国際規格の改訂に対応することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。日系メーカーの東南アジア工場では、我が国にある本社で承認作業されることが多く、JISを引用したその内容を納入仕様書などに記載する機会が多い。このため、JISを改正することで、企業の大小に係ることなく公平に反映できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・形状及び寸法の規定で、長辺電極抵抗器(RT)及び巻線モールド抵抗器(RW)を追加する。 ・推奨試験基板の70℃の耐久性試験において、熱設計が可能なように、供試抵抗器の端子部温度が原則125℃になるように設計することを明記する。 ・表5(はんだ付けランド寸法)に、抵抗器サイズに対して与えられている定格電力を追加する。 ・附属書に外観検査基準の規定を追加する。		IEC 60115-8:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電力形固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	ー	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	31.040.10	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5260-3	電子機器用可変抵抗器－第3部：品種別通則：回転形精密級可変抵抗器	Potentiometers for use in electronic equipment - Part 3: Sectional specification: Rotary precision potentiometers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用可変抵抗器に属する回転形精密級可変抵抗器に関する品種別通則である。この規格の対応国際は、1992年に発行され、この国際規格を基にJISを2000年に制定した。2023年にこの規格の対応国際規格がISO/IEC Directivesに沿って全面的に改訂されたことにより、項番が変更された。また、使用環境変化に伴い試験温度範囲も変更され、測定における定義も追加された。JISにおいても、国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。	【期待効果】 この規格は、日本の裾野の広い電気・電子機器業界の機器メーカーで利用する基礎部品の規格である。対応国際規格の改訂に対応することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。日系メーカーの東南アジア工場では、我が国にある本社で承認作業されることが多く、JISを引用したその内容を納入仕様書などに記載する機会が多い。このため、JISを改正することで、企業の大小に係ることなく公平に反映できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格で規定されている可変抵抗器の形状記号とその形状例を追加する。 ・可変抵抗器の使用環境の変化のため、カテゴリ上限温度範囲を70℃～125℃から85℃～125℃へ変更し、カテゴリ下限温度範囲を－65℃～－10℃から－55℃～－10℃へ変更する。 ・素子最高電圧の推奨値をR5数列に順ずる値に変更することで、800Vを削除し、100V、160V、250V、400V、630V及び1000Vとする。 ・非巻線可変抵抗器に要求される有効操作角度の定義を追加し、可変抵抗器に要求されるディザの定義を追加する。		IEC 60393-3:2023	IDT	第2条の該当号：1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項：回転形精密級可変抵抗器	法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	31.040.20	5
JSA	06 電子	改正	C5402-1-100	電気・電子機器用コネクタ－試験及び測定－第1-100部：一般－JIS C 5402規格群一覧	Connectors for electrical and electronic equipment-Tests and measurements-Part 1-100: General-Applicable publications	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験規格群の構成について規定したもので、IEC 60512-1-100:2012を基に、2014年に改正した。その後、制定・改訂された試験及び測定のIEC規格を元に、JISも制定・改正され、IEC規格との対比が不明瞭なものとなった。そのため、その対応するIEC規格との一覧としてまとめ直したものである。	【期待効果】 この改正によって制定・改正された電気・電子機器用コネクタの試験及び測定についてJISで規定された規格が明瞭になり、また、対応国際規格も明瞭になり、使用者に利便性を確保することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 試験方法規格一覧に次の変更を行う。 ・2014年以降、旧規格では審議中とされたものを制定済として、審議中の注記を削除する。 ・C 5402、C 5402追捕1、は旧規格で廃止済であり、一覧表から削除する。 ・C 5402-1-100は本規格であり、一覧表から削除する。 ・新たに制定された以下のJISを一覧表に追加する。 (C 5402-7-2、C 5402-8-2、C 5402-9-2、C 5402-12-6、C 5402-12-7、C 5402-17-3)		IEC 60512-1-100:2012	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点： ウ 欠点： いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	31.220.10	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5402-23-3	電気・電子機器用コネクタ－試験及び測定－第23－3部:スクリーニング及びフィルタリング試験－試験23c:コネクタ及びアークセサリのシールド効果	Connectors for electrical and electronic equipment – Tests and measurements – Part 23 – 3: Screening and filtering test – Test 23c: Shielding effectiveness of connectors and accessories	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験及び測定について規定したもので、IEC 60512-23-3:2000を基にしたものである。昨今の電気及び電子機器用コネクタ製品の急速な普及と多様性から、規定している既存の測定方法では十分ではないということで、IEC 60512-23-3:2018では、引用規格の変更、内容の修正、項目の追加、削除が行われた。JISとしても、対応国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	【期待効果】 この改正によって試験方法の標準化が進み、同一条件での結果について比較検討が可能になり、製造業者が異なる製品間のより正確な評価をできることが期待できる。また、対応国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施でき、我が国の国際競争力のある製品を提供可能となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“最大適用周波数”をより適正な算出式に変更する。 ・引用規格IEC 60096-4-1の廃止に伴い、使用されなくなった“試験スクリーン径”の項目を削除する。 ・ISO/IEC Directivesに従い、簡条3に用語及び定義を追加する。		IEC 60512-23-3:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	31.220.01	5
JSA	06 電子	改正	C5910-1	波長選択性のない光ブランチングデバイス－第1部:通則(追補1)	Non-wavelength-selective fiber optic branching devices – Part 1: Generic specification (Amendment 1)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバを用いた光伝送に使用する波長選択性のない光ブランチングデバイスの通則であり、用語、分類などの一般的な共通事項について規定し、IEC 60875-1(以下、対応国際規格という。)(Fibre optic interconnecting devices and passive components – Non-wavelength-selective fibre optic branching devices – Part 1: Generic specification)の第5版:2010を基に2014年に制定され、対応国際規格の第6版の改訂:2015に伴い、2019年に改正された。 その後、対応国際規格が、2024年に第7版として改訂された。主な改訂事項は、要求事項の市場状況を反映した見直し及び技術情報を記載している溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術例へ平面光導波路技術などが追記された。波長選択性のない光ブランチングデバイスは、我が国では、光ファイバ通信システムのPON(Passive Optical Network)などに適用され、複数のデバイス製造業者がある。現JISでは、附属書Aに溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術を記載しているが、対応国際規格では、附属書Aに波長選択性のない光ブランチングデバイスの技術例として、溶融延伸形光ブランチングデバイス及び平面導波路技術を記載している。平面導波路技術は我が国で最も汎用的に製造されている光ブランチングデバイスの技術であるため、今後の中小企業等の製品開発を促進するためにも記載が必要である。 このような状況から、国際規格との整合及び最新の技術情報に合わせるため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、波長選択性のない光ブランチングデバイスの国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・附属書A(溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術例)において、平面光導波路技術の説明及び図を追加し、附属書Aの名称を波長選択性のない光ブランチングデバイスの技術例に変更する。		IEC 60875-1:2024	MOD	第2条の該当号: 1(種類) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月	33.180.20	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5916-3	光ファイバ形分散補償器	Fiber optic chromatic dispersion compensator using single-mode dispersion compensating fiber	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード光ファイバを用いた光伝送において屋内環境条件で使用するシングルモード分散補償光ファイバを用いた受動波長分散補償器(以下、光ファイバ形分散補償器という。)の定格、光学特性並びに環境及び耐久性特性について規定したもので、IEC 61753-141-2:2011を基に2013年に制定したものである。 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、その長延化のために使用する光ファイバ形分散補償器は、ICT社会のさらなる発展に伴い、今後も多量導入が予想されている。光ファイバ形分散補償器の個別規格としては、2011年に第1版として発行されたIEC 61753-141-2の光ファイバ形分散補償器の個別規格は特に改訂はされていないが、環境及び耐久性特性の試験方法で基にしている規格の更新に伴い、試験条件の規定内容と技術的な差異が生じている。具体的には、耐環境性及び耐久性特性の試験項目として、現行規格には“光ファイバクランプ強度(ねじり)試験”がないために追加の必要がある。また、耐環境性及び耐久性特性の試験項目[耐寒性、耐熱性、光ファイバクランプ強度(繰返し曲げ)、光ファイバクランプ強度(軸方向引張り)及び光ファイバクランプ強度(横方向引張り)]において、それぞれの試験の基としている規格とにおいて、挿入損失の試験条件に差異が生じている。このような状況から、これら技術的差異を解消し、技術の実態に即した内容とするために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光ファイバ形分散補償器の調達が容易となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・環境及び耐久性特性において、使用の実態に即して“光ファイバクランプ強度(ねじり)試験”の規定を追加する。 ・環境及び耐久性特性において、耐寒性及び耐熱性の試験条件の挿入損失及び波長分散について、より適切な結果を得るため、試験前後の測定に加えて「試験中に、1h以下の間隔で測定する。」旨を追加する。 ・環境及び耐久性特性において、光ファイバクランプ強度の軸方向引張り、横方向引張り及び繰返し曲げの試験条件の挿入損失及び波長分散について、試験前後の測定に加えて「試験中及び試験前後に測定する。」旨を追加する。	IEC 61753-141-2:2011, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Performance standard – Part 141-2: Fibre optic passive chromatic dispersion compensator using single-mode dispersion compensating fibre for category C – Controlled environments		MOD	第2条の該当号：1(性能) 対象事項：光ファイバ形分散補償器	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点：いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.20	5
JSA	06 電子	改正	C5920-1	光伝送用パワー制御受動部品－第1部:通則	Fiber optic passive power control devices – Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバを用いた光伝送用に使用するパワー制御受動部品の通則であり、用語、分類などの一般的な共通事項について規定している。この規格は、2012年に改訂されたIEC 60869-1を基に2015年に制定されたが、その後、対応国際規格が2018年に改訂され、Annexに使用ガイド(Apprication note)及び技術情報が盛り込まれた。さらに、引用しているJISが改正及び廃止、並びに引用国際規格が改訂されるなど、これらの状況に対応した内容に改める必要が生じている。 光伝送用パワー制御受動部品のひとつである光減衰器は国内製造業者が多く、国内及び海外の光伝送装置にも多く用いられている。このため、対応国際規格との整合を図り、引用規格を我が国の実情に合わせた内容にするとともに、用語及び定義を改正されたJIS C 5900:2015と整合させるため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正によって、国内及び海外の市場における混乱を防ぐことができ、特に中規模企業が多い光減衰器の国内製造業者の活性化を行うことができる効果があるとともに、光減衰器の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格において、JIS C 5901が廃止されたため、移行先のJIS C 61300規格群に置き換える。 ・用語及び定義において、2019年に改正されたJIS C 5900に規定する「最大入力光パワー」を削除、対応国際規格から「減衰量公差」を追加、対応国際規格から国内で流通していない光受動部品の性能パラメータである「光リミッタ入力光パワー」及び「光リミッタ出力光パワー」を削除、国内で用いられていない性能パラメータである「最小挿入損失」を削除する。 ・附属書において、使用ガイド(Apprication note)及び技術情報を追加する。	IEC 60869-1:2018		MOD	第2条の該当号：1(構造、性能) 対象事項：光受動部品	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5920-4	光伝送用パワー制御受動部品－第4部:シングルモード光ファイバ用プラグレセプタクル形固定光減衰器	Fiber optic passive power control devices－Part 4: Plug-receptacle style, fixed optical attenuator for single-mode fiber	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、屋内空調環境条件で光ファイバ伝送システムに用いるシングルモード光ファイバプラグレセプタクル形固定光減衰器の定格、満足する光学特性並びに対環境性及び耐久性について規定したもので、IEC 61753-051-3:2013を基に2019年に制定したものである。 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、ファイバ中の光強度を調整するために使用する固定減衰器は多量に導入され続けており、その個別規格を適正な内容に適宜更新することは重要である。一方、対応国際規格のIEC 61753-051-3がIEC 61753-051-02:2022 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard -Part 051-02: Plug-receptacle style single-mode fibre fixed optical attenuators forcategory C - Controlled environments) に置き換えられたこと、並びに引用しているJISの耐環境性及び耐久性に関する試験方法などが変更されたことから、この規格との技術的な差異が生じている。具体的には、高入力光パワーの試験条件の変更、かん合耐久性試験及び締結強度試験の要求性能の変更、耐寒性、耐熱性及び耐湿性の試験中の継続測定の追加、並びに耐振性、耐衝撃性及び耐落下衝撃性の試験の要求性能の変更に伴う差異である。 これらの試験項目は、購入時の製品選定、及び長期使用時の特性保証の観点で非常に重要である。このような状況から、対応国際規格との技術的差異を解消し、関連するJISの改正状況などを踏まえ、実態に即したJISに改正する必要がある。	【期待効果】 国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の使用環境に対応した固定光減衰器の調達が容易となり、調達コストの削減、通信システムの拡張及び災害・保守時の追加調達が迅速に行えるとともに、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。		主な改正点は次のとおり。 耐環境性及び耐久性に関する次の試験において、国際整合化を図るとともに、実態に即した内容に更新するため、試験条件又は要求性能の変更を行う。 ・高入力光パワー試験において、製品の減衰量に応じて入力光パワーの値を変更する。 ・かん合耐久性試験及び締結強度試験において、製品の減衰量に応じた試験中の許容減衰量変化を設定する。 ・耐寒性試験及び耐熱性試験において、試験中の光損失の変動値を要求性能に追加する。 ・耐湿性試験において、試験中の光反射減衰の変動値を要求性能に追加する。 ・耐振性試験において、製品の減衰量に応じた試験中の許容減衰量変化を設定する。 ・耐衝撃性試験及び耐落下衝撃性試験において、試験前後の減衰量変化を要求性能に追加する。		IEC 61753-051-02:2022	MOD	第2条の該当号: 1 (性能、耐久度) 対象事項: 固定光減衰器	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年10月	33.180.20	4
JSA	06 電子	改正	C5925-1	光伝送用WDMデバイス－第1部:通則	Fiber optic WDM devices－Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、3個以上の光パワーの入出力端子をもち、各端子間の光パワーの分配率が波長に依存するよう設計している受動部品の光ファイバ伝送用 WDM デバイスの一般的な共通事項について規定したものである。 この規格は、2009年に発行されたIEC 62074-1を基に2011 年に制定され、2014年のIEC 62074-1第2版を反映して、2016年に改正された。その後、IEC 62074-1は第3版が、用語及び定義をIEC TS 62627-09 (対応JIS:JIS C 5900) と整合させ、用語及び定義などが市場の実態に合わせて改訂され、2025年6月に発効された。このため、対応国際規格との用語及び定義の整合を図ることが求められている。 一方、光伝送用WDMデバイスは、1.31 μm/1.55 μm WWDM、CWDMデバイス、DWDMデバイスなど多くの品種があり、国内での製造業者も多く、国内での光伝送通信システム製造業者が広く使用している。このため、対応国際規格との整合を図り、用語及び定義を、IEC TS 62627-09)に対応させて改正されたJIS C 5900と整合させるため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正によって、国内及び海外の市場における混乱を防ぐことができ、特に中規模企業が多い光減衰器の国内製造業者の活性化を行うことができる効果があるとともに、光減衰器の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法において、JIS C 5901が廃止されJIS C 61300規格群に移行されたため、それに対応した内容に改める。 ・用語及び定義において、JIS C 5900に規定する用語との重複を避け、挿入損失の用語を削除する。あわせて対応国際規格で重複している定義をひとつにまとめる。		IEC 62074-1:2025 (予定) Fibre optic interconnecting devices and passive components－Fibre optic WDM devices－Part 1: Generic specification	MOD	第2条の該当号: 1 (性能) 対象事項: 光ファイバ伝送用 WDM デバイス	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年10月		1	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5964-13	光ファイバコネクタかん合標準－第13部:FC－P C形光ファイバコネクタ類(F01形)	Fiber optic connector interfaces – Part 13: Type FC-PC connector family(F01 Type)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、FC-PC形光ファイバコネクタ類のかん合構造及び互換寸法について規定しており、2006年に第2版として発行されたIEC 61754-13を基として、2015年に制定された。 その後、国際規格としてマルチモード光ファイバ用の光ファイバコネクタ光学互換標準であるIEC 63267-1が2023年5月に、IEC 63267-2-1が2024年3月に発行され、マルチモード光ファイバを用いたときの挿入損失等級がAm、Bm及びCmとして規定された。これへの対応を含む最新の引用規格及び参考文献に対応するため、対応国際規格は2024年5月に第3版として改訂され、技術的な変更点として、挿入損失等級Amのときのフェルールの外径寸法は、業界の実態を考慮して現時点では規定しないことに改められた。 このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするとともに対応国際規格との整合を図るため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品の寸法規格を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・光コネクタプラグかん合部のフェルールの等級ごとの外径寸法を国際規格との整合を図るため、石英系マルチモードの等級Amを今回の改正で削除することし、等級Bm及びCmは寸法の規定値の小数点以下の桁数を4桁から3桁に改める。 ・光コネクタプラグかん合部のフェルール先端部の寸法を対応国際規格との整合を図るため、寸法BF及びBGはJIS C 5965-3-1を引用するように改める。		IEC 61754-13:2024	MOD	第2条の該当号：1(寸法、構造) 対象事項：光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月		2
JSA	06 電子	改正	C5965-3-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換－第3－1部:1310nmゼロ分散形シングルモード光ファイバ用コネクタパラメータ－直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア直角PC端面フェルール	Fiber optic interconnecting devices and passive components Connector optical interfaces-Part 3-1: Connector parameters of dispersion unshifted single-mode physically contacting fibers-Non-angled 2.5 mm and 1.25 mm diameter cylindrical full zirconia ferrules	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、直角PC (Physical Contact) 端面をもつ、直径2.5mm及び1.25mmの円筒形全ジルコニア (ZrO2) フェルールを用いたシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失の要求性能を満足する許容寸法限度について規定した規格で、IEC 61755-3-1:2006に基づいて2011年に制定されている。 業界・メーカーでは近年、理論モデル解析が進捗してきており、挿入損失が統計的に97%以上の確率で満たす記述統計の追加、光ファイバのモードフィールド径における軸ずれ及び角度ずれと挿入損失との関係も追加されてきている。さらに、挿入損失は、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれによる影響が大きいためパッチサイズごとの光ファイバコア偏心の平均限界値も追加されてきている。 このような状況に対応するため、対応国際規格は2024年5月にEd.2として現状の技術進歩に対応して改訂されている。そのため技術的な要求事項の改正点として、フェルールの頂点ずれの数値の変更及び光ファイバのコア位置の組合せによって、光ファイバコア中心の限界位置が変更されている。同時に、規格を適切に適用するために対応国際規格のフェルール光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどについても適切な表記に改められている。また、附属書に基準プラグとかん合する光コネクタプラグの予測される挿入損失について、モンテカルロ法を用いて計算した内容及びヤコビアン行列式を用いた挿入損失のシミュレーションの内容の理論モデルが追加されている。 このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするとともに対応国際規格との乖離を解消させるため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品のPC端面フェルールの許容寸法限度を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図れるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・互換パラメータにおいて、国際規格に追加されたフェルールの光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどの説明に対応させる。 ・基準プラグにかん合した際に予測される挿入損失において、シミュレーションを用いて、組合せによる挿入損失の性能等級を、附属書Bとして記載する。 ・光ファイバの軸ずれ、角度ずれなどにおいて、モードフィールド径の変化が挿入損失に影響を与えるため、各パラメータのものをランダムに接続した際の挿入損失が統計的に97%以上の確率を満たす組合せを、附属書Cとして記載する。 ・パッチサイズごとに光ファイバコア偏心の平均限界値を推定することを、附属書Dとして記載する。		IEC 61755-3-1:2024	IDT	第2条の該当号：1(寸法、品質) 対象事項：光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点：ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月	33.180.20	3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5965-3-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換－第3－2部:1310nmゼロ分散形シングルモード光ファイバ用コネクタパラメーター直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア8度斜めPC端面フェルルール	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Connector optical interfaces – Part3-2: Connector parameters of dispersion unshifted single-mode physically contacting fibers – Angled 2.5mm and 1.25mm diameter cylindrical full zirconia ferrules	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、8度斜めPC (Physical Contact) 端面をもつ、直径2.5mm及び1.25mmの円筒形全ジルコニア (ZrO2) フェルルール (以下、APC端面フェルルールという。)を用いたシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失の要求性能を満足する許容寸法限度について規定した規格で、IEC 61755-3-2:2006に基づいて2011年に制定されている。 業界・メーカーでは近年、理論モデル解析が進歩してきており、挿入損失が統計的に97％以上の確率で満たす記述統計の追加、光ファイバのモードフィールド径における軸ずれ及び角度ずれと挿入損失との関係も追加されてきている。さらに、挿入損失は、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれによる影響が大きいためパッチサイズごとの光ファイバコア偏心の平均限界値も追加されてきている。 このような状況に対応するため、対応国際規格は2024年5月にEd.2として現状の技術進歩に対応して改訂されている。そのため技術的な要求事項の改正点として、フェルルールの頂点ずれの数値の変更及び光ファイバのコア位置の組合せによって、光ファイバコア中心の限界位置が変更されている。同時に、規格を適切に適用するために対応国際規格のフェルルール光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルルール外径、光ファイバの角度ずれなどについても適切な表記に改められている。また、附属書に基準プラグとかん合する光コネクタプラグの予測される挿入損失について、モンテカルロ法を用いて計算した内容及びヤコビアン行列式を用いた挿入損失のシミュレーションの内容の理論モデルが追加されている。 このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするともに対応国際規格との乖離を解消させるため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品のAPC端面フェルルールの許容寸法限度を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図れるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・互換パラメータにおいて、国際規格に追加されたフェルルールの光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルルール外径、光ファイバの角度ずれなどの説明に対応させる。 ・基準プラグにかん合した際に予測される挿入損失において、シミュレーションを用いて、組合せによる挿入損失の性能等級を、附属書Bとして記載する。 ・光ファイバの軸ずれ、角度ずれなどにおいて、モードフィールド径の変化が挿入損失に影響を与えるため、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれ等において、各パラメータのものをランダムに接続した際の挿入損失が統計的に97％以上の確率を満たす組合せを、附属書Cとして記載する。 ・パッチサイズごとに光ファイバコア偏心の平均限界値を推定することを、附属書Dとして記載する。		IEC 61755-3-2:2024	IDT	第2条の該当号: 1 (寸法、品質) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月	33.180.20	3	
JSA	06 電子	改正	C6122-3-2	光増幅器－測定方法－第3-2部:雑音指数パラメーター電気スペクトラムアナライザ試験方法	Optical amplifiers-Test methods-Part 3-2:Noise figure parameters-Electrical spectrum analyzer method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、現在商用化されている希土類が添加されたアクティブ光ファイバを使用した光ファイバ増幅器 (OFA) の雑音指数パラメータによる電気スペクトラムアナライザ試験方法について規定したもので、電気スペクトラムアナライザを用いた光ファイバ増幅器の雑音指数パラメータの測定方法を規定するため、2003年に発行されたIEC 61290-3-2 (以降、対応国際規格という。)の第1版を基に、2006年に制定された。その後、対応国際規格は、光ファイバ増幅器以外の半導体光増幅器などにも試験対象を拡張し、さらに最新の技術を反映し、2008年に7月に第2版として改訂された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、より広くJISの適用を図るなど技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、半導体光増幅器、ラマン増幅を用いた光増幅器及び平面形光導波路増幅器にも本測定方法を適用できるようになり、光ファイバ増幅器以外の光増幅器技術の普及が加速する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、現行規格での光ファイバ増幅器に加えて、昨今の市場での光増幅器の普及状況を踏まえて半導体光増幅器、ラマン増幅を用いた光増幅器及び平面形光導波路増幅器も試験の対象とするなるよう改める。 ・記号及び略語において、附属書の参考として記載しているものを、規格本体に移行して規定する。		IEC 61290-3-2:2008, Optical amplifiers – Test methods – Part 3-2: Noise figure parameters – Electrical spectrum analyzer method	IDT	第2条の該当号: 4 (測定方法) 対象事項: 電気スペクトラムアナライザ	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.30	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6122-4-1	光増幅器－測定方法－第4-1部：過渡パラメータ二波長法を用いた利得パラメータ測定	Optical amplifiers-Test methods-Part 4-1: Transient parameters-Measurement of gain parameters using two-wavelength method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、EDFA 及び光増幅器(OA)を含む光サブシステムの、二波長法による過渡パラメータ測定方法について規定したもので、2011年に第1版として発行されたIEC 61290-4-1(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び構成を変更することなく、2013年に制定された。その後、対応国際規格は、2016年に、最新の技術情報を反映し、適用範囲を光増幅器へ拡張し、用語及び定義の一般事項として規定している「過渡応答」などに関して、既存の測定装置の箇条に合体し、手順の箇条、データ分析の箇条、試験結果の箇条を、IEC 61290-4規格群の他のパートの構成に合わせた改訂が行われた。このような状況から、光増幅器の産業分野では、国内でも半導体光増幅器などの市場適用が進んでおり、これらの規格群に基づいた適切な測定を行うため、対応国際規格に合わせたJISの改正が必要である。	【期待効果】 このJISの改正によって、海外との商取引の場合の市場の混乱を低減する効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、一般事項として規定している「過渡応答」などに関しては、測定装置の箇条へ移行する。 ・手順において、同じ規格群のJIS C 6122-4-3に合わせて測定準備及び測定条件で構成する規定に改める。 ・測定結果において、同じ規格群のJIS C 6122-4-3に合わせて測定設定及び測定データで構成する規定に改める。		IEC 61290-4-1:2016, Optical amplifiers - Test methods - Part 4-1: Gain transient parameters - Two-wavelength method	IDT	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項：光増幅器	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ、キ 欠点： いいずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.30	5
JSA	06 電子	改正	C6122-4-3	光増幅器－測定方法－第4-3部：過渡パラメータパワー制御単一チャネル光増幅器のパワーパラメータ測定	Optical amplifiers-Test methods-Part 4-3: Power transient parameters-Single channel optical amplifiers in output power control	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光増幅器の出力光パワーの過渡特性の測定方法について規定したもので、2015年に第1版として発行されたIEC61290-4-3(以下、対応国際規格という。)を基に、2018年に制定された。その後、対応国際規格は、2018年に第2版として改訂され、信号パワーに対する自然放出光(ASE)の測定値の定義が、IEC 61290-3-3 (Optical amplifiers - Test methods - Part 3-3: Noise figure parameters - Signal power to total ASE power ratio)の定義と整合された。 一方、JISにおいても、IEC 61290-3-3の対応JISであるJIS C 6122-3-3(光増幅器－測定方法－第3-3部：雑音指数パラメータ－信号対総ASEパワー比)が、日本国内の実態に合わせて当該の定義を改めるため、2016年に改正された。このような状況から、この規格においても、当該測定値の定義を関連JISや対応国際規格に整合させ、使用者に適切な情報を提供するためにJISの改正が必要である。	【期待効果】 この改正によって、JISの使用者の混乱を防止し、正確及び高信頼性の測定方法を提供することができることから、円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・装置において、パワー過渡測定系の図の、光検出器の前に可変光減衰器(VOA)を追加する。 ・単一波長EDFAにおける出力過渡現象に関する背景の附属書において、自然放出光(ASE)の測定値の定義を関連JIS及び対応国際規格と整合させる。		IEC 61290-4-3:2018, Optical amplifiers - Test methods - Part 4-3: Power transient parameters - Single channel optical amplifiers in output power control	IDT	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項：光増幅器	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ、キ 欠点： いいずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.30	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6122-5-1	光ファイバ増幅器－測定方法－第5－1部:光反射率パラメータ測定方法－光スペクトラムアナライザを用いた測定方法	Optical amplifiers-Test methods - Part5-1: Reflectance parameters- Optical spectrum analyzer method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、現在商用化されている希土類が添加されたアクティブ光ファイバを使用した光ファイバ増幅器の光スペクトラムアナライザを用いた光反射率パラメータ測定方法について規定している。 この規格は、2000年に第1版として発行されたIEC 61290-5-1(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び構成を変更することなく、JIS C 6122-5-1として、2001年に制定された。制定から23年が経過しているが、その間に対応国際規格は、適用範囲を光ファイバ増幅器だけでなく市販されている全ての光増幅器及び光増幅システムへと拡張した改訂が2006年に行われており、少なくとも2027年まで新たな改訂作業は予定されていない。 このような状況から、この規格は、対応国際規格の改訂にあわせ、JISにおいても市販されている全ての光増幅器及び光増幅システムを対象とした規定内容に改める必要に迫られている。よって、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を対応国際規格と一致させることによって、市場の実態に対応して、光ファイバ増幅器に加え、市販されている全ての光増幅器及び光増幅システムを追加する。 ・用語、定義及び略語の簡条を新たに設け、増幅された自然放出光(ASE)などの略語を追加規定する。			IEC 61290-5-1:2006	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年7月		2
JSA	06 電子	改正	C6182	光ビーム用光パワーメータ試験方法	Test methods of optical power meters for light beam	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、レーザ光パワー及び(又は)レーザ光エネルギーを測定する検出器を備えた光パワーメータの試験方法について規定するもので、1991年に制定された規格で、2021年に廃止されたJIS C 6181(レーザ放射パワー及びエネルギー測定用検出器、測定器及び測定装置)に適合する検出器の試験方法を規定している。このため、廃止されたJIS C 6181で規定された検出器の試験方法としての意義は失ってしまったと考えられる。一方、光通信用光パワーメータの規格は、国際規格を翻訳したJIS C 6186(光ファイバ用光パワーメータ校正方法)と、国内独自の規格で具体的な試験方法を定めたJIS C 6184(光ファイバ用光パワーメータ試験方法)の2本立てとなっており、前者が空間伝播光ビーム用光パワーメータを適用範囲に含んでいるのに対し、後者は光ビーム用光パワーメータに対応していない。このため、この規格は、光ビーム用光パワーメータの試験方法を規定する規格としての存在意義があり、そのため、JIS C 6181の廃止後も存続している。 この規格は、制定から30年以上が経過しており、そのフォーマット及び技術的内容が現状と乖離している。また、この規格の制定後に、JIS C 6184及びJIS C 6186が制定・改正されたため、これらの規格との間に標準試験条件の温度・湿度の値の違い、不確かさによる精度の評価がされていない、などの齟齬が生じている。 このような状況から、現状の技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正で、空間伝播光ビーム用光パワーメータ試験における測定内容が明確になるとともに、当該光パワーメータの試験手順を標準化することができ、精度の均一化による取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、対象を、レーザ光パワー及び(又は)レーザ光エネルギーを測定する検出器を備えた光パワーメータから、空間伝播光ビームパワー測定用光パワーメータに変更する。 ・試験条件において、標準試験条件を他の光測定器の最新の試験方法規格と整合させる(温度 23±2℃、相対湿度 50±20%)。 ・不確かさ及び確度において、国際規格との整合を図るため、従来の確度及び誤差の表記に加え、不確かさの表記を追加・併記するとともに、確度を定義する際の(誤差の限界値)の定義式を、不確かさの算出によって得られた不確かさの値を用いて算出する形に変更する。 ・一般的な不確かさの算出方法・評価方法について、不確かさの概念に対する読者の理解を深めるため、附属書として記載する。			第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光パワーメータ	法律の目的に適合している。	利点: イ 欠点: いずれも該当しない。		試験方法の規定の現行化により、生産者、使用者の利便性が向上する。	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月	31.260	3	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6191	波長可変光源試験方法	Test methods of tuneable laser sources	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、波長可変光源の波長及び出力光パワーを、事前にトレーサブルに校正された光波長計(光周波数計を含む。)、光パワーメータなどの基準計測器によって校正するための、安定かつ再現性のある手順について規定している。ITU-T(国際電気通信連合 電気通信標準化部門)の規定する波長グリッドに基づく波長多重方式(WDM)の光ファイバ通信において、様々なWDM光伝送システムの特性を評価する上で、波長可変光源は、不可欠な光測定器であり、国内外で広く使用されている。 この規格は、2005年にJIS C 6191(波長可変光源試験方法)として制定された後、日本からの提案によって、2014年に発行されたIEC 62522 を基として2019年に改正されたものである。 その後、対応国際規格は、昨今の技術の進歩に対応するために2024年6月にEd.2として改訂され、参照用光測定器として用いられる光パワーメータや光波長計の校正に関する要求が追加された一方、校正機関への要求事項であるISO/IEC 17025の要件を満たすことは過剰であるとして参考扱いとなるなど、内容が大きく改正された。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正で、波長可変光源試験における測定の内容が明確になるとともに、当該波長可変光源の試験手順を標準化することができ、波長可変光源の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語、定義及び略語において、「デシベル」は附属書で解説することとし、用語からは削除する。 ・校正の準備において、この規格に基づき試験する者にとって、校正機関への要求事項であるISO/IEC 17025への適合は過剰であるとして、対応国際規格の改訂に合わせて参考扱いに変更する。 ・波長校正において、数式の文字が何を表すのかを一覧できる表を簡条の冒頭に追加する。また、参照用光波長計の校正は重要な事項であることから、推奨の表記を要求事項に改める。 ・光パワー校正において、数式の文字が何を表すのかを一覧できる表を簡条の冒頭に追加する。また、参照用光パワーメータの校正は重要な事項であることから、これに関する要求事項を追加する。 ・一定の波長又はパワー範囲にわたる偏差の平均化において、広い範囲で偏差を平均化すると不確かさが増大する場合があることから、対応国際規格の改訂に合わせて附属書「一定の波長又はパワー範囲にわたる平均化」全体を削除する。	IEC 62522:2024	MOD	第2条の該当号：4(試験の方法) 対象事項：波長可変光源	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月		2
JSA	06 電子	改正	C6760	弾性表面波デバイス用単結晶ウェハー仕様及び測定法	Single crystal wafers for surface acoustic wave (SAW) device applications — Specifications and measuring methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、弾性表面波フィルタ及び弾性表面波共振子に基板材料として用いる水晶、ニオブ酸リチウム(LN)、タンタル酸リチウム(LT)、四ほう酸リチウム及びビランガサイトのウェハについて規定したもので、IEC 62276[Single crystal wafers for surface acoustic wave (SAW) device applications — Specifications and measuring methods]の第2版(2012年版)を基に、2014年に制定した。今回、中国主導で市場での重要度が増しているLT及びLN関係の規定が追加され、Ed.4としIEC 62276が改訂される予定である(2024年10月)。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・ウェハに限定した規格であることを明確化するため、簡条3 用語と定義、簡条4 要求事項(材料関連の内容)を削除。 また、簡条8 キュリー温度及び9項格子定数測定法(ボンド法)も削除する。 ・ユーザニーズの多様化に対応して、LN及びLTの規定に重要となる項目(厚さ、TV5、TTV、LTV、PLTV、透過率、明度、色差)に関して 簡条3 用語と定義、簡条4 要求事項、簡条5 抜き取り検査、簡条6 試験方法にこれらの項目を追加または説明を加える。 ・要求事項に規定されたことに対応して、厚さ、透過率、明度、色差の測定法に関して 簡条11 厚さと厚さのばらつきの測定(Measurement of thickness and thickness variation)、 簡条12 透過率の測定(Measurement of transmittance) 簡条13 明度と色差の測定(Measurement of lightness and colour difference)を追加する。	IEC 62276:2024	MOD	第2条の該当号：1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項：弾性表面波デバイス用単結晶ウェハ	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、オ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	日本水晶デバイス工業会のWG	2025年1月	31.140	3	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定・改正・廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6804	レーザー製品の安全ー情報伝送のための光無線通信システムの安全	Safety of laser products Safety of free space optical communication systems used for transmission of information	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光無線データ伝送用の光無線通信システムの製造及び安全な使用のための要求事項及び指針について規定しており、対応国際規格は2019年に第2版として発行されたIEC 60825-12である。対応国際規格は、その後、2022年に第3版として、測定条件が大きく見直され、要求事項もより詳細化されて、近年の高出力レーザー機器の市場規模の拡大に伴う知見、並びに人体の目及び皮膚に対する影響の新たな知見による測定条件の変更、最新の技術情報の盛り込みなど、内容が大きく改訂されているため、対応国際規格との乖離を防ぐべく、この規格の改正が必要である。 光無線通信システムは、自由空間にレーザー光を放射することによって、その目的を達成する。すなわち、人体がレーザー光に被ばくする可能性は他のレーザー製品よりも高い。最新の安全規格とすることにより、確実な安全性を確保する必要がある。	【期待効果】 最新のIEC規格(IEC 60825-12)との整合性を確保し最新の技術水準の安全規格とすることで、製造及び使用における確実な安全性を確保することができ、さらに業界への周知を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現規格では、西暦年を付記していないJIS C6802(レーザー製品の安全基準)を引用規格としているが、JIS C 6802:2018の引用を明記する。 ・用語及び定義:2項目(送信アパーチャー、タイムベース)を追加する。 ・箇条4以降:測定条件2が見直され変更する。 従来 の箇条4の要求事項が詳細となり、新規格では箇条4～8へ整理層別する。		IEC 60825-12:2022	IDT	第2条の該当号: 1(安全度) 対象事項: 鉱工業品(情報伝送のための光無線通信システム)	法律の目的に適合している。	利点: カ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月	31.260	4
JSA	06 電子	改正	C6823	光ファイバ損失試験方法	Measuring methods for attenuation of optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード光ファイバ、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチックラッドマルチモード光ファイバ、全プラスチックマルチモード光ファイバ及びケーブルの、損失、光導通、光損失変動、マイクロバンド損失、曲げ損失などの実用的試験方法について規定しており、IEC 60793-1-1:2008、IEC 60793-1-40:2001、IEC 60793-1-46:2001、IEC 60793-1-47:2006及びIEC/TR 62221:2001の5規格を対応国際規格とし、一部技術的内容を変更して2010年に改正された日本産業規格である。その後、これらの対応国際規格は主に次のような改訂がされた。 IEC 60793-1-40(Attenuation measurement methods)では、全プラスチックマルチモード光ファイバの光損失を正確に測定するため、2019年に校正の規定が新たに追加された。 IEC 60793-1-46(Measurement methods and test procedures – Monitoring of changes in attenuation)では、2024年に光損失変動モニタ法における光透過率の変動を光損失変動に変更するとともに、それに伴い光損失変動を算出する式も変更する改訂がされた。 IEC 60793-1-47(Measurement methods and test procedures – Macrobending loss)では、各マイクロバンド測定方法、ファイバ品種における測定系の構成、試料に関する記載が追加され、2017年に改訂された。 TR 62221(Measurement methods – Microbending sensitivity)では、マイクロバンド損失の説明、及び測定に当たり試料、測定条件、装置等に関する記載が追加され、2012年に改訂された。 このような状況から、各光ファイバ損失試験方法の明確化や新規測定方法を追加することによって、最新の技術の実態に即した内容とするともに国際標準との整合性を高めるため、JISの改正が必要である。	【期待効果】 最新の国際標準規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際協力の促進にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・損失試験のカットバック法(方法A)において、より適切な測定結果を得るため、全プラスチックマルチモード光ファイバの光損失測定時の校正要求事項を追加する。 ・光損失変動試験の伝送パワーによる光損失モニタ法(方法A)において、対応国際規格の改訂に合わせ、光損失変動の二つの算出式をそれぞれ $An = 10\log10((P0t \times Pnr)/(P0r \times Pnt))$ 、及び $An = 10\log10((P0t / Pnt))$ に改める。 ・曲げ損失試験のマンドレル巻き法(方法A)において、マンドレル巻き法を光ファイバ巻き法に改める。 また、光源、励振装置及び出力/検出装置の説明並びに試料に関する説明を追加する。 ・マイクロバンド損失試験において、試料や測定条件、装置に関する規定を追加する。	(1) IEC 60793-1-1:2022 (2) IEC 60793-1-40:2019 (3) IEC 60793-1-46:2024 (4) IEC 60793-1-47:2017 (5) IEC/TR 62221:2012	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月	33.180.10	3	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準 作成 委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号	作業 段階
JSA	06 電 子	改正	C6870-1-21	光ファイバケーブル―第1―21部:光ファイバケーブル特性試験方法―機械特性試験方法	Optical fiber cables-Part 1-21: Basic optical fiber cable test procedures-Mechanical test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気通信装置及び同様の技術を採用した機器とともに使用する光ファイバケーブル、及び光ファイバと電気用導線とを複合したケーブルの機械特性試験方法について規定した規格で、IEC 60794-1-21:2015 (Optical fibre cables – Part 1-21: Generic specification – Basic optical cable test procedures – Mechanical tests methods)に基づいて2018年に制定された。 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にも多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して標準化が進められており、対応国際規格のIEC 60794-1-21は、技術の実態に即した表記に改めるとともに、引張、衝撃、曲げなどの機械的試験を別のパートに分冊するなどの改訂が2020年に行われ、それぞれIEC60794-1-101:2024、IEC60794-1-104:2024、及びIEC60794-1-111:2023として制定された。このような状況から、技術の実態に即した適切な内容に改めるとともに国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 最新の国際標準規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際協力の促進にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・E1:引張りにおいて、実態に即して、“短時間荷重”を“敷設時荷重”に改める。 ・E5A:ケーブル化された光ファイバの被覆除去力安定性及びE5B:テープ形光ファイバ心線の剥離性において、これらの試験方法は、IEC60794-1-23に移行されたため、削除する。 ・その他細部の内容も対応国際規格であるIEC60794-1-21:2020と整合を図る。		IEC 60794-1-21:2020 IEC60794-1-101:2024 IEC60794-1-104:2024 IEC60794-1-111:2023	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月	33.180.10	3
JSA	05 電 気	改正	C8364	バスダクト	Busways	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流1000V以下(周波数1000Hz以下)又は直流1500V以下のバスダクト及びその附属品について規定した規格である。 前回の改正から15年が経過しており、この間に関連するIEC規格では改訂が進んでおり、その技術をJISに取入れたいとの要望が出てきた。 また、耐火バスダクトの耐火試験方法の一部に、消防法告示(耐火電線の基準)で定められた寸法との差異が確認されており、早急に対応する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、将来のIEC規格への整合化が容易になる。また、消防法 告示(耐火電線の基準)との差異を解消することで、耐火バスダクトの耐火試験における安全性を確保することができる。	主な改正点は、次のとおり。 1) IEC規格との適合性を図るため、次の改正を行う。 ・ヒートサイクル性能において、サイクル回数ごとの温度測定の規定値を変更する。 ・構造において、定格電圧に応じた空間距離及び沿面距離を変更する。 ・試験方法において、商用周波数耐電圧試験の試験電圧を変更する。 2) 耐火バスダクトの耐火試験方法を、消防法告示(耐火電線の基準)の内容と整合させる。	—	—	無	第2条の該当号: 1(種類、性能、構造) 対象事項: バスダクト	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、カ 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格	—	一般社団法人電気設備学会のWG	2024年1月	29.130.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C8473	ライティングダクト- 電源用ダクトの安全性要求事項	Lighting busways- Particular safety requirements for power supply use	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 61534-1:2011及びAmendment1:2014を基にして、定格電圧が単相交流 277 V 以下、又は二相交流若しくは三相交流 480 V 以下であって周波数が 50/60Hz で定格電流が 50 A 以下の電源用ダクトの安全性要求事項について規定している。 対応国際規格は、電気安全に必要な短絡保護及び短絡耐力の規定及び試験が必要であること、及び表示の耐久性を明確にするための試験方法の改善が要望されていた。このため、2020年にAmendment2が発行され、短絡電流から生じる熱応力及び動的応力に耐えられる構造要求及び試験が規定された。また、治具による表示の耐久性試験が追加された。 我が国も同様の状況であるため、国際規格との整合を図りながら、この規格を市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、電源用ダクトシステムにおける短絡に対する保護及び耐力が向上し使用者の安全性が向上する。また、表示の耐久性の適否判定が明確になり品質向上が図られる。さらに、国際規格との整合によって、我が国の電源用ダクトの国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・短絡保護及び短絡耐力に関する規定を新たに箇条18として追加する。 ・表示の耐久性試験に、試験用の治具を使用した試験方法を追加する。 ・短絡に関する要求事項が追加するため、用語及び定義(箇条3)に必要な用語を追加する。		IEC 61534-1:2011, AMD1:2014,AMD2:2020	MOD	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質及び性能) 対象事項: 電源用ライティングダクト	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気設備学会のWG	2025年1月			2
JSA	05 電気	改正	C8513	リチウム一次電池の安全性	Primary batteries – Safety of lithium batteries	本規格は、リチウム一次電池の正常使用時及び誤使用時における安全性を確保するために、必要な要求事項及び試験方法について規定している。 基礎とする対応国際規格 IEC 60086-4(Primary batteries –Part4:Safety of lithium batteries) は、コイン電池の誤飲事故減少のための表示要求の条件変更、近年の使用機器の変化に則した過放電試験条件の見直しなどを反映して、2025年1月に改訂された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに消費者保護、技術の実態に即した試験条件の反映の観点から、JISを改正する必要がある。	この改正によって、電池の評価基準値を規定することによる品質の改善、及びコイン電池の表示要求の条件変更による消費者保護の充足が期待される。また、この改正によって、国際規格との整合化を図ることができ、国際産業競争力強化への寄与が期待される。	主な改正点は、次のとおり ・試験評価基準及び、用語及び定義に「漏液」と「弁作動」を追加する。 ・過放電試験を改める。 ・コイン形リチウム電池の表示要求の条件を変更する。 ・コイン形リチウム電池の誤飲防止パッケージの曲げ試験の条件を変更する。 ・消費者による交換を意図していない電池の誤使用に対する追加対策を盛り込んだ規定を新設する。 ・用語及び定義をアルファベット順から機能別に並べ替える。 ・衝撃試験の衝撃加速度の免除を12 kg から 4.482 kg に変更する。		IEC 60086-4	MOD	第2条の該当号: 1(性能(安全性に限る)) 対象事項: リチウム系一次電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電池工業会のWG	2025年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-2-14	環境試験方法－電気・電子－第2-14部:温度変化試験方法(試験記号:N)	Environmental testing – Part 2-14: Tests – Test N: Change of temperature	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、部品、機器又はその他の製品が周囲温度の急激な変化に耐える能力を試験する方法について規定するもので、2009年に改訂されたIEC 60068-2-14を基に2011年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、試験パラメータ、試験装置の詳細、試験の厳しさ、試験の後処理の追加などの修正が実態に即した内容として2023年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合、近年の技術の実態に即した試験規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・記号の箇条を新たに設け、試験パラメータの量記号を規定する。 ・一般事項において、近年の技術進歩に合わせ、試験のパラメータ、各試験温度に対する曝露時間の選択、移し換え時間の選択及び温度変化試験の適用限界の規定を現状の技術に対応した内容に改める。 ・試験Na(温度急変試験)において、明確化のため、試験槽について図を追加して具体的に詳細を規定し、試験の厳しさを上げる場合の規定を追加し、前処理及び試験サイクルを実態に即した内容に改め、後処理の規定を追加する。 ・試験Nb(定速温度変化試験)において、明確化のため、許容差の規定を新たに追加し、前処理、試験サイクル及び後処理の規定を実態に即した内容に改める。 ・試験Nc(二液槽温度急変試験)において、明確化のため、試験準備、試験サイクル及び後処理を実態に即した内容に改める。 ・試験報告書に記載する事項において、現行規格の、試験Na、試験Nb及び試験Ncそれぞれの「製品規格に規定する事項」の規定を統合して、試験報告書に記載する事項に一元化する。		IEC 60068-2-14:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	19.040	5
JSA	05 電気	改正	C60068-2-17	環境試験方法－電気・電子－第2-17部:封止(気密性)試験方法(試験記号:Q) (現行名称:環境試験方法－電気・電子－封止(気密性)試験方法)	Environmental testing – Part 2-17: Tests – Test Q: Sealing (現行名称: Basic environmental testing procedres – Part 2: Tests – Test Q: Sealing)	【制定・改正する理由(必要性)】 この試験は、試験片の密閉の有効性を判断するために、容器の容器の封止(気密性)におけるグロスリーク及びファインリークの外部および内部の検出に適用され、容器の封止(気密性)の試験方法について規定したもので、1994年に発行されたIEC 60068-2-17を基に2001年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、適用範囲にエンクロージャ、カバー、シールが部品及び機器を正常に動作させる能力を確認するための追加のテストには、IEC 60068- 2- 18が役立つとの規定の追加、圧力変化封止試験中の槽内の圧力と時間の図を実情に合わせて変更し、試験報告書に記載する事項を適正な内容に改めるなどの変更が実施され、2023年に改訂された。したがって、JISにおいても試験結果の精度向上及びこれらの国際規格の規定の反映のために改正が必要である。	【期待効果】 改正によって、封止(気密性)試験結果の信頼度を上げ、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、エンクロージャ、カバー、シールが部品及び機器を正常に動作させる能力を確認するための追加のテストには、IEC 60068- 2- 18が役立つとの規定が追加された。 ・試験Qy: 圧力変化による封止試験において、圧力変化封止試験中の槽内の圧力と時間の説明の図を、圧力上昇カーブを時定数τの指数関数と仮定すると、試験時間 t_t は0.2τよりも長くないことが望ましいとの表現に合うように変更した。 ・試験報告書に記載する事項について、a) 顧客(名前と住所)、b) 試験機関(名称、住所、および認定の詳細(ある場合))、c) テスト日(テストが実行された日付)、d) テストの種類(Qa - Qy、テスト方法)、e) 試験規格、版(IEC 60068-2-17、使用される版)、f) 試験片の説明(図面、写真、数量の製造状況)などを必須事項として追加する。		IEC 60068-2-17:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	19.040	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C60068-2-43	環境試験方法－電気・電子－第2－43部:接点及び接続部の硫化水素試験方法(試験記号:Kd)	Environmental testing – Part 2-43: Tests – Test Kd: Hydrogen sulphide test for contacts and connections	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、接点及び接続部に使用される銀及び銀合金に発生する腐食の影響を評価するための加速試験方法について規定したもので、1993年にIEC 60068-2-43:1976を基に制定された。対応国際規格のIEC 60068-2-43は、2003年に初期測定及び最終試験における接触抵抗の測定方法を近年の技術に即した方法に改めるなどの改訂がされた。このような状況から、国際規格との整合及び技術の実態に即したものとするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、これに基づいた部品・機器の性能比較が可能となるため、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・初期測定及び最終試験において、接触抵抗の測定について、現行規格で引用しているIEC130-1:1988の“低電圧低電流法”から、IEC60512-2-1:2002の対応JISのJIS C 5402-2-1で規定する“ミリボルトレベル法”に改める。 ・ISO/IEC Directivesに従い箇条構成を変更する。		IEC 60068-2-43:2003	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子部品	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月		2
JSA	05 電気	改正	C60068-3-1	環境試験方法－電気・電子－第3－1部:支援文書及び指針－低温(耐寒性)試験及び高温(耐熱性)試験	Environmental testing – Part 3-1: Supporting documentation and guidance – Cold and dry heat tests	この規格は、低温(耐寒性)試験及び高温(耐熱性)試験の支援文書であり、試験の実施について指針を示すもので、1974年に制定されたIEC 60068-3-1を基に1995年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、試験片の温度に関する情報の改訂、複数の試験片に対する試験に関する情報の改訂、空気密度の影響の追加、赤外放射に関する是正措置の推奨事項の追加、試験片の取り付けと支持に関する要件の改訂などの修正が実施されて2023年に改訂された。このような状況から、国際規格との整合を図ると共に、技術の実体に則した試験規格とするために、JISを改正する必要がある。	この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法の選択(箇条4)試験片の表面の温度変化は、ほぼ指数関数に従い、大きい供試品の内部では、かなりの遅延を伴って温度均一化に到達するとの情報を追加する。 ・試験方法の選択(箇条4)複数の試験片を試験すると、均一な流入気流に影響するとの情報を追加する。 ・試験方法の選択(箇条4)冷たい空気は暖かい空気よりも空気密度が高いため、暖かい空気は冷たい空気よりも熱伝導小さいとの情報を追加する。 ・試験方法の選択(箇条4)赤外放射の影響を最小限にするために、試験槽窓(観測窓)を通る赤外放射が供試品の温度に影響を与える可能性の考慮を追加する。 ・試験方法の選択(箇条4)複数の試験片を同時に試験する場合、試験片間および試験片と試験槽面の間に自由な循環が確保されるように試験片の配置の考慮を追加する。		IEC 60068-3-1:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C60068-3-4	環境試験方法－電気・電子－第3-4部: 支援文書及び指針－高温高湿試験 (現行名称: 環境試験方法－電気・電子－第3-4部: 高温高湿試験の指針)	Environmental testing－Part 3-4: Supporting documentation and guidance－Damp heat tests	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品規格、例えば、部品又は装置の規格を作成する際に、当該製品の適用範囲に対する適切な試験及び試験の厳しさを選択する際の指針について規定したもので、2001年に制定されたIEC 60068-3-4を基に2004年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、蒸留水及びイオン交換水によるすすぎを含む湿度試験槽の洗浄手順に関する推奨事項を新たに追加し、結露についての記載を改めるなどの修正が行われ、2023年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した試験規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・加湿及び制御手順において、近年の技術進歩に合わせ、一般に規定している、加湿に使用する蒸留水及びイオン交換水の用途に新たに洗浄時のすすぎを追加し、湿度試験槽の洗浄手順に関する推奨事項を追加する。水の注入(噴霧)について、例として超音波加湿器及び噴霧器を記載する。 ・湿度の影響の物理現象において、試験の一般事項を新たに規定し、供試品に対する湿度の影響に関する追加事項を明記する。近年の技術進歩に合わせ、結露についての記載を全面的に改める。		IEC 60068-3-4:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	29.020	5	
JSA	05 電気	改正	C60721-2-2	環境条件の分類－第2-2部: 自然環境の条件－降水及び風	Classification of environmental conditions－Part 2-2: Environmental conditions appearing in nature－Precipitation and wind	この規格は、電気製品及び電子製品に対する降水及び風に関する環境条件の基本的な性質、定量的な特性及びその分類を規定している。この規格は、IEC 721-2-2:1988を基にして1996年に制定された。その後、IECでは環境データの蓄積に伴い、降水及び風に関する環境条件の内容が大幅に拡充され、2024年に第3版が発行された。このような状況から、国際規格と整合を図り、また、近年の環境条件に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、降水及び風に関する環境条件の評価の精度が向上し、評価方法やテスト条件の明確化が進み、製品の性能及び品質の向上、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・雨(簡条4)特性の降雨において、対応国際規格では、地球規模のデータが蓄積され、世界の陸地の平均年間降水量の図、雨滴サイズの分布の表が追加されたため、追加する。 ・雪(簡条5)特性の雪において、対応国際規格では、地球規模のデータが蓄積され、人工衛星による雪氷の平均雨量換算の図が追加されたため、追加する。 ・ひょう(簡条6)特性のひょうについて、対応国際規格では、地球規模のデータが蓄積され、ひょうの世界的な分布図、指定された最大ひょうの大きさ及び1立方メートル当たりのひょうの数が追加されたため、追加する。 ・着氷(簡条7)特性の着氷について、対応国際規格では、雨雪着氷に追加して、ホアー霜、リムアイス、及びグレースド霜が追加されたため、追加する。 ・風(簡条8)特性の風について、対応国際規格では、地球規模のデータが蓄積され、世界の陸地の平均風速の図、世界の観測点の情報が追加されたため、追加する。		IEC 60721-2-2:2024	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C60721-3-4	環境条件の分類－第3－4部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－屋外固定使用の条件 (現行名称：環境条件の分類 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 屋外固定使用の条件)	Classification of environmental conditions – Part 3-4: Classification of groups of environmental parameters and their severities – Stationary use at non-weatherprotected locations (現行名称：Classification of environmental conditions Part 3: Classification of groups of environmental parameters and their severities Section 4: Stationary use at non-weatherprotected locations)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、屋外に設置する製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさの分類について規定したもので、1997年にIEC 60721-3-4:1995＋Amendment 1:1996を基に制定された。対応国際規格は、近年の実態に即して改訂されたIEC 60721-2-1:2013の気候群の変更及びIEC 60721-3-1:2018の分類の変更に対応して、2019年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図るため、また、近年の実態に即した設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・気象条件において、最新のデータに基づいたJIS C60721-3-1(環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－保管条件)の区分変更に伴い、密閉(4K23～4K24)及び開放(4K25～4K27)分類に改める。 ・特別な気象条件において、特別な気象条件の分類の表に、JIS C60721-3-1(環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－保管条件)の区分変更に伴い、日射(4Z15～4Z16)及び積雪(4Z17～4Z18)を新たに追加すると共に、周囲空気の動きの項目では4Z3(20m/s)を削除し、4Z5(67m/s)を追加、雨以外の水の項目では、4Z6(無視できる)を削除し、4Z12(水滴)、4Z13(噴霧)、4Z14(はね)の新たな分類の表に改める。 ・生物学的条件において、生物的条件の分類の表に無視が可能という分類を新たに追加し、分類を3分類(4B1～4B3)に改める。 ・化学的に活性な物質において、分類についての規定を削除して、ISO 9223を参照する旨の記載に改める。		IEC 60721-3-4:2019, COR1:2023	IDT	第2条の該当号：2(設計方法) 対象事項：電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	19.040	5	
JSA	05 電気	改正	C61000-4-6	電磁両立性－第4－6部：試験及び測定技術－無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ	Electromagnetic compatibility(EMC) – Part 4-6: Testing and measurement techniques – Immunity to conducted disturbances, induced by radio-frequency fields	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、周波数範囲150 kHz～80 MHzの意図する無線周波(RF)送信機から到来する電磁妨害に対する電気・電子装置の伝導性イミュニティ要求事項について、IEC 61000-4-6:2013を基に制定したものである。対応国際規格は、改訂から10年が経過し、各試験所間の試験結果のばらつきの原因となり得る規定の不足について、すなわち、供試装置(EUT)のセットアップ、注入電力のフィードバック、デカップリングネットワークの特性の規定を追加して、2023年に改訂された。さらに、試験時間短縮を意図して、複数周波数を同時に印可する新たな手法も追加され、最新の技術水準を反映した規格となっている。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに最新技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、試験方法の定義が明確になり試験結果のばらつきが抑えられ、効率的な精度の良い認証試験を実施することによって、品質の改善、生産性の向上に寄与する。また、複数周波数を同時に印可する方式によって試験時間が短縮し、生産性の向上に寄与する。さらに、対応国際規格と整合することによって、国際的に共通の評価が実現し、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・単一のユニットからなるEUTの試験セットアップにおいて、EUTと結合・減結合回路網(CDN)間を0.3m以下のケーブルで接続することが出来ない場合の配線方法について追記する。また、PE以外の接地用端子の配線方法について規定する。 ・試験方法において、事前のレベルセッティングで得られた進行波電力を印可する記載を明記する。 ・減結合クランプの特性において、試験結果のばらつきを抑制するため、減結合クランプの使用可能周波数、減結合係数、形状についての要求を新たに規定する。		IEC 61000-4-6	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点：ア、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月	33.100.20	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C61300-2-6	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-6部:試験－かん合部締結強度－軸方向引張り	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-6: Tests – Tensile strength of coupling mechanism	この規格は、通常の使用状態で加わる軸方向への引張力に対して、光コネクタ間又は光コネクタと光デバイスとの間の締結機構の強度を調べる試験方法について規定している。 この規格は、2010年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-6(Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic tests and measurement procedures – Part 2-6: Tests – Tensile strength of coupling mechanism) (以下、対応国際規格という。)を基に、2014年に制定された。その後、対応国際規格は、用語及び定義の追加、詳細に規定する事項の他文書との整合のための修正及び試験中の損失モニタリングを追記するための第3版の改訂が2023年11月に行われた。このJISは、ファイバオプティクス関連をはじめ、情報通信機器など132件のJISから引用されており重要度が高い。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、市場から求められている試験中の損失モニタリングを追記するなど実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 試験中の損失モニタリングを追加した対応国際規格の最新版に整合させることによって、特に海外との商取引において混乱を避けることができ、この規格を引用する製品規格及び製品仕様に係る製品の輸出入の拡大を図ることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格に合わせて用語及び定義の箇条を新たに設ける。 ・概要において、供試品の設置などについてより詳細に記載する。 ・装置において、特にトルクレンチを用いて締結することもないことからトルクレンチの規定を削除する。 ・手順において、試験を適切に実施するため、より詳細な手順を示す供試品の準備などの項目を追加する。 ・試験の厳しさの程度において、環境カテゴリを最新の国際規格の規定に整合させて、カテゴリOP、カテゴリIなどを追加する。 ・詳細に規定する事項において、関連するJISC61300-2規格群に合わせた項目に改める。		IEC 61300-2-6:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年10月	33.180.20	4	
JSA	06 電子	改正	C61300-2-11	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-11部:試験－光ファイバクランプ強度－軸方向圧縮	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-11: Tests – Axial compression	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバ用クロージャなどの光ファイバ接続デバイスにおいて、光ファイバケーブルに軸方向の圧縮力を加えた場合のクランプ強度試験方法について規定している。 この規格は、2012年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-11(Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic tests and measurement procedures – Part 2-11: Tests – Axial compression)を基に、2015年に制定された。その後、IEC 61300-2-11は、用語及び定義が追加されたほか、技術の実態に即して、試験の厳しさの見直し及びクロージャに対する要求の削除、並びに詳細な規定事項について他文書との整合を図るなどの改訂が行われ、第3版として2023年11月に発効された。このような状況から、この対応国際規格との整合を図るとともに、市場の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格の最新版に整合させることによって、特に海外との商取引において混乱を避けることができ、この規格を引用する製品規格及び製品仕様に係る製品の輸出入の拡大を図ることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・略語の箇条を設け、「DUT」を規定する。 ・装置の概要において、供試品の設置方法などについてより詳細で明確な内容に改める。 ・試験の厳しさの程度において、試験の厳しさの程度(推奨値)の表に「テンションメンバ無し」の項目を追加し、それに代えて、試験の厳しさの程度(推奨値)(クロージャに適用)の表全体を削除する。		IEC 61300-2-11:2023 Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-11: Tests – Axial compression	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバクランプ	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年10月		1	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 （JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2 （JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3 （産業標準化の利点・欠点）	選定基準4 （国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5 （市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61300-2-26	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-26部：試験－塩水噴霧	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 2-26:Tests－Salt mist	【必要性】 この規格は、塩水噴霧に対する光ファイバ接続デバイス及び光受動部品を構成する金属の耐食性、及び異なる金属間の腐食防止処理が十分であるかを評価する試験手順について規定している。 この規格は、2006年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-26（Fibre optic interconnecting devices and passive components－Basic test andmeasurement procedures－Part 2-26: Tests－Salt mist）（以下、対応国際規格という。）を基に、2013年に制定された。その後、2023年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさの程度について、IEC61753-1と整合を取るとともに、試験内容について、IEC60068-2-11と整合を取り、手順をより明確にするための改訂が行われている。 このような状況から、日本国内においても多く使用される製品に関わるものであり、国際的な標準に整合した試験にするため、改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、より多くの製品種類について、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格に合わせて用語及び定義の箇条を新たに設けるとともに、JIS C 61300-1による旨の規定を追加する。 ・塩水噴霧の装置の塩溶液において、塩溶液の条件や準備方法などについて詳細を追加する。 ・装置の試験槽において、試験温度の測定位置の条件及び噴霧状態確認のための漏斗の条件を追加する。 ・手順において、初期測定及び最終測定の内容を、関連する規定の引用を増やすなど、より詳細に定める。 ・試験の厳しさの程度において、カテゴリごとの推奨値を新たに定める。		IEC 61300-2-26:2023	IDT	第2条の該当号：4（試験方法） 対象事項：光受動部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年10月	33.180.20	4
JSA	06 電子	改正	C61300-2-44	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-44部：試験－光ファイバデバイス及び光部品の繰返し曲げ	Fibre optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 2-44: Tests－Flexing of the strain relief of fiber optic devices and components	【制定・改正する理由（必要性）】 この規格は、通信用光部品の光ファイバクランプ強度試験のうち、繰返し曲げについて規定した規格で、繰返し曲げに対して、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品を構成する光ファイバクランプの強度が十分であるかを評価する試験手順について規定している。この規格は、2013年に第3版に改訂されたIEC 61300-2-44（以下、対応国際規格という。）を基に、2015年に制定された。 その後、対応国際規格の第4版は、2024年2月に改訂されている。対応国際規格の第4版では、用語及び定義の追加、試験手順の詳細な記載、及び試験の厳しさの程度（推奨値）について関連する国際規格のIEC 61753-1（Fibre optic interconnecting devices and passive compontnes－Test and measurement procedures－Part 1: General and guidance）に従った統一化が図られている。 我が国においても近年の技術進歩に則した内容にするのとともに、対応国際規格との整合を図るため、JISの改正を行う必要がある。	【期待効果】 国際規格に合わせた改正を行うことにより、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品における繰返し曲げ試験方法を国際規格と整合することができ、国内の光部品製造業者と光通信システム製造業者との商取引及び海外の製造業者と使用者との商取引において、仕様整合時の混乱を避けることができるとともに、円滑な事業活動を促進することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義並びに略語において、この項目を箇条3として追加し、略語に「DUT」を記載する。 ・手順において、試験中の損失変動が秒単位のため、引用する測定方法のJISを、JIS C 61300-3-3からJIS C 61300-3-28に改める。 ・試験の厳しさの程度において、環境カテゴリ、引張力及び曲げサイクル数を最新の表記に改める。		IEC 61300-2-44:2024	IDT	第2条の該当号：4（試験の方法、測定の方法） 対象事項：光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C62024-1	高周波誘導部品－電気的特性及び測定方法－第1部：ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタ	High frequency inductive components – Electrical characteristics and measuring methods – Part 1: Nanohenry range chip inductor	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、通常高周波帯域(100 kHz)に用いるナノヘンリー範囲の表面実装インダクタの電気的特性及び測定方法について規定した規格であり、IEC 62024-1:2017を基に2022年に改正されたものである。この規格は、スマートフォンをはじめとする電気・電子機器の高周波回路の整合素子やフィルタ回路のチョーク用素子としても用いられているインダクタの規格であり、このインダクタは、高周波回路において、整合回路やフィルタ回路として用いられる重要な電子部品である。 対応国際規格であるIEC62024-1が、我が国からの提案によって2024年7月に改訂された。 今回の改訂では、インダクタの生産、販売、測定技術などにおいて先行する我が国の実態に沿って、インダクタの電気的特性の測定方法を追加した。具体的には、5Gの普及などに伴い、通信回路における使用周波数が高くなり、3 GHz以上のインダクタンスやインピーダンスを測定する必要性が出てきたため、高周波特性を表すSパラメータを新規測定指標として追加するとともに、Sパラメータからインダクタンスなどに変換する手法を追加した。また、最近の表面実装に適応するため実装方法を追加した。 このような状況から、JISにおいても国際規格と整合させ、市場の実態に即した内容に改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。		IEC 62024-1:2024	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：インダクタ		法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月		2	
JSA	06 電子	改正	C62623	パーソナルコンピュータの消費電力測定方法	Desktop and notebook computers – Measurement of energy consumption	【改正する理由(必要性)】 この規格は、最終製品として販売するデスクトップ及びノートブックのパーソナルコンピュータの消費電力測定方法について規定したもので、基とした国際規格のIEC 62623 (Desktop and notebook computers—Measurement of energy consumption)の初版は、2012年に発行され、当時のENERGY STAR V5を参照し、テスト方法を規定していた。発行から10年が経過し、参照するENERGY STARの最新版やパーソナルコンピュータの機器の多様化等に対応する必要性が出ていた。このため、例えば近年省電力化の為に、新しいスタンバイ機能(モダンスタンバイ)の対応が行われ、また新しいENERGY STARでは新機能に対応した基準値や計算式の変更が行われるなど、国際の場で議論が始まりIEC 62623の第2版が2022年4月27日に発行された。JISにおいても、今回の国際規格の最新版に対応した技術水準の規定とするため、この規格の改正が必須となっている。	【期待効果】 改正による最新の技術レベルに対応した方法で測定した消費電力値を広く市場へ公開することで、消費者にとって、購入の際のより公平な比較検討が可能となる。また、製造業者に対しても、品質改善の促進とともに、省エネルギー及びカーボンニュートラルへの貢献意識の高まりが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・EUT(被試験機器)の仕様において、消費電力モードの1つとして、代替低消費電力モード、Palpm(代替低消費電力モードの平均消費電力測定値)を追加する。 ・EUT設定及び試験条件において、自動輝度制御機能に関する条件及びデスクトップパーソナルコンピュータ用の外部ディスプレイの準備(ディスプレイ接続優先度及び解像度)に関する条件を追加する。 ・近年の技術進歩に合わせ、代替低消費電力モードの測定方法を追加し、消費電力計算式を変更する。 ・有効RMS電力計測器の精度において、その精度を2倍に改める。具体的には、1.0W以上の測定値を0.5W以上に変更し、0.5W未満の場合は0.02Wを0.01Wの精度に変更する。		IEC 62623:2022	IDT	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項：鉱工業品(パーソナルコンピュータ)		法律の目的に適合している。	利点： ア、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年10月	35.160	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C62813	電気・電子機器用リチウムイオンキャパシター電気的特性の試験方法	Lithium ion capacitors for use in electric and electronic equipment - Test methods for electrical characteristics	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気・電子機器用リチウムイオンキャパシターの電気的特性(静電容量、内部抵抗、放電電力量及び電圧保持率)の試験方法について規定した規格で、IEC 62813:2015を基に2016年に制定された規格である。 この規格の対応国際規格 IEC 62813:2015の改訂作業が行われ、2024年10月にFDIS、2025年にISが発行された。 対応国際規格の改訂の内容は、エネルギー換算法による静電容量及び放電電力量の算出の新ルールへの適合、最新版の引用規格への変更などである。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・エネルギー換算法による静電容量及び放電電力量の算出において、内部抵抗算出に用いる電流値と静電容量算出に用いる電流値との識別を明確にするため、放電電力量及び静電容量の測定時に用いる放電電流Iの10分の1を表す記号として、新たにIcapを定義して算出式を改める。		IEC 62813:2025	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: リチウムイオンキャパシタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月		2
JSA	10 金属・無機材料	改正	H1611	チタン及びチタン合金－分析方法通則	Titanium and titanium alloys - General rules for chemical analysis	この規格は、チタン及びチタン合金の分析方法に共通な分析用試料の調製方法、分析値のまとめ方などに関する一般的な事項について規定したもので2020年に改正された規格である。この規格は、チタン及びチタン合金の製品規格での化学成分の分析方法における分析手順は、全てこの規格を引用している。一方、チタン及びチタン合金の分析においては、成分ごとに化学分析法、原子吸光法などの様々な分析方法が規定されており、分析作業が煩雑となっているため、規格の使用者から多成分が分析可能な方法の規格化が強く求められていた。このような状況から、近年の技術の進歩に対応させて、ICP発光分光分析による多元素定量方法の規格(JIS H 1633)が2024年に制定された。このため、近年の技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	近年の技術の進歩に対応して制定したJISの引用によって、分析精度の向上及び分析の合理化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・各成分の定量方法において、ICP発光分光分析による多元素定量方法の規格(JIS H 1633)を化学分析方法として適用してよい規格の一つとして追加、規定する。				第2条の該当号: 4(分析方法) 対象事項: チタン及びチタン合金	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本チタン協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	10 金属・無機材料	改正	H1617	チタン及びチタン合金中の炭素定量方法	Methods for determination of carbon in titanium and titanium alloys	この規格は、チタン及びチタン合金中の炭素定量方法について規定したものである。現行規格は、1995年改正されたが、その後引用規格である分析方法などについての通則規格が改正され、この規格の内容と齟齬が生じている。さらに、我が国からの提案によって、炭素定量方法について、新たにISO 13093として2023年に制定されており、近年の技術の進歩を反映した国際規格との整合が市場から求められている。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、関連する引用規格に対応させて試料のはかりとりを改めるなど技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、技術的内容が国際規格に整合することで、国際的な取引での相互理解の促進を確保することが可能となり、取引の公正化を図ることが期待されるとともに、国際競争力の更なる向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・定量方法の区分において、対応国際規格に整合させ、かつ、我が国の市場の実態に即し、定量方法を“燃焼－赤外線吸収法”だけに改め、燃焼－赤外線吸収法以外の燃焼－硫酸滴定法、燃焼－伝導率法などの方法は削除する。 ・一般事項において、引用した分析方法通則についてのJISの改正に対応して、試料のはかりとり、分析値のまとめ方などを改める。 ・対応国際規格に整合させて、試薬について新たに簡条を設け、試薬の仕様を規定する。 ・対応国際規格に整合させて、炭素含有量許容差、併行許容差などの許容差について、新たに簡条を設けて規定する。		ISO 13093:2023	MOD	第2条の該当号：4(分析方法) 対象事項：チタン及びチタン合金	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、オ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本チタン協会のWG	2025年7月			2
JSA	10 金属・無機材料	改正	H2222	ダイカスト用マグネシウム合金地金	Magnesium alloy ingots for die castings	この規格は、マグネシウム合金ダイカスト製造に用いるマグネシウム合金地金について規定したものであり、マグネシウム合金ダイカストは、主に軽量化ニーズの高い自動車部品、携帯電子機器部品などに使用されている。今後の更なる自動車などの軽量化ニーズに対応するため、新たに開発されたマグネシウム合金によるダイカスト製品の需要が拡大することが見込まれる中、現行規格の改正(2020年)後も、我が国では新たなダイカスト用マグネシウム合金が開発され実用化されるなどの技術開発が進んでいる。特に自動車部品への適用のために、希土類、カルシウムなどの元素を添加した高耐熱、高靱性、難燃性を有するダイカスト用マグネシウム合金の開発が続いている。市場からはそれらの合金種をJIS化することが望まれており、我が国の近年の開発状況に即して、この規格を改正を行う必要がある。	規格の改正によって、自動車をはじめとする輸送分野の使用者側にとって採用しやすい材料となり、またそれらの合金種の認知度が高まることで、市場でのマグネシウム合金ダイカストが更に普及することが期待できる。また、輸送分野で新たな合金種の適用が増えることで材料の信頼が高まることによって、他の分野でもマグネシウム合金の採用が進むことが期待される。さらに、今回のJIS改正は、新合金種の対応国際規格への追加を国際提案する際にも、資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類及び種類の記号において、新たに記号を設定して、以下の4種のダイカスト用マグネシウム合金地金を追加する。 － 高耐熱性、高熱伝導性、難燃性の合金。自動車・二輪車部品向け。 － 高靱性、難燃性の合金。自動車ホイール向け。 － 高熱伝導、難燃性の合金。自動車部品向け。 － 高耐熱、難燃性の合金。自動車エンジン部品向け。 ・化学成分において、合金種の追加に伴い、新たな合金種の化学成分を追加する。		ISO 16220:2017	MOD	第2条の該当号：1(種類、品質、成分) 対象事項：ダイカスト用マグネシウム合金地金	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本マグネシウム協会のWG	2025年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	10 金属・無機材料	改正	H5303	マグネシウム合金ダイカスト	Magnesium alloy die castings	この規格は、マグネシウム合金ダイカストについて規定したものであり、マグネシウム合金ダイカストは、主に軽量化ニーズの高い自動車部品及び携帯電子機器部品に使用されている。マグネシウム合金ダイカストについて規定したものであるが、今後の更なる自動車などの軽量化ニーズに対応するため、新たに開発されたマグネシウム合金によるダイカスト製品の需要が拡大することが見込まれる中、現行規格の改正(2020年)後も、我が国では新たなダイカスト用マグネシウム合金が開発され実用化されるなどの技術開発が進んでいる。特に自動車部品への適用のために、希土類、カルシウムなどの元素を添加した高耐熱、高靱性、難燃性を有するダイカスト用マグネシウム合金の開発が続いている。市場からはそれらの合金種をJIS化することが望まれるており、我が国の近年の開発状況に即して、この規格を改正を行う必要がある。	規格の改正によって、自動車をはじめとする輸送分野の使用者側にとって採用しやすい材料となり、またそれらの合金種の認知度が高まることで、市場でのマグネシウム合金ダイカストが更に普及することが期待される。輸送分野で新たな合金種の適用が増えることで材料の信頼が高まることによって、他の分野でもマグネシウム合金の採用が進むことが期待される。さらに、今回のJIS改正は、新合金種の対応国際規格への追加を国際提案する際にも、資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類及び種類の記号において、新たに記号を設定して、以下の4種のマグネシウム合金ダイカストを追加する。 － 高耐熱性、高熱伝導性、難燃性の合金。自動車・二輪車部品向け。 － 高靱性、難燃性の合金。自動車ホイール向け。 － 高熱伝導、難燃性の合金。自動車ヒートシンク系部品向け。 － 高耐熱、難燃性の合金。自動車トランスミッション等の駆動系部品向け。 ・化学成分において、合金種の追加に伴い、新たな合金種の化学成分を追加する。 ・機械的性質において、合金種の追加に伴い、新たな合金種の機械的性質を追加する。	—	ISO 16220:2017	MOD	第2条の該当号：1(種類、品質、成分) 対象事項：マグネシウム合金ダイカスト	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本マグネシウム協会のWG	2025年7月		2
JSA	05 電気	改正	H7005	超電導関連用語	International Electrotechnical Vocabulary—Superconductivity	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2000年に発行されたIEC60050-815 (International Electrotechnical Vocabulary -Part 815: Superconductivity)を基に作成した超電導関連の用語及び定義について規定した規格である。対応国際規格であるIEC60050-815の第3版 が2022年3月に発行予定であり、技術の発展により新たにエレクトロニクスの分野の用語が増えるなど大幅な改訂が行われる。このため、我が国の超電導分野においても、新しい用語を活用できるようにするため、国際規格との整合を図り、改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、生産者及び使用者間で超電導分野の意思疎通が活発になり、我が国の国際競争力の向上が期待される。また、国内の研究教育機関への普及により超電導応用技術の進展にも寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・これまでの章立てでは新しい分野の用語に対応しない部分があり、従来の規格に追加すると煩雑になるため、用語番号を従来の「815-01-01から」を「815-20-01から」に変更する。 ・「超電導マグネット技術」の分類項を「超電導マグネット及び電力機器の技術」に変更し、「超電導エレクトロニクス技術」の項を追加する。 ・「応用技術」の分類項を「超電導エレクトロニクス技術」、「超電導マグネット及び電力機器の応用技術」、「超電導エレクトロニクス応用技術」及び「冷却技術」に細分化し、それぞれの技術の内容を充実させる。	—	IEC60050-815:2022(発行予定)	IDT	第2条の該当号：5(用語) 対象事項：超電導	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ、エ、オ 欠点：いずれも該当しない。	1. 共通的な理解を促進するために不可欠な基礎的・基盤的分野の規格)	—	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月	01.040.29; 29.020	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K6217-1	ゴム用カーボンブラックー基本特性ー第1部:よう素吸着量の求め方(滴定法)	Carbon black for rubber industryーFundamental characteristicsーPart 1: Determination of iodine adsorption number (Titrimetric method)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴム用配合剤として用いるカーボンブラックの基本特性のうち、よう素吸着量の求め方について規定しているもので、2008年にISO 1304:2006を基礎として改正された。ISO 1304は2016年に、試験精度に影響なく、実験室の実情に合わせた温度条件、計量器の精度を変更する改訂が行われており、2006年版からの技術的な見直しと整合が必要である。また、ISO1304の2016年版では数式記号の定義の見直しがされているため、それを反映させる必要がある他、すでに廃止となったJISを引用している点についても、変更が必要である。 このような状況から、対応国際規格との整合及び現在のJISの要求事項と整合させるべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 今回の改正によって、国際規格と整合し、近年の効率のかつ精度の高い評価方法を優先することで国際的な商取引の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、対応国際規格に整合させ、推奨される方法としてB法:自動滴定装置による電位差滴定法を明記する[液の標定の電位差滴定法(B法)にも同様に明記]。 ・試薬において、調整時の濃度の許容差を国際規格と合わせ、要求される事項や引用規格の見直しを行う。 ・液の標定のように素溶液の式において、数式記号の定義を、対応国際規格に合わせて見直す。 ・試験手順の試験条件(温度及び相対湿度)において、対応国際規格との整合を行う。 ・試験報告において、試料の由来、試験条件、滴定の方法などを明確に識別すべく、試験報告書に記載すべき事項の追加を行う。		ISO 1304:2016	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム用カーボンブラック	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K6219-3	ゴム用カーボンブラックー造粒粒子の特性ー第3部:造粒粒子の硬さの求め方	Carbon black for rubber industryーCharacteristics of pelletized carbon blackーPart 3: Determination of individual pellet crushing strength	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴム工業で原材料の配合剤として用いられるゴム用カーボンブラック(以下、カーボンブラックという。)の造粒粒子の特性のうち、造粒粒子の硬さの求め方について規定しているもので、2006年に制定された。対応国際規格にあたるISOとして、日本提案でこのJISを基にISO 8942が2010年に第1版として発行された。ISO 8942は、海外の専門家からの要請で、当時国際的に普及が進んだ自動化装置のベレットハードネスデスターを規定として記載している。現在、日本を初めてとして各国のカーボンブラックの製造会社や使用するゴム製品製造会社では、自動化装置のベレットハードネスデスターが主要試験装置として利用されている実態がある。しかし、現行のJISでは自動化装置のベレットハードネスデスターについては備考としての記載に留まっており、規定として記載していないという乖離が生じている。 このような状況から、国際競争力向上のため、対応国際規格との整合及び技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 カーボンブラック造粒粒子の硬さは、カーボンブラックのゴムへの分散に大きな影響が有るため、ゴム製品製造会社では作業性のみならず、製品性能にも関わる重要な特性となっており、品質データとしても重要なため、調達したカーボンブラックの統計的なデータを管理することにより、品質保証を行っている。 実態に合わせた自動試験装置の規定への追記は、品質検査などの試料数100を超える試験においても迅速にかつ精度良く測定できるため、カタログ値に対する中心値やバラツキが少ない国内カーボンブラックの品質の高さを実情に合わせて表すことができるため生産・取引の合理化・効率化や取引の円滑化が期待できる。併せて規定として追加することで試験の省力化の面からも安全・環境面の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・硬さ測定装置において、現在許容されている自動化装置のベレットハードネスデスターを規定として測定装置に追加し、対応国際規格との整合を図る。		ISO 8942:2010 Rubber compounding ingredientsーCarbon blackーDetermination of individual pellet crushing strength	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム用カーボンブラック	法律の目的に適合している。	利点: イ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	ー	ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年10月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K6252-2	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引裂強さの求め方—第2部:デルフト形試験片を用いる方法	Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of tear strength—Part 2: Small (Delft) test pieces	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムのデルフト形試験片の引裂強さの求め方について規定しているもので、2015年にISO 34-2:2011を基礎として制定された。ISO 34-2は2022年に改訂され、現行JISの内容を反映した図及びスリット幅の記述について修正された。現行JISでは打抜き刃の寸法を120としているが、ISO 34-2:2022では打抜き刃の寸法は正確に120である必要はないため、＜120と改訂されており、打抜き刃の寸法の整合が必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。追補での改正としているが、原案作成委員会の際に審議し、軽微な変更や書式の更新などを加えて、改正の必要がないかを判断する。	【期待効果】 この規格を改正することによって、打抜き刃の自由度が増し、コストダウンが期待され、かつ、取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・図1の試験片打抜き刃の長さを国際規格に整合し、“120”から“＜120”に変更する。		ISO 34-2:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月	83.060	4
JSA	09 化学	改正	K6265	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—フレクソメータによる温度上昇及び耐疲労性の求め方	Rubber, vulcanized or thermoplastic —Determination of temperature rise and resistance to fatigue in flexometer testing	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、圧縮形のフレクソメータを用いた、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの内部発熱による温度上昇、動的なクリープ及び永久ひずみ並びに疲労破壊寿命の求め方について規定しているもので、基本原理であるISO 4666-1:2010、定ひずみ試験法のISO 4666-3:2016及び定応力試験法のISO 4666-4:2007を基礎として2018年に改正された。対応国際規格のうちISO 4666-3は2022年に改訂され、引用規格の更新が行われた。また、ISO 4666-4は2018年に改訂され、新たに試験装置の校正周期が追加されたため整合が必要となっている。さらに、試験片の硬さの測定の追加及び数値の丸め方の修正も必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、 ・装置の校正が適切に実施できるようになり、データの信頼性の向上が期待できる。 ・市場の実態に合わせた改正を行うことにより、市場の混乱を防げるだけでなく取引の円滑化も期待され規格利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験片の硬さ 試験片の硬度測定を追加する。 ・附属書 定応力のフレクソメータ試験装置の校正を追加する。	—	ISO 4666-1:2010 ISO 4666-3:2022 ISO 4666-4:2018	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2024年6月	83.060	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K6271-2	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－電気抵抗率の求め方－第2部: 平行端子電極法	Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of resistivity－ Part 2: Parallel terminal electrode system	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの平行端子電極法による体積抵抗率の求め方を規定しているもので、2015年にISO 1853:2011を基礎として制定された。ISO 1853は2018年に改訂され、矛盾のあった試験片の長さが正しい長さに訂正されたため、試験片形状の整合が必要となっている。また、試験精度の維持を目的として、新たにAnnexとして校正計画が追加されたため附属書の追加も必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することにより、 ・試験片の長さに戸惑うことなく製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。 ・試験装置を適切に校正できるようになり、試験精度の維持向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験片の形状及び寸法において、試験片の長さを95 mm以上に変更する。 ・正誤票の内容を反映して試験結果の求め方における計算式を修正する。 ・試験結果の向上と対応国際規格に整合し、附属書として校正計画を追加する。		ISO 1853:2018	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月	83.060	3
JSA	09 化学	改正	K6272	ゴム－引張、曲げ及び圧縮試験機(定速)－仕様	Rubber－Tensile, flexural and compression test equipment (constant rate of traverse)－Specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴムの引張試験、曲げ試験、せん断試験及び圧縮試験に用いる定速試験機の仕様について規定しているもので、2003年にISO 5893:2002を基礎として制定された。ISO 5893は軽微な修正のため2019年に改訂されたが、リング状試験片の試験に使用するジグのブーリー径が引張特性の求め方のISO 37と異なっており、整合のため2020年にAmennmentの発行により改訂された。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。 追補での改正としているが、原案作成委員会の際に審議し、軽微な変更や書式の更新などを加えて、改正の必要がないかを判断する。	【期待効果】 この規格を改正することにより、 ・別のJISである引張試験との不整合に戸惑うことなく製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・5.3(試験片つかみ具)の大きい試験片用のブーリー径を、国際規格に整合し25 mmから25.5 mmに変更する。		ISO 5893:2019 ISO 5893:2019/Amd 1:2020	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月	83.060;83.200	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K6333	溶断用ゴムホース	Gas welding equipment—Rubber hoses for welding, cutting and allied processes	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、溶接、切断及びその関連作業で使用するツインホースを含む低圧(最高使用圧力が1 MPaで、呼び径が6.3 mm以下のホース)に限定する。)及び中圧(最高使用圧力が2 MPaで、すべての呼び径のホース)ゴムホースの要求事項について規定しているもので、1999年及び2001年にISO/DIS 3821:1997を基礎として改正された。その後、ISO 3821は2019年に改訂され、フラックス燃料ガスホースの要求事項の追加、適用サイズの拡大、ガス透過試験の引用規格の変更などが行われており、JISを整合させることが必要となっている。また、ガス種類による外面ゴム色について市場の実態に即した変更が望まれている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべく、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、 ・使用用途に応じたホースや適切なサイズが選択でき、市場の拡大が期待される。 ・引用規格が改正されることにより、より実用性と安全性の向上に繋がる。 ・ガス種による外面ゴムを国内流通実態に合わせた修正により、規格利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲について、国際規格との整合を図るため、ホースアッセンブリーに関する要件は規定していない旨を明記する。 ・構造について、ホース総肉厚に関する内面ゴム層の厚さの要求事項を追加する。 ・構造及び性能について、フラックス燃料ガスホースに関する要求事項を追加する。 ・寸法について、呼び径の追加と許容差の見直し、外径許容差の追加と偏肉の基準の見直しを行う。 ・ホースの色について、国内流通実態を踏まえ、見直しを行う。		ISO 3821:2019	MOD	第2条の該当号：1(種類、寸法、構造、品質) 対象事項：溶断用ゴムホース	法律の目的に適合している。	利点： イ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年7月			2
JSA	09 化学	改正	K6396	合成ゴム－IIR－試験方法	Isobutene-isoprene rubber (IIR) — Test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、イソブテン・インブレンゴム(IIR)の原料ゴムの化学試験及び物理試験並びに加硫特性を評価するための標準配合、混練り手順及び加硫特性試験方法について規定しているもので、2007年にISO 2302:2005を基礎として改正された。ISO 2302は2014年及び2020年に改訂され、ISO2302:2020では、標準配合のTMTD(テトラメチルチウラムジスルフィド)を安全性の高い他の加硫促進剤に変更可能な規定が盛り込まれ、JISにおいても安全面への対応を考慮することが必要となっている。このような状況から、我が国としても対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべく、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、製品の評価に関して、評価の精度や技術的優位性の妥当な評価を変えずに評価時間の短縮、作業者への安全性の向上及び環境への危険な化学物質の漏洩を防ぐことができる。とともに、取引の円滑化も期待され、国際競争力の強化、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格において、標準配合にTMTD以外の加硫促進剤を使用可能な規定に変更されたため、この規格でも安全確保のため変更する。 ・近年の技術開発に対応して、ゴムの灰分測定法にTGA測定法を追加する。 ・近年の技術開発に対応して、加硫ゴム評価方法の混練り機容量をミニチュア密閉式混練機に限定せず、使用機器の範囲を広げる。	—	ISO 2302:2020, Isobutene-isoprene rubber (IIR) — Evaluation procedure	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：合成ゴム(IIR)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2024年4月	83.060	3	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K6399	合成ゴム－IR－試験方法	Isoprene rubber (IR)－Non-oil-extended, solution-polymerized types－Evaluation procedure	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、合成ゴムIR(ポリイソプレンゴム、以下、IRという。)のうち、溶液重合によって得られる非油展の一般用IRの物理及び化学試験方法並びに加硫試験方法(標準配合剤、配合及び混練方法を含む。)について規定しているもので、2003年にISO/DIS 2303:2000を基礎として改正された。 その後、引用規格ISO 1795には対応するJIS K6298(原料ゴム－天然ゴム・合成ゴム－サンプリング及びその後の準備手順)が制定され、また試験方法の引用規格JIS K6250(対応国際規格:ISO 471)、JIS K6300-2(対応国際規格:ISO 3417)もそれぞれ対応国際規格の廃止に伴い、実態と合わない。そのほか、ゴム関連の試験方法規格がISO規格の改訂に伴い大きく変更されている。 一方、対応国際規格ISO 2303は2011年及び2019年に改訂され、灰分測定、揮発分測定、加硫測定 of 求め方等の引用規格の変更、ミニチュア密閉式混練機を用いた1段練り、2段練りにミニチュア密閉式混練機を使用する方法の追加、サンプル調製方法の変更など技術の進歩に即した内容に改訂された。 このような状況から、灰分、揮発分及び加硫測定の見直し、ミニチュア密閉式混練機の採用、試験方法規格の見直しなど、対応国際規格と整合させ近年の技術の実態に即した内容にJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化による国際競争力の強化、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・原料ゴムの物理及び化学試験において、近年の技術開発と対応国際規格の改訂に対応して、ゴムの灰分測定の新しい方法(C法とTGA法)、揮発分測定の新しい方法(自動赤外線乾燥熟重量測定装置)を追加し、試験方法の引用規格を変更する。また同様に、加硫試験における試験方法規格を対応国際規格の変更及び市場の実態に合わせ、変更する。 ・混練方法において、近年の技術開発と対応国際規格の改訂に対応して、サンプルの均質性及び安全衛生面を向上させるため、サンプルの混練方法を変更する。 ・試料及び試験片の調整において、対応国際規格の改訂に伴い、加硫試験結果の精度向上につながる試験片形状を追加する。(現状のISO/DIS 2303での主な技術面での改訂内容)		ISO 2303:2019	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 合成ゴム(IR)	法律の目的に適合している。	利点: エ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年10月		2
JSA	09 化学	改正	K6404-2	ゴム引布及びプラスチック引布試験方法－第2部:物理試験(基本)	Testing methods for rubber- or plastics-coated fabrics－Part 2: Determination of basic physical properties	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ゴム引布及びプラスチック引布の物理試験(基本)について規定しているもので、2015年にISO 1421:1998、ISO 2411:2000、ISO 3303-2:2012、ISO 4674-1:2003及びISO 4674-2:1998を基礎として制定された。その後、対応国際規格はいずれも改訂されており、それぞれの改訂内容との整合が必要となってきた(ISO 1421は2016年の改訂で、新たな用語、試験片寸法、製造後から試験までの期間などが追加。ISO 2411は2017年及び2024年の改訂で、新たな試験片寸法及び状態調節が追加。ISO 3303-2は2020年の改訂で、試薬、試験の状態調節、試験方法についての規定などが追加。ISO 4674-1は2016年の改訂で、製造後から試験までの期間、試験結果の異常値の取扱いなどが追加。ISO 4674-2は2021年の改訂で試験時間が追加規定。)。また、産業界での近年の適用状況に整合した用語や定義の修正も必要となっている。 このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、日本製品が海外市場において、物理特性などが適切に評価されることとなり、混乱を防ぐことが可能となるだけでなく、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、ゲージ長の具体的な設定のため「標準標識」の用語及び定義を新たに追加する。また、既存の「切断力」の用語について、国際標準及び国内産業界と整合を図って、図(切断時の引張力)に明記する。 ・それぞれの物理試験方法において、試験片についての寸法などをそれぞれ関連する対応国際規格に整合させた寸法値などに改める。 ・さらに、それぞれの物理試験方法において、必要な試薬の追加、状態調節や製造後から試験までの期間、試験値の異常値の取扱いなど、それぞれ対応する国際規格の規定内容に整合させ、それぞれの物理試験方法に新たに追加規定する。		ISO 1421:2016 ISO 2411:2024 ISO 3303-2:2020 ISO 4674-1:2016 ISO 4674-2:2021	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム引布及びプラスチック引布	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年4月		1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	09 化学	改正	K6799-1	ガラス短繊維強化ポリエチレン(PE-sGF)配管システム―第1部:通則	Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems― Part 1: General	【制定・改正する理由(必要性)】 ガラス繊維強化ポリエチレン管システムに関するJISは、高機能JIS等整備事業のもと、地下に埋設し、主に水などの液体物を対象とした輸送に供するガラス繊維強化ポリエチレン管システムの規格群(以下、JIS規格群という。)として、2018年に 第1部:通則、第2部:管、第3部:継手 として制定された。制定後は、国内のガラス繊維強化ポリエチレン管及びこれらを用いた管路システムの、当該分野での普及が進み、年々需要が増加している。 一方、国際標準化加速事業によって、JIS制定と並行して、当該分野のISO規格の標準化も進められ、およそ10年に渡り、ISO/TC138での世界レベルでの技術審議が続けられた。その結果、2022年(Part 1, 2)及び2024年(Part 3, 5)に、ISO/PAS 22101シリーズの公開仕様書となって国際標準が制定された。これらの国際標準は、現行のJIS規格群の内容に比べ、ISO規格に体系付けられた、定義、略称、関連国際規格、要求性能等に関し、海外展開の際に必要とされる市場の要望及び実績が反映されており、内容が拡充したものとなっている。 この状況を踏まえ、本JIS規格群の改正により、国際的な要望、構成、性能基準、形状寸法などを反映させた、対応ISO規格群に整合させた、新たなJIS規格群とすることが強く要望されている。 なお、ISOで制定されたISO/PAS 22101のPart 5の内容は、Part 1,2,3の内容を受けてのシステム適合性に関する仕様書なので、今回は、日本国内の現状を考慮し、本規格群の第1,2,3部の中に必要事項を盛り込むこととし、今回本規格群の第5部としての新規制定は実施しない。 今回、JIS K 6799-1(第1部:通則)は、ISO/PAS 22101-1:2022を対応国際規格として改正を実施する。	【期待効果】 本JIS規格群(通則、管、継手)の改正により、国際規格のMODとして、日本国内事情を加味した上で、国際整合したJIS規格群とすることができる。 そのため、当該製品は、性能基準、形状寸法などにつき、国際的な整合の取れた製品となり、技術の相互理解、品質明確化、安全性確保と共に、国内のみならず世界市場での当該製品及び輸送管路の更なる普及が促進され、我が国の産業競争力の強化、及び国内産業の発展につなげることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、対応国際規格に整合して変更する。 ・適用範囲において、従来記載より実績等を考慮して発電設備(火力発電所:取水放水管路)、水力発電設備(小水力発電所:水圧管、導水管)及び海水取水施設を追加する。 ・引用規格について、対応国際規格に整合させ、最新規格へ修正する。 ・用語及び定義において、対応国際規格に整合させ、「公称管厚」などの用語を追加する。 ・記号及び略号において、対応国際規格に整合させ、管厚「r」を測定管厚「e」への変更などをおこなう。 ・材料において、対応国際規格に整合させ、コンパウンドの密度など試験条件・試験方法を表形式で明記する。		ISO/PAS 22101-1:2022 Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems for industrial applications Part 1: General	MOD	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: ガラス繊維強化ポリエチレン管システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	―		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年10月			1
JSA	09 化学	改正	K6799-2	ガラス短繊維強化ポリエチレン(PE-sGF)配管システム―第2部:管	Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems― Part 2: Pipes	【制定・改正する理由(必要性)】 ガラス繊維強化ポリエチレン管システムに関するJISは、高機能JIS等整備事業のもと、地下に埋設し、主に水などの液体物を対象とした輸送に供するガラス繊維強化ポリエチレン管システムの規格群(以下、JIS規格群という。)として、2018年に 第1部:通則、第2部:管、第3部:継手 として制定された。制定後は、国内のガラス繊維強化ポリエチレン管及びこれらを用いた管路システムの、当該分野での普及が進み、年々需要が増加している。 一方、国際標準化加速事業によって、JIS制定と並行して、当該分野のISO規格の標準化も進められ、およそ10年に渡り、ISO/TC138での世界レベルでの技術審議が続けられた。その結果、2022年(Part 1, 2)及び2024年(Part 3, 5)に、ISO/PAS 22101シリーズの公開仕様書となって国際標準が制定された。これらの国際標準は、現行のJIS規格群の内容に比べ、ISO規格に体系付けられた、定義、略称、関連国際規格、要求性能等に関し、海外展開の際に必要とされる市場の要望及び実績が反映されており、内容が拡充したものとなっている。 この状況を踏まえ、本JIS規格群の改正により、国際的な要望、構成、性能基準、形状寸法などを反映させた、対応ISO規格群に整合させた、新たなJIS規格群とすることが強く要望されている。 なお、ISOで制定されたISO/PAS 22101のPart 5の内容は、Part 1,2,3の内容を受けてのシステム適合性に関する仕様書なので、今回は、日本国内の現状を考慮し、本規格群の第1,2,3部の中に必要事項を盛り込むこととし、今回本規格群の第5部としての新規制定は実施しない。 今回、JIS K 6799-2(第2部:管)は、ISO/PAS 22101-2:2022を対応国際規格として改正を実施する。	【期待効果】 本JIS規格群(通則、管、継手)の改正により、国際規格のMODとして、日本国内事情を加味した上で、国際整合したJIS規格群とすることができる。 そのため、当該製品は、性能基準、形状寸法などにつき、国際的な整合の取れた製品となり、技術の相互理解、品質明確化、安全性確保と共に、国内のみならず世界市場での当該製品及び輸送管路の更なる普及が促進され、我が国の産業競争力の強化、及び国内産業の発展につなげることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、対応国際規格に整合して変更する。 ・適用範囲において、従来記載より実績等を考慮して発電設備(火力発電所:取水放水管路)、水力発電設備(小水力発電所:水圧管、導水管)、海水取水施設を追加する。 ・引用規格において、対応国際規格に整合させ、最新規格へ修正する。 ・用語及び定義において、対応国際規格に整合させ、だ円度や電気融着ソケット形状口等を追加する。 ・一般特性において、対応国際規格に整合させ、管の外観と形状を一般特性と形状・寸法に分け、追加及び修正する。 ・形状・寸法において、対応国際規格に整合させ、Siシリーズ表記や電気融着ソケット形の寸法の追加及び修正する。 ・機械特性において、対応国際規格に整合させ、試験条件や試験方法を記載した表としてまとめる。 ・耐薬品性において、対応国際規格に整合させ、記載事項を追加する。		ISO/PAS 22101-2:2022 Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems for industrial applications Part 2: Pipes	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質) 対象事項: ガラス繊維強化ポリエチレン管システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	―		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年10月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	09 化学	改正	K6799-3	ガラス短繊維強化ポリエチレン(PE-sGF)配管システム―第3部:継手	Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems―Part 3:Fittings	【制定・改正する理由(必要性)】 ガラス繊維強化ポリエチレン管システムに関するJISは、高機能JIS等整備事業のもと、地下に埋設し、主に水などの液体物を対象とした輸送に供するガラス繊維強化ポリエチレン管システムの規格群(以下、JIS規格群という。)として、2018年に 第1部:通則、第2部:管、第3部:継手 として制定された。制定後は、国内のガラス繊維強化ポリエチレン管及びこれらを用いた管路システムの、当該分野での普及が進み、年々需要が増加している。 一方、国際標準化加速事業によって、JIS制定と並行して、当該分野のISO規格の標準化も進められ、およそ10年に渡り、ISO/TC138での世界レベルでの技術審議が続けられた。その結果、2022年(Part 1, 2)及び2024年(Part 3, 5)に、ISO/PAS 22101シリーズの公開仕様書となって国際標準が制定された。これらの国際標準は、現行のJIS規格群の内容に比べ、ISO規格に体系付けられた、定義、略称、関連国際規格、要求性能等に関し、海外展開の際に必要とされる市場の要望及び実績が反映されており、内容が拡充したものとなっている。 この状況を踏まえ、本JIS規格群の改正により、国際的な要望、構成、性能基準、形状寸法などを反映させた、対応ISO規格群に 整合させた、新たなJIS規格群とすることが強く要望されている。 なお、ISOで制定されたISO/PAS 22101のPart 5の内容は、Part 1,2,3の内容を受けてのシステム適合性に関する仕様書なので、今回は、日本国内の現状を考慮し、本規格群の第1,2,3部の中に必要事項を盛り込むこととし、今回本規格群の第5部としての新規制定は実施しない。 今回、JIS K 6799-3(第3部:継手)は、ISO/PAS 22101-3:2022を対応国際規格として改正を実施する。	【期待効果】 本JIS規格群(通則、管、継手)の改正により、国際規格のMODとして、日本国内事情を加味した上で、国際整合したJIS規格群とすることができる。 そのため、当該製品は、性能基準、形状寸法などにつき、国際的な整合の取れた製品となり、技術の相互理解、品質明確化、安全性確保と共に、国内のみならず世界市場での当該製品及び輸送管路の更なる普及が促進され、我が国の産業競争力の強化、及び国内産業の発展につなげることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、対応国際規格に整合して変更する。 ・適用範囲において、従来記載より実績等を考慮して、発電設備(火力発電所:取水放水管路)、水力発電設備(小水力発電所:水圧管、導水管)、海水取水施設を追加 ・引用規格において、対応国際規格に整合させ、最新規格へ修正する。 ・用語及び定義において、対応国際規格に整合させ、電気融着ソケット形継手や機械継手、組立品を追加する。 ・材料において、対応国際規格に整合させ、PEコンパウンド、ポリエチレン以外の部品材料を追加する。 ・一般特性において、対応国際規格に整合させ、継手の外観と形状を、一般特性と形状・寸法に分け追加及び修正する。 ・形状・寸法において、対応国際規格に整合させ、SIシリーズ表記やルーズバックキングフランジの追加及び修正する。 ・機械特性において、対応国際規格に整合させ、一般、状態調節、要求性能を追加し、試験条件や試験方法を記載した表としてまとめる。 ・耐薬品性において、対応国際規格に整合させ、記載事項を追加する。 ・要求性能において、対応国際規格に整合させ、記載事項を追加する。		ISO/PAS 22101-3:2022 Polyethylene reinforced with short glass fibres (PE-sGF) piping systems for industrial applications Part 3: Fittings	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質) 対象事項: ガラス繊維強化ポリエチレン管システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	―		国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年10月			1
JSA	09 化学	改正	K7126-2	プラスチックフィルム及びシート―ガス透過度試験方法―第2部:等圧法	Plastics-Film and sheeting-Determination of gas-transmission rate-Part 2 : Equal-pressure method	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、プラスチックのフィルム、シート、ラミネート、共押出品等の材料の等圧法によるガス透過度試験方法について規定している。 現行規格のJIS K 7126-2:2006は、ISO 15105-2:2003を対応国際規格として制定された。制定以来、定期見直しで承認されていたが、2024年に、附属書B(規定)ガスクロマトグラフ法による試験方法 B.7.1 ガス透過度を求める式の係数に誤りがあることが判明した。そのため、至急係数を修正する必要がある。同式のSI単位系は産業界で慣用的に使用されていないことから、誤りに気が付かなかったと思われる。本改正では単位系の表記も議論し、産業界で実際に使用されている単位系も併記し、SI単位系との比較及び換算式も記載する。 また、本来ガス透過度を求める式には、変数として温度がない(標準状態273 Kを前提としている)ので、実際の温度でのガス透過度を求めることが煩雑である。そこで、現行のガス透過度の式に温度のファクターを導入することにより利便性が向上することが期待される。 一方、対応国際規格のISO 15105-2にも同じ誤りがあるため、2024年11月のISO TC61米国会議にて、日本提案として改正を提案して、同意が得られ、現在改正作業を進めている。ISO 15105-2の改訂されたものを今回のJIS K 7126-2改正の対応国際規格とする予定である。	【期待効果】 ガス透過度を求める式の誤りを正すとともに、現在産業界で使用されている単位系とSI単位系との比較及び換算式を提示し分かりやすくする。また、現行のガス透過度の式に温度のファクターを導入する。以上のことから、同規格の利用者の利便性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・ガス透過度の式((1)式)の定数を正しい値に修正する。 GTR=k×(D×C×P_a)/(A×Po) …… (1)式 k=7.44×10 ⁻⁷ (誤)からk=7.35×10 ⁻¹² (正)に修正する。 GTR:ガス透過度 [mol/(m ² ・s・Pa)] D: キャリアーガス流量 (cm ³ /min) C:ガス中の測定ガスの体積濃度 A:試験片の有効透過面積 (m ²) Pa: 大気圧 (Pa) Po:測定ガスの分圧 (Pa) ・ガス透過度の式に関して、産業界で使用されている単位系とSI単位系 (ISO)との比較及び換算式を提示し、わかりやすくする。 ・ガス透過度の式に変数として温度(T(K))を導入し、式の利便性を向上させる((2)式)。 GTR=(D×C×P_a)/((60×10 ⁶)×R×T×A×Po) …… (2)式 R:気体定数 8.31 Pa・m ³ /mol・K		ISO 15105-2	IDT	第2条の該当号: 4(フィルム・シートのガス透過度) 対象事項: プラスチック製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1			日本プラスチック工業連盟のWG	2025年4月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	09 化学	改正	K7222	発泡プラスチック及びゴム―見掛け密度の求め方	Cellular plastics and rubbers ― Determination of apparent (bulk) density	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は主に断熱材として使用される発泡プラスチックの密度の測定方法について規定したもので、ISO 845:1988に整合させる目的で2005年に改正されている。その後、ISO 845はほとんど改訂されていないことから、JIS K 7222の改正も行われていなかった。 近年、計測機器が技術の進歩により、デジタル化され高精度な計測機器が普及したことで、JIS K 7222で要求するような寸法測定は一般的ではなくなってきた。近年(2022~2024)改正された関連JIS(JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526等)における密度の測定はJIS K 7222を引用規格しているものの、実際の測定方法はJIS K 7222の方法とは異なっているため、見掛け密度の測定方法がJIS K 7222と他の関連JISとで整合していない問題が生じている。主な異なる点は、JIS K 7222では寸法をmm単位、質量をg単位で測定するのに対して、関連JISでは各々0.1mm以下、0.1g以下の単位で測定する。 JIS K 7222を合理的な試験方法に改善し、他の関連JISの測定方法と整合させることにより、JIS K 7222を見掛け密度の試験試験方法の上位規格の地位を維持し、試験機関または試験者に混乱が起これないようにすることが必要である。なお、今回のJIS K 7222の改正はISO 845:2006を対応国際規格としてMODにて行うが、ISO 845の改訂も予定している。	【期待効果】 国内の各種発泡プラスチック系材料に対し、JIS規格(JIS K 7222)の運用が普及することで、測定方法が標準化され、品質の明確化・生産者と使用者の相互理解の促進・性能評価の効率化による研究開発活動の基盤形成などが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定の実験片の数(5.2) 現行規格では「軟質材料は3個以上、硬質材料は5個以上」と記載されていたが、試験片の数は3個で統一する。軟質材料と硬質材料を区別する根拠はなく、3個で十分と考えられる。因みに他の関連JIS(JIS A 9521、JIS A 9511、JIS A 9526)では、試験片の数は3個と規定されており、他試験規格と整合する。 ・操作(6.1)「JIS K 7248に従って、試験片の寸法をミリメートル単位で測定する」と記載されていたが、精度の向上及び他試験規格での運用を考慮し、「試験片の寸法を0.1mm以下の単位で測定する。」と記載する。 ・操作(6.1)「各寸法を3回別々に測定する」と記載されているが、意味が不明確なのでこの表現を削除する。また、「長さ及び幅を3か所以上、厚さを5か所以上測定」と記載されているが、「板状の材料は、長さ、幅及び厚さを3箇所以上測定する。」へと変更する。デジタルノギスの普及と、ノギスの精度を考慮すると、各寸法を必要以上に繰り返し測定する必要はないと考えられる。 ・操作(6.2)「各試験片の質量を0.5%の精度で測定し、質量をグラム単位で記録する」と記載されていたが、「各試験片の質量を0.1g以下の精度で測定して記録する。」へと変更する。この規格を引用している他JIS規格において、0.1g単位で測定し記録する運用をしているほか、規格を分かりやすくし、精度の向上及び利便性を改善することが必要である。		ISO 845:2006	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：プラスチック	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、エ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年4月			2
JSA	09 化学	改正	K7341	プラスチック―小火炎に接触する可とう性フィルムの垂直燃焼性試験方法	Plastics ― Determination of burning behaviour of thin flexible vertical specimens in contact with a small-flame ignition source	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は垂直に支えた厚さ3 mm以下のプラスチック製フィルム又はシートを、小さな着火炎にさらしたときの炎の広がり特性を測定するための試験方法について規定するもので、2006年にISO 9773:1998及びAMENDMENT 1(2003)を基に、技術的内容を変更することなく制定された。その後、ISO 9773は、燃焼特性の評価方法をより精密化して精度と再現性を向上させること、および、安全性を向上させるために、試験チャンバー内装の暗色化、チャンバー内の明るさレベル、試験片の調整の修正、試験用木綿の具体的な仕様・試験前調整に関する規定の追加などとして2024年に改正された。我が国としても、プラスチックフィルムやシートの燃焼特性を評価する規格を最新の技術および安全性に対応させることを目的に、国際規格に適合したJISに改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によってJIS K 7341がISO 9773:2024に対応することになり、国際的な適合性と相互運用性の確保、最新の技術や情報の共有、規制遵守と国際的信頼性の向上ができる。例えば、JIS K 7341において小火炎に垂直に接触する可とう性フィルムの燃え広がり特性の測定の精度及び再現性が向上し、国際的に通用する試験結果を公表することができる。また、国際市場での製品・技術の採用や取引が容易になり、品質や安全性の確保が促進され、日本の産業と技術のグローバルな発展に寄与できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語の定義において、利用者がわかりやすいようにISO 13943に合わせる。 ・装置及び材料において、対応国際規格に整合させるために、チャンバー内の色、必要照度レベル、綿の仕様及び試験前調整を追加する。 ・試験片において、対応国際規格に整合させるために、密度測定、ふさわしい試験片の厚さに関する情報を追加する。 ・試験手順において、対応国際規格に整合させるために、試験手順を詳細にする。		ISO 9773	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：プラスチック	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	日本プラスチック工業連盟のWG	2025年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8030	アセトアルデヒド(試薬)	Acetaldehyde (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるアセトアルデヒドについて規定するもので、2010年に改正された。 ・性状に“水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・定性方法に化学反応を用いているが、海外試薬は赤外吸収スペクトログラフイーを採用しており、整合性を持たせるため、変更する必要がある。 ・濃度試験が滴定法となっているが、海外規格及び海外試薬は、ガスクロマトグラフイーを採用しており、整合性をもたせるため、変更する必要がある。また、規格値も質量分率80.0 % 以上から海外並みに98.0 % 以上などに変更する必要がある。 ・不揮発物の試験で、水浴が規定されているが、ホットプレートの使用により、操作の利便性向上を図る必要がある。また、操作の利便性を向上させるため、恒量操作の見直しも必要。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となる。 ・純度試験における不純物情報が、より明確になる。 ・試験操作の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 純度試験をガスクロマトグラフイーに改める。 3) 不揮発物試験で、恒量操作を見直し、器具にホットプレートを追加する方向で改める。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	JISマーク制度への活用		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8034	アセトン(試薬)	Acetone (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるアセトンについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。● 対応国際規格がある場合は、記載する。(朝山) ・性状に“水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・純度試験のガスクロマトグラフイーにヘリウムを用いているが、供給が不安定になることもあり、窒素ガスを追加し、試験の実施を確実にする必要がある。また、近年の製法変更に伴い、不純物に変化しており、ガスクロマトグラフイーの条件を見直す必要もある。 ・水分の試験方法に、利便性の高い電量滴定を追加する必要がある。また、使用する試薬も選択制を高めて、規格の使用者の利便性を向上させる必要がある。 ・不揮発物の試験で、水浴が規定されているが、ホットプレートの使用により、操作の利便性向上を図る必要がある。また、操作の利便性を向上させるため、恒量操作の見直しも必要。 ・過マンガン酸還元性物質の試験で、数値の規格値になっているが、海外では試験適合が一般的である。海外規格との整合性の観点より、見直す必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となる。 ・純度試験における不純物情報が、より明確になる。 ・試験操作の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 純度試験をガスクロマトグラフイーの条件を変更する。 3) 水分試験に電量滴定を追加する。試薬についても、業者が供給する試薬を許容する。 4) 不揮発物試験で、恒量操作を見直し、器具にホットプレートを追加する方向で改める。 5) 過マンガン酸還元性物質の規格値を試験適合に変更する。		ISO 6353-2:1983	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8051	3-メチル-1-ブタノール(試薬)	3-Methyl-1-butanol (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる3-メチル-1-ブタノールについて規定するもので、2010年に改正された。 ・性状に“エタノール及びジエチルエーテルに溶けやすく”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・定性方法に記載する赤外吸収スペクトルの分解能が不十分であり、最新のチャートに更新する必要がある。 ・純度試験のガスクロマトグラフィーにヘリウムを用いているが、供給が不安定になることもあり、窒素ガスを追加し、試験の実施を確実にする必要がある。また、近年の製法変更に伴い、不純物に変化しており、ガスクロマトグラフィーの条件を見直す必要もある。 ・不揮発物の試験で、水浴が規定されているが、ホットプレートの使用により、操作の利便性向上を図る必要がある。また、操作の利便性を向上させるため、恒量操作の見直しも必要。 ・塩基性物質(Nとして)は、制定時のピリジンおよび窒素化合物(N)が転じてこの項目になっているが、純度試験がガスクロマトグラフィーを採用した時点で、検出可能であり、不要と判断される。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となる。 ・純度試験における不純物情報が、より明確になる。 ・不揮発物試験の操作の利便性が向上する。 ・規格項目の見直しで、より合理的な品質保証が、可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 純度試験をガスクロマトグラフィーの条件を変更する。 3) 不揮発物試験で、恒量操作を見直し、器具にホットプレートを追加する方向で改める。 4) 塩基性物質(Nとして)を削除する。		—	—	第2条の該当号：1(品質、種類) 対象事項：試薬	法律の目的に適合している。	利点：ア 欠点：いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8056	アリザリンエローGG(試薬)	Alizarin yellow GG (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるアリザリンエローGGについて規定するもので、2010年に改正された。 ・規格名称の“アリザリンエローGG”は、平成3年6月28日内閣告示第二号『外来語の表記』に基づいて作成された、外来語(カタカナ)表記ガイドライン第3版(一般財団法人テクニカルコミュニケーター協会)に合わせ、“アリザリンエローGG”に変更する必要がある。なお、海外メーカーの日本語カタログはすべて“メチルイエロー”の表記である。 ・強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)は、含量試験の代替として、ナトリウムを重量法で評価する目的で設定された。しかし、流通する試薬の多くが、色素の含量(Dye contents)規格を50 %以上としている。製法上、塩析に用いた塩化ナトリウムまたは硫酸ナトリウムを多量に含んでおり、規格の意味があいまいになっている。一方、吸光度(5 mg/l, pH9.6)(乾燥物換算)で試験に必要な含量を満たしていることが、間接的に保証される。このような状況から、強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する必要がある。 ・変色範囲(pH)の試験では、色の変化が“うすい黄—黄—こい黄”と、中間のpH11.0は、判定しにくい。また、海外規格では、pH10.0及び12.0の2点での試験が一般的であり、JISも修正すべきとの意見を受け、pH11.0を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・名称が明確になり、海外試薬との整合性も図れると期待される。 ・強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)の削除で、試験操作の利便性及び安全性向上が期待される。 ・変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)名称をアリザリンイエローGGに変更する。 b)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する。 c)変色範囲(pH)のpH11.0の試験を削除する。		—	—	第2条の該当号：1(品質、種類) 対象事項：試薬	法律の目的に適合している。	利点：ア 欠点：いずれも該当しない。	強制技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8101	エタノール(99.5)(試薬)	Ethanol(99.5)(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるエタノール(99.5)について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・性状において、“水、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”と記載されているが、本来混ざるが正しく、変更する必要がある。 ・純度(C2H5OH)(GC)の試験で、ヘリウムガスを使用しているが、供給不安もあり、窒素ガスの使用を許容する必要がある。また、海外規格に比較して、ガスクロマトグラフィーの温度条件などを見直す必要がある。 ・水分の試験方法に、汎用性の高い電量滴定法を追加し、操作の利便性を向上させる必要がある。 ・過マンガン酸還元性物質の試験で、JIS規格では比色標準液を調製し、判定している。一方、ISO、ACS、ASTMなどの海外規格では、赤が残れば良いとする判定で、日本だけが厳し過ぎる状況にあり、整合性を持たせる意味からも、比色標準液の使用を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・物質の性質が、規格の使用者に正確に伝わり、試薬の応用性が向上することが期待できる。 ・純度試験方法の見直しで、使用するガスの問題が減り、安定供給に寄与し。不純物情報もより正確になることが期待できる。 ・水分の試験で、規格の使用者の選択が増え、利便性が向上する。 ・過マンガン酸還元性物質の試験の比色標準液の使用を削除することで、海外規格との整合性が取れると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)性状で、溶けやすいを混ざりやすいに変更する。 b)キャリアガスの種類に窒素を追加し、測定温度条件などを変更する。 c)水分の試験方法に電量滴定法を追加する。 d)過マンガン酸還元性物質の試験から、比色標準液の使用を削除する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号：1(品質、種類) 対象事項：試薬	法律の目的に適合している。	利点：ア 欠点：いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8116	塩化アンモニウム(試薬)	Ammonium chloride(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる塩化アンモニウムについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・性状において、吸湿性が重要な性質であり、追加する必要がある。 ・純度の試験で、操作の利便性向上のため、自動滴定装置を導入する必要がある。 ・金属不純物の試験にICP発光分光分析法を追加し。操作の利便性を向上させる必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・物質の性質が、規格の使用者に正確に伝わり、試薬の応用性が向上することが期待できる。 ・純度試験方法の見直しで、操作の利便性向上が期待できる。 ・金属不純物の試験で、同時分析が可能になることで。操作の利便性が向上する。	主な改正点は、次のとおり。 a)性状で、吸湿性があると記載する。 b)滴定部分に自動滴定による操作を追加する。 c)金属不純物の測定項目として、ICP発光分光分析法を追加する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号：1(品質、種類) 対象事項：試薬	法律の目的に適合している。	利点：ア 欠点：いずれも該当しない。	強制法規技術基準に引用されている		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8283	くえん酸一水和物(試薬)	Citric acid monohydrate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるくえん酸一水和物について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・定性方法の赤外吸収スペクトルが、やや不鮮明であり、更新する必要がある。 ・硫酸着色物質の試験方法で、加熱温度100 ℃、30分と規定されているが、加熱方法の記述がなく、濃い硫酸の加熱の為、危険性が伴い、明確な加熱方法の記述が必要である。 ・しゅう酸の試験で発色試薬を添加した後の放置時間の記述がない。海外規格では30分間放置が多く、これに整合させる必要がある。 ・カルシウム(Ca)の試験で、試料溶液と比較溶液に加える産の量が異なり、同量にする必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・物質の判別が、より正確になることが期待できる。 ・加熱方法を定めることで、操作安全性の向上が期待できる。 ・放置時間の設定で、発色の繰り返し精度向上が期待できる。 ・酸を同量とすることで、より正確な試験結果を得やすくなることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)定性試験の赤外吸収スペクトルを更新する。 b)硫酸着色物質の試験方法に加熱方法を明記する。 c)しゅう酸の試験で発色操作後の放置時間を明記する。 d)カルシウム(Ca)の試験で、試料溶液と比較溶液に加える産の量を2 mLにする。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8308	クレゾールレッド(試薬)	Cresol red (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるクレゾールレッドについて規定するもので、2011年に改正された。 1)定性方法の赤外吸収スペクトルが、乾燥不十分と考えられる不鮮明差があり、最新のものに変更する必要がある。 2)強熱残分(硫酸塩)は、加熱温度が600±50 ℃となっており、鉛及びカドミウムなどが揮散する可能性があり、500 ℃±50 ℃に変更する必要がある。また、硫酸の添加を炭化後に変更し、安全性を向上させる必要がある。 3)現在、乾燥減量1 %以下を満たす原料がない状況にあり、海外に整合させ110 ℃乾燥で、5 %以下に変更する必要がある。 4)変色範囲(pH)の試験では、色の変化が“黄—黄みの赤—赤”と、中間のpH8.0は、判定しにくい。また、海外規格では、pH7.2及び8.8の2点での試験が一般的であり、pH8.0を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性方法がより明確になることが期待できる。 2)強熱残分(硫酸塩)試験の変更で、安全性の向上及び正確さの向上が期待できる。 3)乾燥減量の変更で、安定供給が期待できる。 4)変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 a)定性方法の赤外吸収スペクトルが、不鮮明な部分があったため、最新のものに差し替える。 b)強熱残分(硫酸塩)の温度を500 ℃±50 ℃に変更し、硫酸の添加を炭化後に変更する。 c)乾燥減量の温度を110 ℃に変更し、規格値を5.0 %以下に変更する。 d)変色範囲(pH)のpH8.0の試験を削除する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	09 化学	改正	K8352	コンゴーレッド(試薬)	Congo red (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるコンゴーレッドについて規定するもので、2011年に改正された。 1)定性方法の赤外吸収スペクトルが、乾燥不十分と考えられる不鮮明差があり、最新のものに変更する必要がある。 2)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)は、含量試験の代替として、ナトリウムを重量法で評価する目的で設定された。しかし、流通する試薬の多くが、色素の含量(Dye contents)規格を50 %以上としている。製法上、塩析に用いた塩化ナトリウムまたは硫酸ナトリウムを多量に含んでおり、規格の意味があいまいになっている。一方、吸光度(10 mg/l, pH5.0)で試験に必要な含量を満たしていることが、間接的に保証される。このような状況から、強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する必要がある。 3)変色範囲(pH)の試験では、判定基準が、(紫)3.0～5.0(暗い赤みの黄赤)となっているが、JIS Z 8102物体色の色名を確認するとこの表現が見当たらない。したがって、現状に合わせ紫～黄赤に変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)定性方法がより明確になることが期待できる。 2)強熱残分(硫酸塩)試験の削除で、安定供給が期待できる。 3)変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 a)定性方法の赤外吸収スペクトルを最新のものに差し替える。 b)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)の削除である。 c)変色範囲(pH)の色の表現を暗い赤みの黄赤から黄赤に変更する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月			2
JSA	09 化学	改正	K8359	酢酸アンモニウム(試薬)	Ammonium acetate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる酢酸アンモニウムについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 純度試験において、アンモニウム塩はホルマル法を用いているが、海外でホルムアルデヒド液を使わない規格が現れてきた。これは、シックハウス症候群に対する対応が主流と判断される。しかし、ホルマル法を用いる規格も多く、過渡期の為、両方法を記載しておく必要がある。	【期待効果】 この改正によって、海外規格との整合性がとれ、将来ホルムアルデヒド液を使用しない方法が主流となった場合に備えることができる。と期待される。	主な改正点は、次のとおり。 純度(CH3COONH4)試験方法に、ホルムアルデヒド液を用いない、逆滴定法を追加する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8390	サリチルアルデヒド(試薬)	Salicylaldehyde (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるサリチルアルデヒドについて規定するもので、2011年に改正された。 1)純度試験における、ガスクロマトグラフィーの条件が海外と比較して低温で測定しており、高沸点不純物の測定が、最適ではなく、見直す必要がある。 2)水分の測定に用いる試薬が、“クロロホルムとアルキレンカルボネートとを主成分とするカールフィシャー用脱水溶媒”となっており、この記述では選択が困難であり、装置製造者が推奨する試薬を追加する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)純度試験において高沸点不純物の測定が安定することが期待できる。 2)水分測定試薬の選択が容易となることが規定できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)ガスクロマトグラフィーの測定条件を見直す。さらに、キャリアーガスに窒素を追加する。 b)水分測定試薬に装置製造者が推奨する試薬を追加する。		—	—	第2条の該当号：1(品質、種類) 対象事項：試薬	法律の目的に適合している。	利点： ア 欠点： い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8392	サリチル酸(試薬)	Salicylic acid (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるサリチル酸について規定するもので、2006年に改正された。 1)性状において、わずかに光による劣化が起きるため、これを追記し、容器に遮光性を持たせる必要がある。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルが、乾燥不十分による不鮮明さがあり、最新のものに更新する必要がある。 3)重金属(Pbとして)は、対象があいまいであり、鉛(Pb)に変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状への光劣化の記述追加で、試薬の取り扱いが向上することが期待される。 2)赤外吸収スペクトルが鮮明になることで、他の物質との識別が向上すると期待される。 3)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することで、不純物情報がより正確になることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、わずかに光による劣化が起きることを追記する。 2)定性方法の赤外吸収スペクトルを更新する。 3)重金属(Pbとして)を、鉛(Pb)に変更する。		—	—	第2条の該当号：1(品質、種類) 対象事項：試薬	法律の目的に適合している。	利点： ア 欠点： い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8462	シクロヘキサノール(試薬)	Cyclohexanol (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるシクロヘキサノールについて規定するもので、2011年に改正された。 1)性状において、液体と記述しているが、海外の試薬では粉末も存在しており、追記する必要がある。 2)純度試験において、ガスクロマトグラフィーの測定条件が海外品に比べて、高沸点不純物測定に適してあらず、見直す必要がある。 3)酸(C6H5COOHとして)が設定されているが、海外試薬でこの保証はなく、製法上も保証すべきと判断されない。したがって、削除する必要がある。 4)凝固点を20℃以上としているが、上限がない規格は現実的ではなく、設定する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状への追加で、使用者の試薬選択の幅が広がることが期待できる。 2)純度試験において、高沸点不純物の測定が安定すると期待される。 3)項目削除によってより合理的な補償となることが期待される。 4)凝固点の上限を定めることで、より高度な品質保証となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状において、粉末の存在を記述する。 2)純度試験のガスクロマトグラフィーの測定条件を見直す。また、キャリアーガスに窒素を追加する。 3)酸(C6H5COOHとして)を削除更する。 4)凝固点の規格値に上限を設ける。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。		分析・研究用として、市場から製品の要求がある。また、JISマーク表示認証に活用されている。	一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8465	1,2-ジクロロエタン(試薬)	1,2-Dichloroethane (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる1,2-ジクロロエタンについて規定するもので、2011年に改正された。 1)性状の表現で溶けるを混ざりに変更し、安定剤を含む試薬があることを追記する必要がある。 2)純度試験において、ガスクロマトグラフィーの測定条件が、高沸点不純物に対して適切とは言えず、見直す必要がある。 3)水分の測定に用いる試薬に、装置製造者が推奨する試薬を追加する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)性状の表現が正確になり、安定剤を含む製品が存在する情報を付加することで、規格の使用者の選択が広がると期待される。 2)ガスクロマトグラフィーの測定条件の見直しで、純度の視覚性が向上すると期待される。 3)水分測定試薬の選択が容易となることが規定できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)性状の表現で溶けるを混ざりに変更し、安定剤を含む試薬があることを追記する。 2)ガスクロマトグラフィーの測定条件を見直す。さらに、キャリアーガスに窒素を追加する。 3)水分測定試薬に装置製造者が推奨する試薬を追加する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。	一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8494	メチルエロー(試薬)	Methyl yellow(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるメチルエローについて規定するもので、2011年に改正された。 1)規格名称の“メチルエロー”は、平成3年6月28日内閣告示第二号『外来語の表記』に基づいて作成された、外来語(カタカナ)表記ガイドライン第3版(一般財団法人テクニカルコミュニケーター協会)に合わせ、“ジメチルイエロー”に変更する必要がある。なお、海外メーカーの日本語カタログはすべて“メチルイエロー”の表記である。 2)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)で、硫酸の添加を炭化後にすることで、操作の安全性を向上させる必要がある。 3)変色範囲(pH)の試験では、色の変化が“うすい紫みの赤—うすい黄赤—うすい赤みの黄”と、中間のpH3.4は、判定しにくい。また、海外規格では、pH2.9及び4.0の2点での試験が一般的であり、pH3.4を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)名称が明確になり、海外試薬との整合性も図れると期待される。 2)強熱残分(硫酸塩)の操作の安全性が高くなると期待される。 3)変色範囲(pH)の試験で、あいまいさが減少し、試験の効率化が図れると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)名称をジメチルイエローに変更する。 b)強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)で、硫酸の添加を炭化後にする。 c)変色範囲(pH)のpH3.4の試験を削除する。	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月			2
JSA	09 化学	改正	K8514	臭化ナトリウム(試薬)	Sodium bromide(Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる臭化ナトリウムについて規定するもので、2011年に改正された。 1)純度試験において、塩化物の影響があり、海外規格では、塩化物の値で純度を補正しており、JISもこれを導入する必要がある。 2)1)の変更を行う際、現行の塩化物の試験方法をより正確性の高い試験方法に変更する必要がある。 3)海外の試薬に関し、よう化物を保証している商品がほとんどない。臭化ナトリウムは、臭素と鉄を反応させて合成した亜臭化鉄(FeBr2・2FeBr3)に炭酸ナトリウムを加えて、炭酸鉄を沈殿分離して製造していた。高純度品はしゅう酸ナトリウムを水溶液中で臭素により酸化し、溶液を乾固後、再結晶して2水和物をつくり、水素気流中で融解して無水和物とする方法で製造されていた。ここで使われている臭素の品位が時代とともに向上し、不純物のよう素が問題視するレベルではなくなっていたため、この項目を削除する必要がある。 4)重金属(Pbとしては、分析対象があいまいであり、鉛(Pb)に変更する必要がある。 5)過マンガン酸カリウム還元性物質を保証している商品が、海外にはまったくないが、製法上、この試験の対象となる物質は、亜臭化鉄及びしゅう酸ナトリウムであると判断された。いずれも製造工程で残存する可能性がほとんどないと判断され、この項目を削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 1)純度試験において、より正確な値を得ることが期待できる。 2)塩化物の試験結果の成果轉性が向上すると期待される。 3)よう化物を削除することで、的確な品質保証が期待できる。 4)重金属(Pbとしては鉛(Pb)に変更することであいまいさがなくなると期待される。 5)過マンガン酸カリウム還元性物質を削除することで、的確な品質保証が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1)純度試験に補正式を加える。 2)塩化物の試験方法を臭化物を揮散させる方法に変更する。 3)よう化物を削除する。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更する。 5)過マンガン酸カリウム還元性物質を削除する。	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月			2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8517	ニクロム酸カリウム(試薬)	Potassium dichromate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるニクロム酸カリウムについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。JIS K 8005との整合性をはかり、次の改正が必要である。 ・純度試験に自動滴定装置を用いた電位差滴定を導入する。 ・塩化物(Cl)及び硫酸塩(SO4)にイオンクロマトグラフィーを導入する。 ・金属不純物の測定にICP発光分光分析法を導入する。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 JIS K 8005との整合がはかれ、精度及び正確さが向上することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 A)純度試験に自動滴定装置を用いた電位差滴定を導入する。 B)塩化物(Cl)及び硫酸塩(SO4)にイオンクロマトグラフィーを導入する。 C)金属不純物の測定にICP発光分光分析法を導入する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8622	炭酸水素ナトリウム(試薬)	Sodium hydrogen carbonate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる炭酸水素ナトリウムについて規定するもので、2022年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・pH標準液用の純度試験において、規格上限の100.0 %を超える製品が増え、供給が不安定化している。試験方法は、中和滴定法であり、100.0 %を超える可能性は十分にある。そのため、規格値及び試験方法の細部を見直す必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・精度及び正確さの向上、安定供給が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・pH標準液用の純度試験において、規格値及び試験方法を改正する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8635	チオ尿素(試薬)	Thiourea (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるチオ尿素について規定するもので、2011年に改正された。 ・ISO 7431が発行されたことで、JIS規格の純度がISO 7431で最も低いClassⅢ相当になっており、規格値を見直す必要がある。 ・性状は白い結晶性粉末となっているが、流通品は、やや黄みを帯びたもの、結晶のものがあり、現状に合わせて追記する必要がある。 ・定性方法に記載する赤外吸収スペクトルは、アミノ基に起因する吸収を特定しておらず、追記する必要がある。 ・重金属(Pbとして)は、対象があいまいであり、鉛(Pb)に変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度の見直しで、試薬の使用者の信頼が増すことが期待される。 ・性状の表現を変更することで、より広範囲の原料ソースを確保でき、案んて供給につながることを期待される。 ・赤外吸収スペクトルの見直しで、化合物の同定精度が向上することが期待される。 ・重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更することで、品質保証が明確になることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1)純度の規格値を変更する。 2)性状に色及び形状を追加する。 3)赤外吸収スペクトルを更新する。 4)重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更する。		—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。		分析・研究用として、市場から製品の要求がある。また、JISマーク表示認証に活用されている。	一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8680	トルエン(試薬)	Tolene (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるトルエンについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は、改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・純度試験の測定条件がやや古く、最新の情報を追記する必要がある。また、キャリアガスのヘリウムの供給不安から、窒素を追加する必要がある。 ・水分測定に汎用性の高い電量滴定法を追加し、装置製造者が推奨する測定試薬の使用を許容する必要がある。 ・硫酸着色物質で用いる硫酸が、95 %±0.5 %と規定されているが、海外では硫酸そのものを使用し、何ら問題がないことから、これに変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度試験の変更で、カラムの選択、精度及び正確さの向上、安定供給が期待される。 ・水分測定で、試験及び使用する試薬の利便性向上が期待される。 ・濃硫酸を希釈する危険性がなくなり、安全性の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験の条件を見直し、キャリアガスに窒素を追加する。 ・水分測定に電量滴定法を追加し、装置製造者が推奨する測定試薬の使用を許容する。 ・硫酸着色物質で用いる硫酸を、95 %±0.5 %から希釈なしに変更する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8732	二硫化炭素(試薬)	Carbon disulfide (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる二硫化炭素について規定するもので、2011年に改正された。 ・性状に“ジエチルエーテルに極めて溶けやすい”と記述しているが、学術的には混ざるが正しく、修正する必要がある。 ・定性方法に化学反応を用いているが、海外試薬は赤外吸収スペクトログラフィーを採用しており、整合性を持たせるため、変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状に正確な情報を記述することで、使用者への有用な情報提供が可能となることが期待される。 ・赤外線吸収スペクトルを採用することで、物質の同定がより明確になると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1) 性状の溶解性の表現を改める。 2) 定性方法を赤外吸収スペクトロフィーに変更する。	—	—	—	第2条の該当号：1(品質、種類) 対象事項：試薬	法律の目的に適合している。	利点： ア 欠点： いいずれも該当しない。			一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8736	エリオクロムブラックT(試薬)	Eriochrome black T (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるエリオクロムブラックTについて規定するもので、2018年に改正された。 現行規格の強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)質量分率15.0～20.0 %は、含まれるナトリウムの含有量を硫酸ナトリウムとして測定する目的で設定されており、理論値含有量が100 %の場合、計算上15.40 %となる。エリオクロムブラックTは、水に溶けやすく製造時に塩化ナトリウム又は硫酸ナトリウムを加えて水溶液の溶解度を下げる塩析を行うため、これら成分が結晶に付着して析出する。そのため、規格値が理論値よりも高めに幅を持たせている。このような状況から、当該試験項目は、単にナトリウムが存在しているかを確認している程度の試験である。昨今、従来の良品が入手できず、当該項目のみ不適合となる原料が一般的になっている。海外規格では、当該項目を採用している商品は見られない。したがって、安定供給の観点から削除する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)の削除によって、安定供給が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 強熱残分(硫酸塩)(乾燥後)を削除する。	—	—	—	第2条の該当号：1(品質、種類) 対象事項：試薬	法律の目的に適合している。	利点： ア 欠点： いいずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8821	ふっ化ナトリウム(試薬)	Sodium fluoride (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるふっ化ナトリウムについて規定するもので、2016年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・純度試験の測定条件は、イオン交換-中和滴定法であるが、海外の認証標準物質などでは、非水滴定が採用されており、別報として採用しておく必要がある。 ・塩基の試験で判定の塩酸の体積が1.89 mLとなっているが、0.189 mLが正しく、修正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・純度試験の変更で、カラムの選択、精度及び正確さの向上、安定供給が期待される。 ・水分測定で、試験及び使用する試薬の利便性向上が期待される。 ・濃硫酸を希釈する危険性がなくなり、安全性の向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験に非水滴定を追加する。 ・塩基の試験で判定の塩酸の体積が1.89 mLに変更する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いいずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8891	メタノール(試薬)	Methanol (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるメタノールについて規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・現行“メタノールは、無色透明、揮発性の液体で、特異のにおいがあり、水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”であるが、溶けるを混じるに変更する必要がある。 ・海外試薬では、外観の保証が一般的であり、JISについてもハーゼン10以下の規格設定する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・性状の表現変更で、試薬の使用者に正確な情報を提供できると期待される。 ・外観の追加で、より品質保証が向上することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行“メタノールは、無色透明、揮発性の液体で、特異のにおいがあり、水、エタノール及びジエチルエーテルに極めて溶けやすい。”であるが、溶けるを混じるに変更する。 ・外観を追加する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いいずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8951	硫酸(試薬)	Sulfuric acid (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる硫酸について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・海外では、硝酸塩を定量しているが、JISは限度内試験であり、硫酸が硝酸塩の試験に用いる重要性から、定量化する必要がある。 ・海外では、過マンガン酸還元性物質を定量化しており、整合性の観点からも定量化する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・硫酸を硝酸塩の試験に用いるさいに、精度向上につながる事が期待される。 ・過マンガン酸還元性物質の定量化で、硫酸着色物質などの試験精度が向上することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・硝酸塩を定量化する。 ・過マンガン酸還元性物質を定量化する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	09 化学	改正	K8995	硫酸マグネシウム七水和物(試薬)	Magnesium sulfate heptahydrate (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる硫酸マグネシウム七水和物について規定するもので、2021年に改正された。 ・国内で1社が当規格に適合する原料を製造し、各試薬メーカーがこれを購入して販売していた。しかし、この原料の生産が急速製造終了となり、各試薬メーカーが代替品を調査・検討したが、適合品は見つからなかった。このままでは、JIS適合品の供給が不可能になるため、規格を見直す必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・JIS適合品の安定供給が、期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格値(特にりん酸塩)を見直す。	—	—	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K9005	りん酸(試薬)	Phosphoric acid (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるりん酸について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に改正された。対応国際規格は改正されていないが、次のような課題があり、改正する必要がある。 ・性状に関し、濃度との関わりになるが、85.0 %以上の表記では、99 %以上の結晶及び粉末もこの範囲に入ってしまう。液体だけを対象にするのであれば、上限を規定する必要がある。 ・濃度の試験における電位差滴定で、1～3段目のどれを用いるのかの記述が抜けており、明確に記述する必要がある。 ・海外では、硝酸塩を定量しているが、JISは限度内試験であり、定量化する必要がある。 ・海外では、最も多く含まれる金属不純物であるアンチモンが保証されており、JISも追加する必要がある。 ・ひ素の試験方法に有害なクロロホルムが使用されており、試験方法を変更する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、次の効果が期待できる。 ・濃度の上限を定めることで、当規格の範囲が明確化することが期待される。 ・濃度の試験における電位差滴定で、終点の処理を明確化することで品質向上が期待される。 ・硝酸塩の定量化で、品質向上が期待される。 ・アンチモンの追加で、りん酸を用いる試験で妨害の範囲が明確になる。 ・ひ素の試験で、安全性が向上すると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・濃度の上限を定める。 ・滴定終点の段数を定める。 ・硝酸塩を手3医療化する。 ・アンチモンを追加する。 ・ひ素の試験を変更する。		ISO 6353-2	MOD	第2条の該当号: 1(品質、種類) 対象事項: 試薬	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: い いずれも該当しない。	強制法規技術基準(食品衛生法など)に引用されている。		一般社団法人日本試験協会のWG	2025年7月		2
JSA	03 適合性評価	改正	Q0031	標準物質－認証書、ラベル及び附属文書の内容	Reference materials－Contents of certificates, labels and accompanying documentation	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格の対応国際規格であったISO Guide 31がISO 33401:2024として改正されたことに伴い、これに対応したJISの改正を行う。 認証標準物質を含む標準物質は、多くの化学分析の分析結果、特に定量値の信頼性を確保するために重要な役割を担っている。この規格は、製品情報シート、標準物質認証書、ラベル及び附属文書の内容を規定するものであり、標準物質が分析現場で適切に活用されるために、これらに示される情報の標準化が必要である。	【期待効果】 これまで認証標準物質に付随する証明書(標準物質認証書、RM認証書)のみに記載を求めていた、参照測定手順のような一定の規定された条件下のみ有効となる測定対象量である「規定された操作による測定対象量の測定手順」を、全ての標準物質に付随する証明書(標準物質文書、RM文書)に可能な限り記載することを規定する。また、標準物質の使用目的に対する対象となる特性である「対象の特性」についても、新たにRM文書に記載すべき必須事項として規定することにより、その活用目的をさらに明確化する。これらによって、これまで以上に適切な標準物質の使われ方が浸透し、分析結果の信頼性向上、国際貿易の円滑化などにつながることを期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の“規定された操作による測定対象量”について、JIS Q 17034(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)に準拠した定義を追記する。 ・RM文書に要求される情報の以下5項目について変更する。 ・“標準物質の固有の識別子”において、手順の明確化のため、記載箇所、記載方法などの具体的な推奨事項を提示する。 ・“取扱い及び使用に対する指示”において、これまで明確な規定がなかったため、繰り返し使用が認められる標準物質に対する使用上の注意事項を、新たに要求事項として追加する。 ・“文書の構成要素及び文書の版”において、電子的な文書の作成に対応するため、電子媒体への対応に係る規定を追加する。 ・“規定された操作による測定対象量”において、これまで標準物質認証書にのみ求められていた内容を拡大し、RM文書における必須記載事項とする。 ・“対象の特性”を新たな必須記載項目として規定する。 ・標準物質認証書に要求される情報において、現行規格では標準物質認証書にのみ求められていた“規定された操作による測定対象量”が、RM文書における必須項目となることから、標準物質認証書に関する要求事項から削除する。		ISO 33401:2024	IDT	第2条の該当号: 3(包装の種類) 対象事項: 鉱工業品(標準物質)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: い いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野(化学分析の基準として分析結果の信頼性を支える基礎的な物質、かつ多種多様な分野に横断的にまたがる社会インフラ) 3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格(標準化することにより公共の利益の確保につながるもの)		一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月	71.040.30	3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	03 適合性評価	改正	Q0033	標準物質－使用上の要求事項及び推奨事項 (現行名称:標準物質－標準物質の適正な使い方)	Reference materials－Requirements and recommendations for use (現行名称:Reference materials－Good practice in using reference materials)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格の対応国際規格であったISO Guide 33がISO 33403:2024として改正されたことに伴い、これに対応したJISの改正を行う。 認証標準物質を含む標準物質は、多くの化学分析の分析結果、特に定量値の信頼性を確保するために重要な役割を担っている。この規格は、測定プロセスにおける標準物質、特に認証標準物質の適正な使い方について規定するものであり、標準物質が分析現場で適切に活用されるために、標準物質の使用者、及び試験所において品質管理の責任を担うすべての者にとっての有用な手引きとして、これらに示される情報の標準化が必要である。	【期待効果】 分析方法の開発及び妥当性確認の段階に必要な手順と、すでに開発された分析方法を使用した日常測定に必要な手順とを区別し、それぞれの段階でどのような認証標準物質が必要なのか、それらがどのような役割を担うのかを明示する。また、標準物質が意図する用途の「対象の特性」の明記を求めることにより、その活用目的をさらに明確化する。 これらによって、標準物質の活用目的が従来よりも明確化され、その結果、標準物質のより正確な使用方法が普及し、標準物質の健全な生産・流通、分析結果の信頼性の向上、国際貿易の円滑化などにつながる事が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、本規格で規定する標準物質の使用法のうち、認証標準物質が必要とされる代表的な使用例を明示する。 ・用語及び定義において、JIS Q 0030を引用することとし、JIS Q 0030で定義されている用語との重複を解消する。 ・標準物質及び測定におけるその役割において、図1を分析方法の開発及び妥当性確認の段階に必要な手順と、すでに確立された分析方法を用いる日常測定に必要な手順とに分離するよう改め、各段階で校正用標準物質、マトリックス標準物質、さらに品質管理用物質がどのように使用されるかを明確にする。 ・かたよりの評価において、精度の評価については別の箇条で扱うため、当該箇条に記載する必要がないと判断された部分を削除する。 ・計量トレーサビリティの確立において、タイトルをその内容に即し「校正における実用上の考慮事項」に改めるとともに、内容の整理を行う。また、校正モデルとして標準添加法を追加する。 ・取決めによる目盛において、pHの目盛及びオクタン価を削除する。 ・参考であった一般的な用途に関する標準物質の主要要件を規定とし、「対象の特性」の記載を必須とする。		ISO 33403:2024	IDT	第2条の該当号: 5(用語、略語、記号、符号、標準数又は単位) 対象事項: 鉱工業品(標準物質)の技術	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野(化学分析の基準として分析結果の信頼性を支える基礎的な物質、かつ多種多様な分野に横断的にまたがる社会インフラ)		一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月	71.040.30	3
JSA	04 管理システム規格	改正	Q9024	マネジメントシステムのパフォーマンス改善－改善の手順及び技法の指針	Performance improvement of management systems－Guidelines for procedures and methodology for continual improvement	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、組織のマネジメントシステムのパフォーマンスを効果的かつ効率的に改善していくための支援技法として、継続的な改善のための手順及び技法に関する指針を定めたものであり、効果的かつ効率的に問題解決し、課題を達成する方法を提供している。顧客・社会のニーズ・期待に応えた顧客価値を創造していくためには、組織の構成員一人ひとりが改善の手順及び手法を理解し、適切に活用することが重要であるという認識のもと、改善の手順及び技法を活用するに当たっての推奨事項として開発された規格であり、業種及び規模に関わらず、様々な分野及び組織で活用されている。 しかし、2003年に制定されて以降、20年以上が経過している中で、改善の手順については、近年、組織を取り巻く事業環境の変化に対応し、従来の問題解決型に加えて、対象となる問題及び課題の種類に応じた課題達成型、施策実行型、未然防止型などの手順が開発され、活用されるようになってきている。また、技法についても、対象とする業務の特性に適した多様なものが生み出されている。さらに、マネジメントシステムのパフォーマンス改善については、JIS Q 9000、JIS Q 9001、JIS Q 9004、方針管理の指針(JIS Q 9023)などの関連する規格が改正されるとともに、日常管理の指針(JIS Q 9026)、プロセス保証の指針(JIS Q 9027)、小集団改善活動の指針(JIS Q 9028)、品質マネジメント教育の指針(JIS Q 9029)、新製品及び新サービス開発管理の指針(JIS Q 9030)などが新たに制定されている。 このような状況を踏まえ、改善の手順及び技法に関する新たな知見を取り込むとともに、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、改善の手順及び技法に関する新たな知見が取り込まれ、また、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容となることから、事業環境の変化が激しい中、組織において実践されている品質改善の有効性・効率を更に高めるとともに、従来あまり改善が活発に行われていなかったサービス産業への普及を促進するなど、社会の継続的な発展に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、2015年に改正されたJIS Q 9000の用語及び定義、並びにマネジメントシステムのパフォーマンス改善に関する一連のJISの用語及び定義との整合を図る。 ・基本概念において、改善のベースとなるPDCAサイクル、改善の結果を基に維持向上に取り組むベースとなるSDCAサイクル、及び両者の関係についての説明を追加する。 ・継続的改善の手順において、問題解決型の手順に加えて、課題達成型、施策実行型及び未然防止型の手順、並びにそれらの使い分けについての推奨事項を追加する。 ・継続的改善のための技法において、新たな技法を追加するとともに、具体的な作成手順を削除し、どのような場面でどのような目的で活用するのがよいのかを中心にした内容に改める。 ・経営における改善の推進において、継続的改善の運営管理(箇条5)として記載されているものから小集団改善活動の指針(JIS Q 9028)、品質マネジメント教育の指針(JIS Q 9029)などと重複する内容を削除し、トップマネジメントの役割、改善に関する教育及び訓練、並びに改善活動の推進に関する推奨事項を記載する。		無	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の手法) 対象事項: 品質マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格)		一般社団法人日本品質管理学会のWG	2025年1月	03.100.01	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り込む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	改正	Q14001	環境マネジメントシステム要求事項及び利用の手引	Environmental management systems – Requirements with guidance for use	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、組織が環境パフォーマンスを向上させるために用いることができる環境マネジメントシステム(EMS)の要求事項について規定したもので、2015年にISO 14001:2015の国際一致規格として改正され、さらに、ISO 14001:2015/Amd 1:2024(気候変動対応)の国際一致規格である2025年の追補改正を経て、現在に至っている。 ISO 14001においては、近年の事業環境の変化や、マネジメントシステム規格共通規定の改訂点等の反映を目的として、2026年3月頃の発行を目指して、改訂作業が進められている。 JIS Q 14001 (ISO 14001)は、これを対象とする第三者による適合性評価制度が運用されており、国内の認証取得事業者及びこの規格に基づくマネジメントシステムを導入している事業者にとっては、改正後の規格への移行を円滑に進める必要があること、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、遅滞なくJISを改正する必要がある。	【期待効果】 本改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、組織がより効果的かつ効率的に、近年の事業環境の変化を反映した環境マネジメントシステムを運用することが可能となることから、我が国における産業活動の基盤形成に寄与することが期待される。	・ISO/IEC Directives, Part1の附属書SLのAppendex2”MSSのための調和させる構造”を反映する。 －用語及び定義において、マネジメントシステムに共通する重要な用語を追加する。 －策定計画において、変更の計画と管理に関する要求事項を追加する。 －改善において、“10.1一般”と”10.3継続的改善”とを統合する。など ・近年の事業環境の変化に対応するため、リーダーシップ及びコミットメントにおいて、環境への責任を重じる組織文化醸成等について追加する。 ・ユーザーからの指摘に対応するため、リスク及び機会に関して新たに箇条を設け、関連する要求事項(環境側面、順守義務等)との関係を明確化する。 なお、現在ISO 14001改訂は進行中のため、今後の議論に応じて改正点が変更となる可能性がある。		ISO 14001:202X Environmental management systems – Requirements with guidance for use	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 環境マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: エ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年11月		2
JSA	04 管理システム規格	改正	Q20000-1	情報技術—サービスマネジメント—第1部:サービスマネジメントシステム要求事項(追補)	Information technology – Service management – Part 1: Service management system requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格はサービスマネジメントシステム(ITSMS)を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための組織に対する要求事項について規定したものである。前回2020年にISO/IEC 20000-1:2018 の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO/IEC 20000-1:2018を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況において、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 この規格は、組織の成功のため、他のMSSと組み合わせる用いることがトップマネジメントに推奨されている。国際市場と整合した国内市場の高品質化及び高度化のため、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組が一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。		ISO/IEC 20000-1:2018, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITサービスマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: カ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	特定非営利活動法人CeFILのWG	2024年7月	35.020.03.080.99	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	04 管理システム規格	改正	Q22301	セキュリティ及びレジリエンスー事業継続マネジメントシステムー要求事項(追補)	Security and resilience – Business continuity management systems – Requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、事業の中断・阻害を防止し、その発生の起こりやすさを低減し、発生に備え、発生した場合は対応し、事業を復旧するためのマネジメントシステムを実施し、維持し、改善するために必要な事業継続マネジメントに関する要求事項を規定したもので、2020年に、ISO 22301:2019の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構は、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO 22301を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況から、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 ISO 22301(JIS Q 22301)は、これを認証基準として第三者による適合性評価制度が運用されており、国内の認証取得事業者及びこの規格に基づくマネジメントシステムを導入している事業者が、改正後の規格への移行を円滑に進める必要があること、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合を図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組みが一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。		ISO 22301:2019, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号：14(事業者の経営管理の方法) 対象事項：事業継続マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点：カ 欠点：いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	03.100.01; 03.100.70	5
JSA	07 情報	改正	Q38500	情報技術ー組織のITガバナンス	Information technology – Governance of IT for the organization	【制定・改正する理由(必要性)】 2015年に制定されたJIS Q 38500を改正する。 この規格は、組織の経営陣のため、組織内で効果的、効率的及び受入れ可能な IT 利用に関する原則、モデル、フレームワークを提供したものである。 今回のJIS改正の元となるISO/IEC 38500:2024では、2021年にISO 37000(組織のガバナンス)が発行されたことから、組織の活動とITの利活用が効率的に推進できるように、ISO 37000の11の原則に基づく行動、モデル及びフレームワークを導入した。背景には、ITが情報管理を取り扱う部門においてのみ使用されていたが、ITが組織のあらゆる部門に浸透し、DX(digital transformation)などの業務革新の基盤となったという時代の変化がある。よって、JISも国際の動きに併せて、国際規格を元にIDT規格として改正する。 (現状のJIS Q 38500:2015はISO/IEC38500:2008をJISの書式に合わせた変則的なMOD規格である。) また、経済産業省のシステム管理基準、監査基準:2023は、ISO/IEC 38500の改訂版に合わせて、ITガバナンスの管理項目を追加し、改訂した。	【期待効果】 JIS Q 38500が、ISO 37000と整合したISO/IEC 38500:2024の国際一致規格(IDT)となり、組織やITの管理、評価がISO 37000とも整合された形で行えるようになる。また経済産業省がすでに発行しているシステム管理基準、システム監査基準と協調して、ITガバナンスのJISが国内の経営層に広く普及、活用されることを期待する。	主な改正点は、次のとおり。 今回の改正で、次の簡条5から簡条7までの原則、モデル、フレームワークを主に変更する。 ・引用規格(簡条2) 組織のガバナンスを規定したISO 37000:2021を追加する。これにより、2つのガバナンス規格の同一方向性を示す。 ・用語(簡条3) 不要な用語を削除し、ISO 37000の用語を使用する。 ・ITガバナンスの原則(簡条5) ITガバナンスの原則を、ISO/IEC 38500:2015が独自に示していた6項目からISO 37000に整合した11項目にする。 すなわち、現在の6項目ー責任、戦略、取得、パフォーマンス、適合、人間行動ーから、ISO 37000に合わせた11項目ー5.2目的、5.価値の生成、5.4戦略、5.5オーバーサイト、5.6アカウンタビリティ、5.7ステークホルダーエンゲージメント、5.8リーダーシップ、5.9データと意思決定、5.10リスクガバナンス、5.11社会的責任、5.12長期的な持続可能性とパフォーマンスーにする。特に、経営者の立場からは、オーバーサイトという考え方が重要になる。 ・ITガバナンスのためのモデル(簡条6) 現在のISO/IEC 38500のE(Evaluate)ーD(Direct)ーM(Monitor)の三角形のモデルからISO 37000の円形を組み合わせたモデルに差し替える。また、原則の一つの要素であるステークホルダーエンゲージメント(Stakeholder engagement)に対応するタスクとしてステークホルダー対応(Engage stakeholders)を加える。以前は組織の外圧として考えられていたが、組織に関与すべき要素としてステークホルダーを考える。 ・ITガバナンスのフレームワーク(簡条7) 組織のITガバナンスの取り決めが適用される6つの構成要素(Direction, Capability, Policy, Delegation, Performance, Accountability)を含むフレームワークを新たに提示する。 このフレームワークを採用することで、経営陣はITガバナンスを達成する。		ISO/IEC 38500	IDT	第2条の該当号：1(鉱工業品の品質、品質) 対象事項：ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点：ウ、オ 欠点：いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	35.020	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	改正	X0154	システム及びソフトウェア技術 — 製品ライフサイクル及びサービスマネジメントの利用者用情報のためのコンテンツ管理	Systems and software engineering — Content Smanagement for product life cycle and service management information for users	【制定・改正する理由(必要性)】 本規格は、システム及びソフトウェア製品のライフサイクルを通してそれらの製品のための利用者用情報の準備のため及びITサービスの管理のために制作されるコンテンツを効率的に作成及び管理するための要求事項を規定している。2015年に対応国際規格の第1版が発行され、2018年に現行JISが制定された。近年のIT技術の急速な発展に伴い対応国際規格において、マイクロコンテンツの作成のための情報、数式及びベクトル図形の記述方法、メタデータ及び分類法によるオブジェクトの分類手法、ウェブブック及びトリガーの利用、SchematoronなどによるXMLのレビュー方法、報告能力の拡張方法、動的なコンテンツ生成方法が追加されるとともに、表題の“文書化”が紙の文書の作成を意図していると捉えられていたことから、電子的な媒体をも含めた広い意味での“利用者用情報”に拡張され、2023年に第2版が発行された。対応国際規格ISO/IEC/IEEE 26531の改訂に伴い旧版が廃止されたことから、現行JISの対応国際規格のIDTとしての整合を保つため及び現在の技術水準に追随するために改正する必要がある。	【期待効果】 システム及びソフトウェア製品の利用者用情報は、近年のIT環境の急速な変化に伴い紙の文書からデジタル情報への移行が進むとともに、製品の改良、更新などの変更に伴う利用者用情報の即時的な更新が必要となっている。この要求に答えるために、本規格で規定しているCCMS(構成要素コンテンツ管理システム)を利用すれば、単一源の粒度の小さな情報から、多種多様な出力を自動的に生成することができ、利用者用情報の即時的な更新に直ちに対応できることから、IT関連の業界にとどまらず多くの企業での利用が期待される。現行JISの規定に加え、本規格で追加している内容はさらに動的で効率的な利用者用情報の生成を目指していることから、常に最新な状態に更新される利用者用情報のWebによる提供など、新たな利用形態の浸透が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ISO/IEC専門業務用指針の変更に伴う箇条構成の変更に対応するとともに、技術進歩に伴う規定事項の変更を行なっていて、主な改正点は次のとおり。 ・現行JISでの用語“利用者用文書”に対応する対応国際規格の用語が“利用者用情報”に変更されたことから、文書全体を通して変更する。 ・用語の変化に対応して用語及び定義において6語を削除し、4語を追加する。 ・CCMSの開発及び実装は、箇条の題目を変更し、内容を簡略化する。 ・CCMSの実装のためのプロジェクト計画には、レビューの自動化補助を追加する。 ・コンテンツの作成には、マイクロコンテンツの作成を追加する。 ・CCMSの規定事項について、 －執筆インターフェース、科学表記及びベクターグラフィックス、リンク管理及びワークフローにおける報告機能を追加する。 －特定な利用者に対応した利用者用情報を作成するための、コンテンツの動的発行の重要性を指摘して推奨事項を規定する。 －対話的な利用者用情報を実現するための、システム内部又は外部からプロセスを起動する機構としてのウェブブック及びトリガーを追加する。		ISO/IEC/IEEE 26531:2023	IDT	第2条の該当号：2(鉱工業品の作成方法、使用方法) 対象事項：利用者用情報(使用説明、設計情報等)	法律の目的に適合している。	利点： ア、カ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	35.080	4
JSA	07 情報	改正	X0161	ソフトウェア技術—ソフトウェアライフサイクルプロセス—保守	Software engineering — Software life cycle processes — Maintenance	この規格は、ソフトウェアライフサイクルプロセスにおける保守について規定する規格であり、ISO/IEC 14764:2006(以下、対応国際規格という。)を基に2008年に制定された。ソフトウェア保守は、大規模な事業体から中小規模の事業体や組織単位まで、あらゆる規模の組織で実施されるものである。システム・ソフトウェア・情報処理サービスに係る産業分野の中でのサプライチェーン内での保守活動がつながることによって、情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラストラクチャーなどの様々な分野のソフトウェアシステムが保守・維持され改善される状況が保たれている。これまで、国内ではソフトウェアライフサイクルプロセスにおける保守プロセスについては、この規格が利用されてきたが、制定から15年以上が経過し、社会で利用されるシステム・サービスはより高度に連携するようになり、複雑化し、その保守も困難になってきた。特に、「追加保守」と呼ばれる新たな保守活動の必要性が認識され、対応国際規格の2022年改訂で定義された。加えて、保守プロセスとして保守要件のレビュー及び保守の測定を追加するなど、近年のシステム・サービスの高度化に伴う記載の更新がなされた。このようなソフトウェア保守活動の国際的な最新動向に対応するため、この規格を改正して、更に広範囲での普及利用を図る必要がある。	今回の改正によって、多様化してきたソフトウェア主体のソフトウェアシステム及びアプリケーションソフトウェアで、強化され(「追加保守」の追加や保守プロセスの拡張)、共通認識された保守プロセスを適用できるようになり、次のことが期待される。 ・広い産業分野における保守活動に関係する多くの組織及びプロジェクト、並びに取引におけるシステム及びサービスで、保守活動を相互に更に整合させて契約・連携・協業を行えるようになる。 ・それが、ソフトウェアとその保守作業の品質及び生産性の向上を促進する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義ほかで、これまでの保守の分類種別に追加保守を追加し、ソフトウェア保守の動向を反映する。 ・保守プロセスにおいて、保守要件のレビュー、保守の測定などを追加し、また、問題分析及び修正分析の内容を拡張する。 ・ソフトウェア廃棄の内容を拡張する。 ・保守戦略を詳細化した保守計画を追加する。		ISO/IEC/IEEE 14764:2022	IDT	第2条の該当号：7(作成方法) 対象事項：ソフトウェア製品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X0170	システム及びソフトウェア技術－システムライフサイクルプロセス	Systems and software engineering – System life cycle processes	【制定・改正する理由(必要性)】 システムライフサイクルプロセスは、システムの概念段階から廃棄段階までのライフサイクルにわたる取得・供給・開発・運用・保守に関する組織的活動や技術及び技術管理面で適用するプロセスの構成や定義を規定するものである。国際的に共通化して用いる規格となっており、現在、情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラの分野など広範囲の産業分野で用いられている。 さらに、様々なシステム及び製品を相互に接続・統合したシステム オブ システムズとすることなどによって、多様化してきたシステムが増してきており、その状況に応じてシステムライフサイクルプロセスを適用する方法を含めるように対応国際規格は改訂されている。同様の状況を踏まえてJISも改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって多様化してきたシステムにもシステムライフサイクルプロセスが適用できるようになり、広い産業分野で多くの組織やプロジェクト、取引におけるシステム及びサービスで適用される開発・運用・保守・廃棄活動を相互にさらに整合して連携できるようになることで、システムや作業の品質や生産性を向上させる、より効果的で効率的なシステムエンジニアリング活動が促進されると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・基本概念及び適用に関する簡条5(5.4)において、増しつつある新しい構成をもった主要なシステムとして位置付けるため、主に分類だけを附属書で紹介していたシステム オブ システムズについて、システム及びライフサイクルプロセスの概念の捉え方及び適用指針の提示を本文に追加 ・システム製品を個々でなく共通した構成要素群をもつ製品シリーズとして開発する、プロダクトラインエンジニアリング手法を用いた開発が増加しているため、簡条6内の注記で注意を促すに留めていたが、簡条5(5.2.5)としてライフサイクルプロセスの適用指針の提示を新規に追加 ・システムライフサイクルプロセス内でアシュアランスケースを適用して、プロセス面から特定の重要な品質特性の達成根拠を提示できることを明示するため、簡条6注記内の関連規格のアシュアランスシリーズへの言及にとどまっていたが、手法適用との関係づけの簡条5(5.10)を新設して記載補強 ・要件、アーキテクチャを定義された記述法でモデル化し、シミュレーションなどを用いて設計、検証、妥当性確認する、モデルベースエンジニアリング手法を用いて開発するケースが増しているため、附属書内(Annex D)にシステムライフサイクルプロセスとの対応付けと長所の提示を新規追加 ・簡条6の各プロセス内のプロセス目的、成果、アクティビティ、タスク、注記の見直し(注意喚起事項の補強、理解性の向上、関連するアーキテクチャに関する規格の更新との整合性向上など)		ISO/IEC/IEEE 15288:2023	IDT	第2条の該当号：2(生産に関する作業方法) 対象事項：システム製品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	35.080	5
JSA	07 情報	改正	X0503	情報技術－自動認識及びデータ取得技術－コード39 バーコードシンボル体系仕様	Information technology – Automatic identification and data capture techniques – Code 39 bar code symbology specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コード39として知られるバーコードシンボル体系の要件を定め、コード39のシンボル体系の特徴、データキャラクタの符号化、寸法、許容誤差、復号アルゴリズム及びシンボル体系識別子を規定している。この規格は、前回2012年にISO/IEC16388:2007(Information technology – Automatic identification and data capture techniques – Code 39 bar code symbology specification)を基にIDT規格として改正したものであるが、2023年のISO/IEC 16388の改訂時に、用語及び定義の引用規格が新しく制定したISO/IEC19762(JIS X0500)に変更され、“シンボル体系識別子”の規定が追加された。IDT規格であるJISにおいても国際的に整合が取れた規格とする必要があることから改正が必要である。	【期待効果】 工業用途、特に自動車、電機業界など幅広い業界で使用されているバーコードであり、この規格によって安定した品質のバーコードを利用することができ、バーコードの品質に関する共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、国際標準と整合を図ることで海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。さらに、利用者に正確で安全な利用環境を提供することが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の引用規格のJIS X0500-1:2009及びJIS X0500-2:2009が廃止され、JIS X0500:2020が制定されたため、引用規格をJIS X0500:2020に変更する。 ・“シンボル体系の特性”において、細別として“シンボル体系識別子は、附属書Cの規定に適合しなければならない”という規定を追加する。 ・附属書A(その他の特徴)の“コード39で符号化したフル ASCII キャラクタセット”の一覧表において、マイナス記号、ピリオド及び0から9までの数字の文字対による代替表現の可能性についての注記を追加する。		ISO/IEC 16388:2023	IDT	第2条の該当号：7(作成方法) 対象事項：電磁的記録(バーコード)	法律の目的に適合している。	利点： ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年4月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	07 情報	改正	X0510	情報技術－自動認識及びデータ取得技術－QRコード バーコードシンボル体系仕様	Information technology－Automatic identification and data capture techniques－QR Code bar code symbology specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、QRコードとして知られているシンボル体系の要件を定めており、そのシンボル特性、データ文字エンコーディング方式、シンボルフォーマット、寸法特性、エラー訂正ルール、参照復号アルゴリズム、印刷品質要件、ユーザ選択可能なアプリケーションパラメータを規定している。この規格は、1999年にJIS独自の規格として発効後、国際規格として発行されたISO/IEC18004 (Information technology－Automatic identification and data capture techniques－QR code bar code symbology specification)を基として2004年及び2018年の2回の改正を行っているが、2024年のISO/IEC18004では、印刷品質判定基準を、これまでの0、1、2、3、4の5段階判定基準から、0.0から4.0までの0.1刻みでの判定基準に変更する、参照復号アルゴリズムをより具体的に定義するなどの改訂が行われた。このことから、JISにおいても国際規格と技術的な整合が取れた規格に改正する必要がある。	【期待効果】 印刷品質評価判定基準に関する規定など、印刷及び読取りの両面で安定した品質のQRコードを利用することが可能となり、QRコードの品質に関する共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、国際標準と整合を図ることで海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“QRコードの印刷品質－シンボル体系に固有の特徴”を規定した附属書の“QRコードの固定パターン損傷に対するグレードしきい値”の一覧表において、“グレード”の印刷品質判定基準を、これまでの0、1、2、3、4の5段階判定基準から、0.0から4.0までの0.1刻みでの判定基準に変更する。 ・“QRコードの参照復号アルゴリズム”において、明暗モジュールの太り細りを考慮した位置検出パターン ¹ の位置に関する説明を追加する、シンボルの公称X寸法の計算の式を修正する、現行のモジュールの大きさを求める一つの計算式をX方向及びY方向の方向別の計算式に変更する、曖昧な表現となっていた“シンボル左上領域”の復号方法をより具体的な表現に変更する、などの変更を行う。		ISO/IEC 18004:2024	IDT	第2条の該当号：7 (作成方法) 対象事項： 電磁的記録 (QRコード)	法律の目的に適合している。	利点： ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年4月			2
JSA	07 情報	改正	X6305-1	カード及び個人識別用セキュリティデバイス 試験方法－第1部：一般的特性 (現行名称：識別カードの試験方法－第1部：一般的特性)	Cards and security devices for personal identification－Test methods－Part 1: General characteristics	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格はJIS X 6301に基づく識別カードの特性試験方法を規定している。対応国際規格の2020年の改訂においてクレジットカード、キャッシュカード等で広く利用されているID-1カードについての、動的曲げ力試験の技術的な内容と不透過度試験の試験結果の報告内容の変更、ICカードの電気的特性に関する試験方法の追加などの変更が行われまた規格名称もが変更された。特に動的曲げ力試験で使用する試験機の変更は、カードの試験方法の互換性を確保する上で重要な規定項目であり、速やかに対応国際規格との整合性を図る必要がある。これらの理由よりカードの品質の国際的な互換性を維持することを目的とした改正が必要である。	【期待効果】 この規格を改正することで、国内の製造業者がカードに要求される品質とその試験方法に対する理解を深めることができ、品質及び互換性の確保及び向上が期待できる。また、利用者へ、より高品質で国際的な互換性をもつカードを提供することが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を現行の“識別カードの試験方法”から“カード及び個人識別用セキュリティデバイスの試験方法”に変更。 ・用語 (簡条3) ICカードの電気的特性に関する用語及び略語を追加。 ・Test methods for ICCs (簡条6) ICカードの物理及び電気的特性に関する試験方法を追加。 ・“試験方法”において、次の変更を行う。 － 耐紫外線性 (簡条5) を削除。 － 耐静的磁性性 (簡条5) を削除。 － Peel strength including the edge of the card (簡条5) カードのエッジに対する剥離強度試験を追加。 － 耐化学薬品性 (簡条5) 短期間試験用及び長期間試験用の溶液 一覧表を追加。 － 動的曲げ力 (簡条5) 試験装置と試験手順を変更し、校正手順を追加。 － 不透過度 (簡条5) 試験報告書の報告内容を変更。 － 不透過度 (簡条5) 不透過度の基準カードの調達先の連絡先を変更。 － 試験方法をより理解し易くする目的ですべての図に軽微な修正を加えることで改善。 － ICカードの物理的及び電気的特性に関する試験方法を定めた簡条を追加。		ISO/IEC 10373-1:2020 + Amendment 1:2023	IDT	第2条の該当号：4 (鉱工業品に関する試験方法) 対象事項： カード及び個人識別用セキュリティデバイス	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、オ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2024年7月	35.240.15	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	07 情報	改正	X9250	情報技術－セキュリティ技術－プライバシーフレームワーク(プライバシー保護の枠組み及び原則)	Information technology－Security techniques－Privacy framework	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一般的なプライバシーについての用語の規定、情報通信技術システムにおける個人識別可能情報(PⅡ)処理における登場者及びその役割の定義、プライバシー安全対策の実施における考慮点の説明などを含む、一つのプライバシーフレームワークを提供するものであり、ISO/IEC 29100:2011を基にして、2017年に制定された。ISO/IEC 29100は、ISO/IECのプライバシーに関連する複数の規格(ISO/IEC 29134:2023、ISO/IEC 29184:2020、ISO/IEC 27701:2019など)において引用されている上位規格であるが、我が国においても同様に、これらの一致規格であるJIS X 9251:2021(プライバシー影響評価のためのガイドライン)、JIS X 9252:2023(オンラインにおけるプライバシーに関する通知及び同意)、JIS Q 27701:2024(プライバシー情報マネジメントのためのJIS Q 27001及びJIS Q 27002の拡張－要求事項及び指針)などにおいて、この規格が上位規格として引用されている。また、DFFT(Data Free Flow with Trust)やAIガバナンス等、最近のデータ利活用の文脈でもフレームワークとして参照されることも多い。 その後、ISO/IEC 29100は、ISO/IEC専門業務用指針(ISO/IEC Directives)の改訂に伴う内容の整合化や、規格中で法的なアドバイスをしてはいけないとの観点から表現の見直しを行う必要が生じたため、それらの対応を行い、2024版として第2版が発行された。したがって、JISにおいてもそれに即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内規格との整合が図られることから、パーソナルデータの越境移転に耐えうるプライバシー保護に関して産業界等における理解が進むとともに、我が国における関連する一致規格からの参照も容易になり、パーソナルデータの利活用促進に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格との整合を図り、“二次利用(secondary use)”、“識別する”、“識別要素”などを削除する。 ・規格では法的なアドバイスをしてはいけないとの観点から、法域(jurisdiction)に関連して記述されている部分などにおいて、用語の置き換え及び文章の一部削除を行う。 ・対応国際規格で誤りが修正された点(“プライバシー対策要件”、“ビジネス要因”の文章中の記述等)を反映する。		ISO/IEC 29100:2024 Information technology－Security techniques－Privacy framework	IDT	第2条の該当号：6(品質、性能) 対象事項： プライバシーフレームワーク	法律の目的に適合している。	利点： エ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本情報経済社会推進協会のWG	2025年10月			1
JSA	07 情報	改正	X9304-2	情報技術－メニューナビゲーションに関するユーザーインタフェース指針－第2部：4方向デバイスによるナビゲーション	Information technology－User interface guidelines on menu navigation－Part2: Navigation with 4-direction devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2020年に制定されており、4方向デバイスを用いたメニューナビゲーションの方法の設計に関する指針を規定したものである。4方向デバイスは、ゲーム機以外にも様々な情報技術機器・装置(例えば、携帯電話器、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、プリンタ・スキャナなど複合機、テレビのリモコン)で広く利用されている。 現行規格の対応国際規格は、ISO/IEC 17549-2:2015であるが、原案開発中当時に対応国際規格の改訂情報を部分的に入手することができたため、その変更内容を取取りし、MOD規格としてこの規格を作成した。今回の改正では、基とする対応国際規格を正式に発行されたISO/IEC 17549-2:2020のIDT規格とすることによって、JIS使用者にも誤解なく国際規格の最新版のIDT規格として利用可能となる。 今回の改正では、規定の整合性の精度を高めたIDT規格とすることが第一の目的である。	【期待効果】 この規格を、利用者が望んでいる対応国際規格の一致規格(IDT)にすることによって、国際的に利用可能となり、様々な製品における操作の統一性が図られ、多くのユーザの誤操作によるトラブルを防止できる効果などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の箇条3(適合性)と箇条4(用語及び定義)の記載順を、対応国際規格に従って逆にし、ISO/IEC Directives Part 2及びJIS Z 8301に沿った規格構成とする。 ・“用語及び定義”において、用語“フォーカス”の定義を明確にするために、適用領域として“4方向デバイス”を明記する。 ・“考慮すべき基本事項”の“人間工学的側面”に、ナビゲーションのための図記号例を追加する。 ・ISO/IEC 17549-2:2015では適用範囲と矛盾する附属書(AnnexB:操作型に関する推奨事項)の規定があり、旧規格ではこれを削除したためMODとしていたが、対応国際規格改訂時にAnnexBを削除したので、今回はIDTとしてJISを作成する。		ISO/IEC 17549-2:2020	IDT	第2条の該当号：2(設計方法) 対象事項： PC、タブレット端末、プリンタなどのユーザーインターフェイスをもつ情報技術機器	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2025年1月	35.240.20	4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	改正	X25010	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—製品品質モデル	Systems and software engineering — Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) — Product quality model	本規格は、ISO/IEC 25010:2011を基に制定され、システム・ソフトウェアの製品品質モデル及び利用時品質モデルを定めることを目的として作成されたものである。JIS X 25010:2013(対応国際規格ISO/IEC 25010:2011)は、ICT業界で非常に多く活用されている。 しかし、対応国際規格ISO/IEC 25010は、昨今の技術の進歩に対応するために2023年11月に第2版として改訂された。改訂第2版の適用範囲は、製品品質モデルのみとなり、製品品質モデル部分を技術的に改訂するものである。 ISO/IEC 25010:2011に含まれていた他の部分は、ISO/IEC 25002:2023(品質モデルの概要及び使用法)、及びISO/IEC 25019:2023(利用時品質モデル)に移行された。 対応国際規格ISO/IEC 25010の第2版は、ISO/IEC 25002の第1版及びISO/IEC 25019の第1版と共に、ISO/IEC 25010:2011を取り消し、置き換えるものである。そのため、対応国際規格との乖離を解消すると共に、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。 また、同時に発行される関連する規格、ISO/IEC 25002:2023、ISO/IEC 25019:2023のJIS化と合わせて、この規格はJIS改正される必要がある。	【期待効果】 ステークホルダー顧客組織と開発組織との間、あるいはコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム及びソフトウェア等の品質要求に関する仕様を明確にし、合意形成する活動を効果的に行うためのよりどころとなる。 近年のICT技術に対応して対象を情報システムまで拡大した製品品質モデルとなっており、システム拡張性やセキュリティへの対策など、安心安全なシステム及びソフトウェアに対する品質要求の仕様化のために、技術者及び組織にとって有用な情報を得られる。 既に制定・改正された関連する規格(SQuaREシリーズ)との整合性を確保でき、システム及びソフトウェア製品の品質に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化に活用できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲は、従来は製品品質と利用時品質としていたが、製品品質だけに変更する。 ・利用時品質モデルは別規格として含まないように変更する。 ・製品品質モデルの対象は、様々なタイプのICT製品および情報システムに変更し、情報システムを含むように拡張する。 ・製品品質モデルの品質特性及び副特性は、適用範囲の変更、及び、ICTの現状をより良く理解し適合させる目的で変更する。 主な変更点として、品質特性に、安全性を追加、セキュリティに副特性を追加する。 interaction capability, security、及び flexibilityに副特性を追加する。		ISO/IEC 25010	IDT	第2条の該当号：1(鉱工業品の品質、性能) 対象事項：ソフトウェアシステム	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、エ、オ 欠点：いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	35.080	4
JSA	07 情報	改正	X25040	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—品質評価の枠組み	Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality evaluation framework	現行JISは、ISO/IEC 25040(第1版)を基に制定され、ソフトウェア製品の品質を評価するためのプロセスの説明を提供し、このプロセスを適用するための要求事項について規定している。 しかしながら、対応国際規格であるISO/IEC 25040は、近年のICT業界及びその適用業界の技術面、環境面及び適用場面の大きな変化に対応するために、国際規格SQuaREファミリーの拡充が必要となり、2024年に改訂された。改訂版においては、対象範囲をソフトウェアからシステム及びICT製品・データ・ITサービスへと拡張する目的で、適用範囲の拡大及び関連する規格との整合性を確保するための見直しなどが行われた。 こうしたことから、この規格についても、国際規格との整合を図るとともに、我が国のICT業界の変化に対応できるようにするために改正が必要である。	顧客組織、開発及び提供組織、並びにコンシューマ製品の開発及び提供組織の間において、システム及びソフトウェアの品質評価を明確にして合意形成することは重要であり、この規格はそのような活動を効果的に行うためのよりどころとなるものである。 この改正規格によって、品質評価を行う技術者、供給者及び取得者にとって有用な情報の提供が可能となる。さらに、既に改正された関連するSQuaREファミリー規格との整合性が確保されることで、品質確保とともに、顧客組織と開発組織との間の生産・取引の合理化・効率化、及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。 また、DX化で加速するICT技術の進化や適用場面の拡大に対応したシステム及びソフトウェア製品品質の要件定義、測定、評価を可能とし、利用者の安全・安心に寄与することも期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・タイトルは、品質評価のプロセス定義に加え、品質評価の概念、タスク、タイプなど内容の拡張のため、「品質評価プロセス」から「品質評価の枠組み」へ変更する。 ・適用範囲において、対象を、ソフトウェア製品から、システム、ICT製品、データ、ITサービスへと拡張する。 ・品質評価の概念において、品質評価の概念を明確化する。品質評価(製品品質に加えてデータ品質及びITサービス品質)とは何か、SQuaREモデルと測定量からどのように評価のアウトプットに結びつけるかに関わる、重要な概念やタスクの定義として与える。 ・品質評価プロセス参照モデルにおいて、評価対象を拡大して変更する。品質評価の種類を要求の適合性評価だけでなく次の4種類、特定用途への適合性、品質規格への適合性、要求事項への適合性確認、市場への適合性の品質評価、に拡張する。プロセスの記述方法を、ISO/IEC/IEEE 24774のプロセス記述仕様を遵守するように改める。品質評価の概念を用いてSQuaRE品質モデルを用いてどのように評価を行うかが明確になるように、具体的な評価プロセスに対する要求事項と推奨事項を詳細化する。 ・全体において、ライフサイクルプロセス及び要求エンジニアリングプロセスの他規格との整合性、及び他の SQuaRE 規格の各部門(品質管理、モデル、測定、要求)との整合性を取る。		ISO/IEC 25040:2024	IDT	第2条の該当号：7(電磁的記録の作成方法) 対象事項：システム及びソフトウェア	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、エ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年11月17日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X25062	システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)ーユーザビリティ評価報告のための産業共通様式	Systems and software engineering -- Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) -- Common Industry Format (CIF) for reporting usability evaluations	この規格は、JIS Z 8521(人間工学ー人とシステムとのインタラクションーユーザビリティの定義及び概念)で定義されたユーザビリティ(特定のユーザが特定の利用状況において、システム、製品又はサービスを利用する際に、効果、効率及び満足を伴って目標を達成する度合い)の試験から得られた測定量を報告するための、報告書の共通様式について規定したものである。 現行規格は、システム及びソフトウェア製品のユーザビリティを向上させるための評価報告書の書式を規定した文書であった。一方、人間中心設計のアクティビティの一つである「評価」に関しては、ISO/IEC 25066 "Evaluation report"が存在していたが、評価に関して共通項目があるということから、現行規格の対応国際規格であるISO/IEC 25062とISO/IEC 25066が統合され、新たにISO 25062として発行することになった。本規格は人間中心設計の書式のシリーズであるCIF(産業共通様式)の基本であり、すでにいくつかの領域で調達要件として使われている。そのため、対応国際規格が改訂されたことを受けて国際規格と整合するため、このJISを改正する必要がある。また、システム及びソフトウェアの品質及びユーザビリティ向上を実現させるためには、人間中心設計の規格(JIS Z 8530)及びプロセスアセスメントの詳細(JIS Z 8530-221(公示前))との整合を図るためにも早急に改正する必要がある。	JISを改正することで、我が国の製品のユーザビリティが国際規格に沿って開発されていることを担保できる。また、これにより、利用者がさらに使いやすい製品やシステム、サービスを享受できる社会となることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲に、従来のユーザビリティ評価に加え、評価手法である検査、観察、及び調査を含める。 ・成果及びユーザビリティ評価の種類に、上記の追加事項の概要を示す。 ・評価報告書内の内容要素の記載に現行規格の内容が示されているが、時代の変化に合わせて詳細内容を改訂する。		ISO 25062:2025	IDT	第2条の該当号：1(品質) 対象事項：システム及びソフトウェア製品	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、カ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本人間工学会のWG	2025年7月		2
JSA	01 基本	改正	Z9020-2	管理図ー第2部：シェーハート管理図	Control charts -- Part 2: Shewhart control charts	この規格は、統計的工程管理の手法としてシェーハート管理図の使い方及び理解のための指針であり、ISO 7870-2に準拠している。ISO 7870-2は2023年に管理限界線を計算するための係数を適切な値に改める等の改正が行われ、同時並行的にJISにおいてもISOの改訂内容を先取りして2023年に改正が行われた。他方、ISO 7870-2の改正審議の際、異常判定ルールの図示例が議論となり、最終的にはルールとして規定するものでは無くて例示という位置づけになった。結果的に異常判定ルール等の内容について、ISO 7870-2とJISに微妙な齟齬が生じ、これを解消すべくISO 7870-2への整合を図る観点から改正を行う必要がある。	シェーハート管理図は品質マネジメント関連の適合性評価において不可欠な手法である。ISOの内容を、対応JISにおいてより正確にかつ分かりやすく表記することは、品質マネジメントの実践の一環である工程の能力のより正しい把握と評価および改善につながる。	主な改正点は、次のとおり。 ・異常判定ルールにおいて、ISO 7870-2:2023では、ISOに記載した異常判定ルールは標準化したルールではなく、ガイドラインであることが明確に規定されたため、これに全面的に整合させた内容に改める。 ・管理限界線の係数表において、対応国際規格では一部変更されたが、これまでのJISとは表記が異なるため、これまでのJISの表記のままとしていることの注記を追記する。 ・その他、ISO 9020:2023に準拠すべき箇所は改正し、誤解を招く表現を修正する。例えば、JISの利用者から指摘があった傾向パターンによる異常判定ルールの記述を明確にする。		ISO 7870-2:2023	MOD	第2条の該当号：4(検査方法) 対象事項：鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、エ 欠点：いずれも該当しない。		一般財団法人日本規格協会のWG	2024年10月	03.120.30	5	